

厚生労働省 平成 22 年度

障害者総合福祉推進事業報告書

障害福祉分野において ピアサポートを活用するための 活動実態の調査

厚生労働省平成22年度
障害者総合福祉推進事業報告書

障害福祉分野においてピアサポートを
活用するための活動実態の調査

社団法人日本精神保健福祉連盟

はじめに

(社)日本精神保健福祉連盟 会長 保崎秀夫

(社)日本精神保健福祉連盟 企画実行委員会委員長 大西 守

(社)日本精神保健福祉連盟は昭和28年に設立され、精神保健福祉の啓発普及に取り組んできました。最近の傾向として、身体障害、知的障害、精神障害の各領域が別個に活動するのではなく、協働しながらの活動が重視されてきました。また、行政を含めた専門家が、当事者・家族に一方的に支援するといった従来からの図式ではなく、一般地域住民を巻き込みながら、当事者同士が支えあう活動も増加傾向にあるようです。しかしながら、その実態は必ずしも明らかではありません。

そこで、本連盟では平成22年度において「障害福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態の調査」を計画し実施しました。障害者の自立支援の効果的の実現に向けては、障害者（身体・知的・精神）同士の支えあうピアサポートが不可欠と考えたからです。とくに、本年度においては、各地で取り組まれているピアサポート活動の実態を明らかにすることで基礎的な資料を収集し、それを踏まえてピアサポート活動のあり方とその課題等を整理することを目的としました。

具体的には、ピアサポート活動の実態について都道府県・政令指定都市に依頼し、全国規模でピアサポートの現状を把握しました。対象者はピアカウンセラー、ピアヘルパー、ピア相談員、ピア生活支援員、ピア推進員等で、活動場所は相談支援事業所、地域活動支援センター、自立訓練事業所、居宅介護事業所などでした。そして、特定された各施設に対して郵送によるアンケート調査を実施しました。さらに、研究員が手分けして、全国の施設に聞き取り調査も行いました。

調査研究成果については本文に譲りますが、日本におけるピアサポート活動の実態についての全国規模調査として、画期的な成果が得られたものと確信しています。

本調査研究において、ご協力いただきました当事者・家族・関係者の皆様に、改めて深く感謝申し上げます。

平成23年3月

目 次

はじめに

1. 調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
2. 調査目的と方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
3. 第一次調査・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
 - 1) 第一次調査結果
 - 2) 第一次調査まとめ
4. 第二次調査(個別郵送調査)・・・・・・・・ P14
 - 1) 第二次調査結果
 - 2) 第二次調査まとめ
5. 訪問調査・・・・・・・・ P49
 - 1) 訪問調査結果(1)
 - 2) 訪問調査結果(2)
 - 3) 訪問調査まとめ

資料編

1. 調査票・・・・・・・・・・・・・・・・ P91
 - 1) 第一次調査 「調査票」他
 - 2) 第二次調査(個別郵送調査) 「調査票」
 - 3) 訪問調査 「調査票」
2. 研究班・・・・・・・・ P102
研究班員一覧

1・調査の概要

1) 調査目的

本調査は、障害者の自立支援の効果的実現に向け、障害者（身体・知的・精神）による障害者のための支援、ピアサポートの現状と活用の方向性を検討する。

2) 調査内容

今後の社会は多様な成員が自立し、社会的役割と権利・義務・責任を主体的に担い、互いに協働するWIN WINの社会環境作りである。本研究は、ノーマライゼーション社会の実現に向け、多様な支援システムの構築、市民ボランティア、NPO、企業による支援だけではなく、障害者が障害者を支えるシステムの重要性を検討する。ここではピアサポート活動を明らかにし、新たなシステムの構築と活用の有用性の検討がある。障害者の体験は、専門的知識と同等、それ以上の知識でリアリティを伴う体験的な知識であり、より効果的に他の障害の仲間にも活用できる。ピアサポートは専門職の支援とは異なり、同じ仲間による安全・安心感を提供し、仲間の不安を実感として聞き（傾聴）、自らの体験や多くの仲間の体験（体験的知識）を踏まえ、リアリティを持った助言が可能である。これは、創造的な人生作りへのサポートであり、ピアの自己肯定感にもつながる。

そこで、ピアサポートの実態に関する研究では、現状と活動状況、実態を明らかにする。また、ピアサポートの活用に関する研究では、効果的に活用できるように課題を整理する。そして、ピアサポートのあり方とその方向性を検討する。

3) 調査方法

(1) 第一次調査

第一次調査は、2010年9月に47都道府県主管課に依頼し障害者ピアサポートを行っている事業所を把握する。ピアサポートの実態調査である。

(2) 第二次調査（個別郵送調査）

第一次調査で把握したピアサポート事業所に対し、自記式の郵送調査を2010年11月に実施する。ピアサポートの実態調査及び活用調査である。

(3) 訪問調査

全国調査等のモデル事業所抽出し、2010年11月～1月に訪問調査を実施する。ピアサポートの活用調査である。

4) 調査結果

(1) 第一次調査

第一次調査では47都道府県で341事業所が把握される。事業所が多いのは大阪府で、その他に京都府、鹿児島県、北海道などである。ピアサポート従事者の障害は精神障害が多く、それに身体障害が続き、3障害の事業所等の位置づけである。

(2) 第二次調査

第一次調査の341事業所に自記式郵送調査を行い、回収率は41.35%である。事業所は社会福祉法人とNPO法人で、ここ5年の活動が最も多い。ピアは仕事としてで、雇用関係が多く見られる。処遇や雇用形態はボランティア処遇の有償が多く、時給は700～750円、800～850円、900～1000円等である。年齢は40代を中心に20代から70代までの正規分布傾向で、男性が女性の2倍の人数である。ピアサポート従事者の障害は精神障害と身体障害がほぼ半々で、知的障害はほとんどいない。知的障害者のピアサポートが少なく専門職だけの支援で、多様な人が参加する支援システムが少ない状況とも考えられる。身体障害者では1級の肢体不自由者が多く、精神障害は2級が多いと言える。

名称はピアカウンセラーやピアサポーターで、事業内容は相談支援や地域活動支援センターである。活動目的は相談活動、地域移行、相互支援が多いと言える。活動内容は相談を主に、退院促進、生活支援である。支援頻度は月に1～10日、平均活動時間は1～5時間である。研修は有りが多く、研修時間は21～50時間、1～10時間と幅がある。研修内容は講義、ロールプレーに加え、実習である。講師は当事者と専門職、職員である。受講生は当事者や職員である。支援はスタッフによる相談支援、定例会（例会・学習会・ミーティング）、業務内容の支援である。課題はピアの育成と支援や活動の場、業務内容・責任体制、スタッフ体勢との関係である。活動の推進は、ピアサポートの位置づけ、社会の認知と体制、ピアサポート従事者は良い効果があるので必要性がある。

（3）訪問調査

訪問調査は14事業である。数量的傾向ではピアサポートのほとんどが仕事で、雇用関係がある。名称はピアカウンセラーが最も多く40代が多く、男性が女性の2倍以上である。障害は身体障害と精神障害である。活動は相談が4割を占め、生活支援、就労支援、退院促進がある。利用者は精神障害が半数以上、身体障害が4割である。支援頻度は週5回～8回、人数は1～5人である。活動数は月1回程度と週5回程度に別れ、活動時間は週2時間程度が最も多い。ピアサポート従事者研修は1日程度が多く、講義やロールプレーが多く、実習も見られ、講師は当事者や専門職である。ボランティアの位置づけでは有償ボランティアで、時給750～800円や1001～1500円で、非常勤とパートの合計が常勤の人数の倍である。

訪問した委員の調査では、相談支援・地域活動支援センター、自立生活センター、ホームヘルプステーション、B型事業所である。名称はピアカウンセラー、ピア相談員等の相談員や支援員とスタッフが見られる。活動は、ピア当事者の特性と健常スタッフのフォロー体制の良し悪しがピア従事者の活動を左右するとも言える。活動の環境は、活動が受け入れられる環境への整備がある。例えば、ピア従事者の業務への給与の補助等の財政的裏づけが必要である。また、精神障害者のピアヘルパー支援では、コーディネーターのトレーニングと予算、ピアが集まれる場づくりがある。現在は諸経費を所属団体が負担し、支援スタッフは団体スタッフが兼任している。現状のピア活動では、活動先開拓が難しく、ピアの継続性に困難な側面がある。そこで、ピアの需要と供給を結びつける斡旋機関とその制度化がある。また、ピア同士が集まる場作りでは、情報や悩みを共有し、仲間の助言を得る場があると

エンパワメントを図れる。障害者がホームヘルプサービスを担えるようにピア活動の活発化、活動の活用は市民性の回復と社会貢献でもある。

事業所によっては、行政のピアカウンセラー（1日、1人分）予算がある所もある。身体障害を対象とする生活支援センターでは、さまざまな相談が持ちこまれるが、ピアの障害と異なる障害の相談や支援もある。障害別のピアカウンセラー配置も必要である。また、ピア1人が1週間に1回程度の出勤形態では、生活を支える報酬を得るには至らない。課題は、登録のピアカウンセラーが高齢化し、人材確保が困難になる。障害者の地域移行政策推進では、ピア従事者の存在が大きく、財政的な裏付けが望まれるが、雇用とは言っても中身は乏しく、ピアの人が一生続ける環境がない。また、有償ボランティアとしての位置づけにも見える。

研修はピア従事者本人への研修及び関係者への研修が必要である。また、活動の資質向上への支援が必要である。大阪府は平成13年度からピアヘルパー養成講習会を約10年間継続している。しかし、自己研修、ヘルパーコーディネーター研修、連絡会は皆無である。今後の研修は一定の研修ツールやプログラム開発が必要である。研修は、障害種別や人生経験、年齢や個別経験を踏まえた研修も必要である。課題は財政的裏付け、資質向上の研修（実習プログラムの充実）等がある。個人的には枠組み的な「専門職制度」よりもピアサポートと言う「当事者による当事者支援」の質がより豊かな活動を目指して欲しい。

その他、ピアサポートは、患者会活動の中の活動、一事業所内の活動、地域の活動等がある。従って、名称と位置づけ、社会的役割の明確化が必要である。例えば、精神障害者を対象とする相談支援事業所は、ピアサポート従事者の配置の義務付けがないが、事業所独自でピアサポートの役割があり、十分な効果と実績の認識がある。そこでは、ピアサポート従事者が職員として働いている。ピアサポート従事者は専門職相談員では担うことができない、ピアの役割を果たしている。そこで、ピアサポートは用語の明確化、社会的な役割の整理が必要である。自立生活センターでは財源的に無給でピアサポートに取り組んでいる。ピアの位置づけでは労働者性などの社会的な位置づけの検討が必要である。

重度肢体不自由者の自立生活支援では、生活の実践体験の積み重ねに裏打ちされた助言、共感によって対等の仲間としてのかかわりがきわめて重要で、自立支援につながる。このピア活動は、ピアサポートを行う重度の肢体不自由者なので移動、介助支援が必須である。

障害者の権利条約では、ピアサポートの必要性が強く指摘されている。これは、専門職だけでは十分に取組めない領域を補完し、障害者の自立支援を充実する大きな役割がある。訪問した事業所では、ピアサポート従事者の必要性と意義が指摘されている。ピアサポートの効果的と実践的関与は、具体的に質の高い支援につなげる課題がある。例えば、ピアサポート従事者研修、フォローアップ研修、システムティックな研修の促進、ピアサポート人材バンク、活動の場の支援体制作りがある。

ピアサポート従事者は事業所だけでなく、地域のネットワーク会議（地域自立支援協会）にも参加している。会議の中では、ピアサポート活動の場と課題も検討されている。また、地域での講師活動もある。今後は、①事業所で勤務するピアサポート従

事者、②固有の体験や障害種別、活動範囲情報を登録し、必要な場合に種々の機関・事業所の依頼を受けて活動するピアサポート従事者等の検討も必要と言える。

5)まとめと提言

ピアサポートの実態に関する研究では、各地でピアサポートに従事していた。身体障害者と精神障害者のピアサポート活動が広く行われている。知的障害者は親当事者の参加が若干見られる程度で、逆に言えば専門職だけの支援となっている。ピアサポートは、相談支援が多く、身体障害者のピアカウンセラーやピア相談員があり、精神障害者では退院促進やピアヘルパー活動である。本研究では患者会のピアサポート活動は対象としていない。

疾患や障害になると人は不安、緊張、混乱、思考停止に陥り、パワーレスとなって社会参加が十分にできなくなる。そして、絶えず支援されていると自立心が損なわれ、積極的に自らの人生を構築し決定する、自律・自立力が阻害される。人は知的な知識だけではなく、体験・リアリティによる実感に裏打ちされた感覚、ミラーニューロンの共通感覚の共有、そこでの知恵と工夫が生活や人生には大切である。そして、自分が先に体験したことを先輩として、少し先を生きるモデルとして、後輩に伝えることが人生の先を照らし不安、緊張、混乱を低下させる。同じ体験から得る事柄に少しでも早く気づき、人生に役立てていくサポートは、人生をよりよく立て直すサポートといえる。ピアサポートではそれぞれの体験をもとに、専門職だけでは十分に組み込むことができない生活実感の領域を補完し、当事者の自立支援を効果的、効率的に充実する大きな役割を有している。これは多様な支援システムづくりと障害者自身の社会参加の2面性である。自立とは社会的役割カードが障害者だけでなく、他の社会的役割カードが増えることで、社会に役立つ実感が持てることである。

ピアサポートの活用に関する研究では、今までの障害者の自立支援では専門職による支援や活動が柱となっている。障害者自身によるピアサポートが専門職の自立支援の両輪として、効果的に活用できるようにする。例えば、そこでは、個人の体験を客観視してピアとして生かすための研修、同じピアの中で実践の質を高め再検討する研修、ピアの活動を検証する集まりが必要と言える。また、周囲の健常者の職員や関係者への研修や学生教育も必要である。精神障害者では体調変化に対するセルフケアや勤務調整等の活動支援も必要で、障害特性を支える支援も必要である。障害者の自立生活の課題を最も知っているのは障害者自身であり、障害当事者や家族の中には仲間を支える力を持つ障害者の方がある。その方々の力を積極的に自立支援に活用し、その普及啓発とその効果的な活用は、ピア研修等に参加した方々のピア登録制度を県内で共有し、必要な事業や必要な活動への派遣制度を作る。そこでは、1つの事業に特化してグループ活用し、その活動の中から力量のあるピアに多様な活動に参加する機会を提供する。これは、雇用形態とも関連する。また、ピアサポートを行っている方々の連絡会や集まりの場を広域レベルで実施し、施設内での活用から、地域内での活用が望まれる。身体障害者等のピアサポート従事者は活発に活動を行っている。異なる障害のサポートに関して、進まない状況の改善にもなる。

また、幅広い当事者が関与できる体制作りと資金面の支援が必要と思われる。それには、ピアサポートの意味の理解が本人、周囲の職員や社会福祉学生への理解が重要である。ピアスタッフやピアカウンセラーは、ともに自信と誇りをもって活動していて、後輩の障害者に生きるモデルを提供している。社会的役割は、再発達の自立支援への環境整備である。障害者は素直に話せる関係を基盤に、市民性と社会性を回復し、誰もが楽しく笑顔で人生を送れる活動へ、今後の発展を期待したい。そのためには県内、全国的なピアサポートネットワークの確立や基盤整備が急務と考えられる。また、日本の障害者は、欧米のように大学や高等教育を受ける機会が少ない状況の改善も必要と思われる。(図1、表1)

障害者の権利条約では、ピアサポーターの重要性が指摘されている。このピアサポートの発展充実は、多様な支援システムの構築と効果的・効率的システム開発であり、当事者中心・ピア性を重視したソーシャルワーク論とその実践の質を向上させ、障害者の人権擁護活動でもある。専門職だけで障害者の支援を担うのではなく、障害者が障害者をサポートすることは、援助の質を高め、より効果的・効率的な地域活動の展開に繋がる。即ち、当事者の能力を最大限に引き出し、当事者ができることは当事者が担い、自律・自立した社会参加は、多様性のある社会作りと考えられる。これは、誰もが住みやすい地域づくりにも寄与する。(表2)

本調査では、ピアサポートの現状を把握し、その問題点と課題、あり方と方向性を明らかにすることができた。今後、本調査で明らかにできなかった点(利用者、指導員や支援者、社会福祉学生、家族、市民、行政等の立場性)をより深く検討し、ピアサポート従事者の名称の統一、役割と位置づけを明確にし、障害者の社会役割だけでなく、障害者の社会貢献に向けた展開に繋がる調査といえる。従って、本研究の継続は、研究成果の積み重ねが重要であり、それによって制度の改善により効果的に反映できると言える。

まとめ(図・表)

図1.ピア研修システム(案)

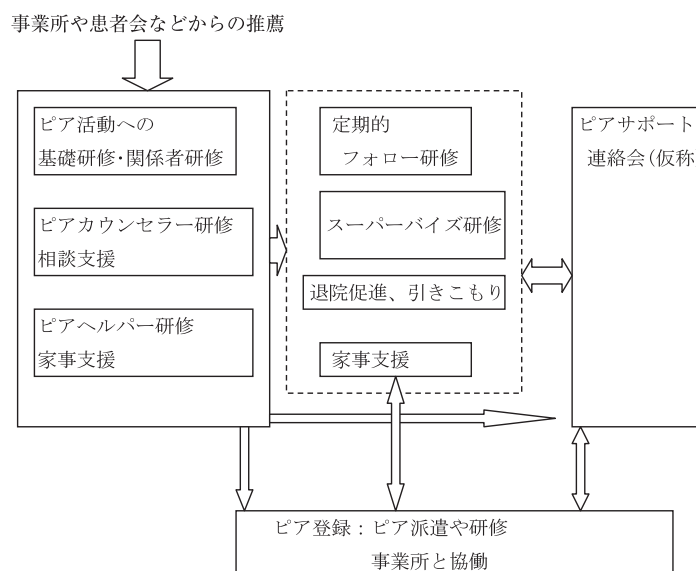


表1. 活動と雇用形態(案)

	患者会 調査外	非常勤 パート・アルバイト 単独役割 1～2/週 複数人で	スタッフ 雇用契約 短時間労働 正規労働
非職業 患者性	患者会 内の役割	施設内 +施設外役割 相談・電話・訪問・講師 ピア退院促進員	スタッフとして *患者性のピアは 背景になる
市民性 社会性 職業性		ピアカウンセラー ピアヘルパー ピア相談員	スタッフ (ピア)

表2. 専門職とピア支援の住み分け(案)

利用者	補完的な社会役割(両輪)	
	ピアサポート	専門職を柱(社会福祉など)
支援される側	支援される側 +支援する側にも	何時も支援する側 社会的役割として
生活体験 体験がマイナス	体験が+、生活実感・リアルイ 生活からの知恵と工夫 価値観、 <u>自立モデル</u> <u>客観化と体系化の学習</u> スキルアップ	専門知識・技術基盤 体験が異なる(価値・視点) *新たな価値での支援論構築 多様な援助形態へ 効率的・効果的な援助づくり 真の当事者主権への パートナーシップ支援
素直に話せる関係(感情)		

* 高齢者でもできることは社会参加に役立てる活動と同様に
障害者も社会で役立つ新たな支援活動の展開は、
効率的・効果的な人材活用に繋がる

2. 調査の目的と方法

1) 調査目的

本調査は、障害者の自立支援の効果的実現に向け、障害者（身体・知的・精神）を対象に、障害者による障害者のための支援であるピアサポートについての調査である。この「ピアサポート調査」では、活動の現状と活動の実態把握に関する調査である。

そして、把握した調査結果を分析し、ピアサポートをより有効に活用するためのあり方、普及及び定着化の方向性を明らかにする。即ち、ピアサポートの効果的な活用へ向けては、その実態を明らかにすることで、より効果的な障害者の自立生活づくりにも寄与する。

その為に、「ピアサポートの活用に関する研究」では、活用のあり方への課題を整理しまとめる。今までの専門職による自立支援だけではなく、当事者参加による当事者のための自立支援活動は、専門職と当事者（本人、家族）支援を両輪とし、自立生活支援の新たな方向性が可能となる。これは、当事者参加とノーマライゼーション理念の推進であり、障害者が笑顔で明るく楽しく、自らの人生を主体的に生きる相談支援体制の充実と環境整備でもある。

3) 調査方法

ピアサポートの実態に関する研究

(1) 第一次調査

全国の活動状況の実態を把握するため、第一次調査では、47都道府県の主管課に依頼し、全国規模で障害者のピアサポートを行っている事業所の把握を実施する。

調査実施：2010年9月1日に郵送で都道府県主管課に依頼する。

回収はFaxで2010年9月24日までに行った。

(2) 第二次調査（個別郵送調査）

第一次調査で把握したピアサポート事業所に対して、個別自記式で郵送調査を実施する。

郵送調査は2010年11月に実施する。

調査の回収期間は、2010年11月～12月である。

調査はアドバンテッジリスクマネジメントが実施する。

(3) 訪問調査

量的調査だけではなく質的調査として、全国調査等で障害当事者が障害者に直接支援を行っているモデル事業所を抽出し、詳細な活動内容等について、その実態を把握する。

訪問調査は2010年11月～1月にかけて実施する。

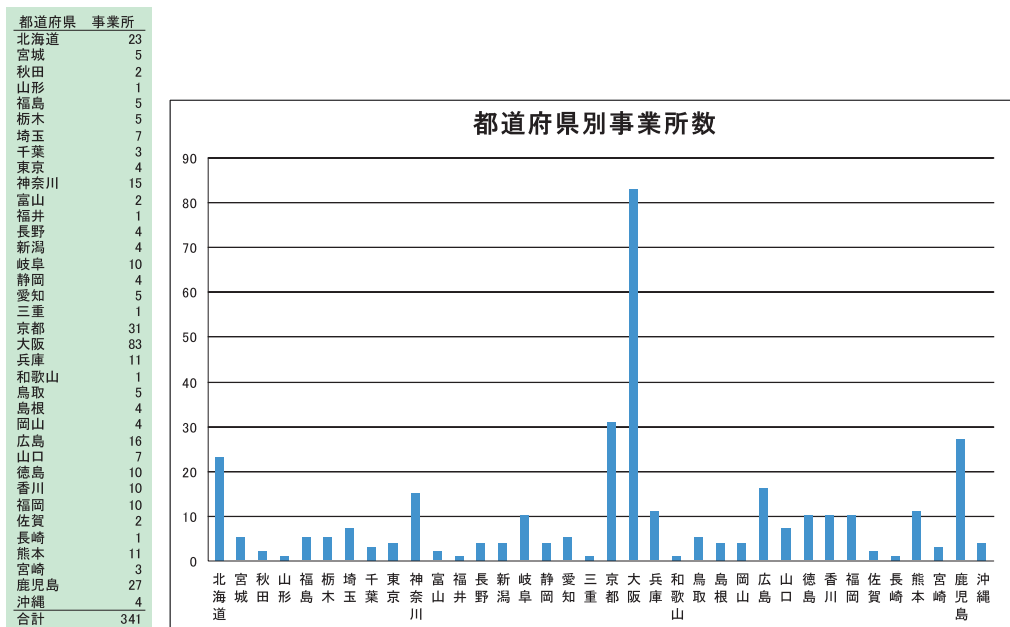
訪問調査は各委員が実施する。

3. 第一次調査

1) 第一次調査結果

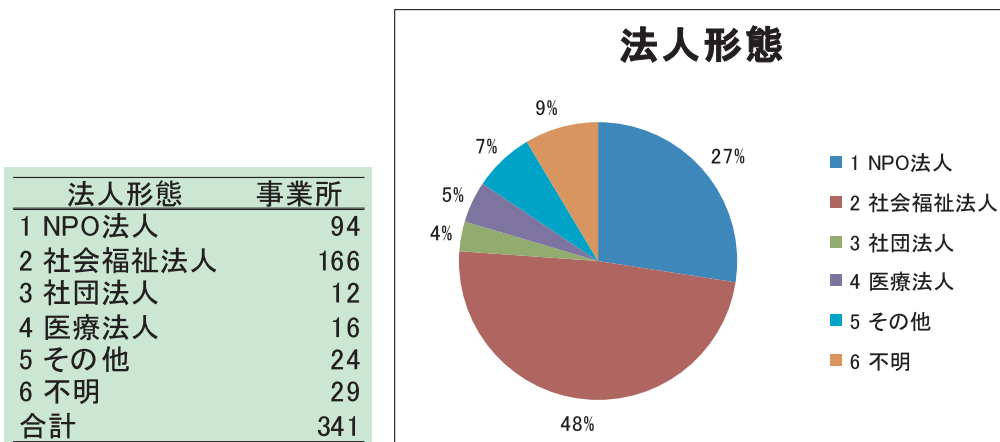
第一次調査は9月に各都道府県障害者福祉主管課に行った。回収は47都道府県のすべてから得られた。結果は47都道府県全てでピアサポート事業を行っている。ピアサポート事業所数は341事業所である。ピアサポート事業が多い都道府県は、大阪府が83事業所と最も多く、京都31事業所、鹿児島27事業所、北海道23事業所、次に神奈川15事業所や広島16事業所である。

I-1 事業所 都道府県



I-1法人形態

ピアサポートを行っている事業所の法人形態は、最も多いのが社会福祉法人48%、NPO法人27%である。



2) 第一次調査まとめ

我が国ではピアサポートについてまだまだ共通の認識として、言葉の定義や活動内容が不明確な点もまだある。そこで、本調査では、調査依頼時に語句の説明を添付して、調査を行っている。即ち、本調査のピアサポートは、「同じ課題や環境を体験する人同士が、対等な関係性の仲間（ピア）で支えあうこと。」とし、特に本調査においては、「障害のある人」が、「障害のある人」を支援する業務や活動に就くことを指している。」(資料編注釈)と解説している。従って、都道府県によってはピアサポートについての認識に差がある可能性があり、県内のピアサポート事業の把握にも差がある可能性も考えられる。

本調査の第一次調査では、47都道府県から341事業所が把握されている。多い都道府県は、大阪府が83事業所、京都31事業所、鹿児島27事業所、北海道23事業所などである。この事業所について、第二次調査ではより詳細な調査を実施する。

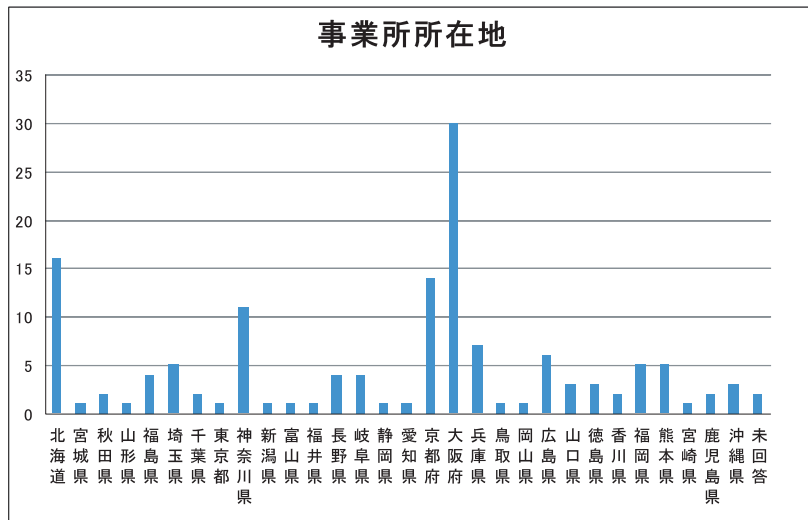
4. 第二次調査(個別郵送調査)

1) 第二次調査結果

第一次調査で把握した341事業所に対して、2010年11月に白記式郵送調査を行った。回収は11月～12月である。回収数は141事業所で、回収率は41.35%である。

調査の回収結果から事業所が多いのは、大阪府30、北海道16、京都14、神奈川11、兵庫7、広島6である。

事業所所在地	事業所
北海道	16
宮城県	1
秋田県	2
山形県	1
福島県	4
埼玉県	5
千葉県	2
東京都	1
神奈川県	11
新潟県	1
富山県	1
福井県	1
長野県	4
岐阜県	4
静岡県	1
愛知県	1
京都府	14
大阪府	30
兵庫県	7
鳥取県	1
岡山県	1
広島県	6
山口県	3
徳島県	3
香川県	2
福岡県	5
熊本県	5
宮崎県	1
鹿児島県	2
沖縄県	3
未回答	2
合計	141

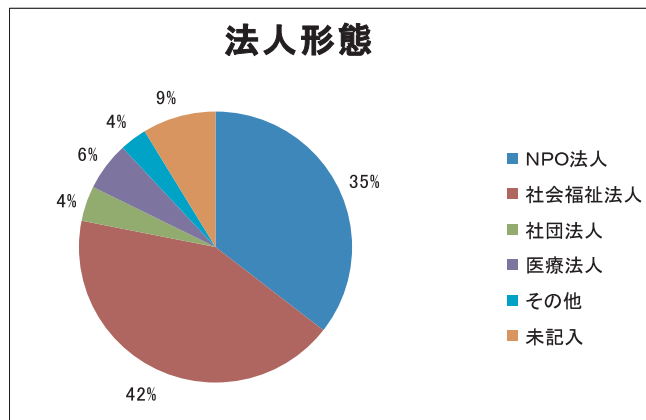


I-1法人形態

ピアサポートを行っている事業所は、社会福祉法人が42%、NPO法人が35%とほとんどを占めている。

法人形態	事業所
NPO法人	50
社会福祉法人	60
社団法人	6
医療法人	8
その他	5
未記入	12
合計	141

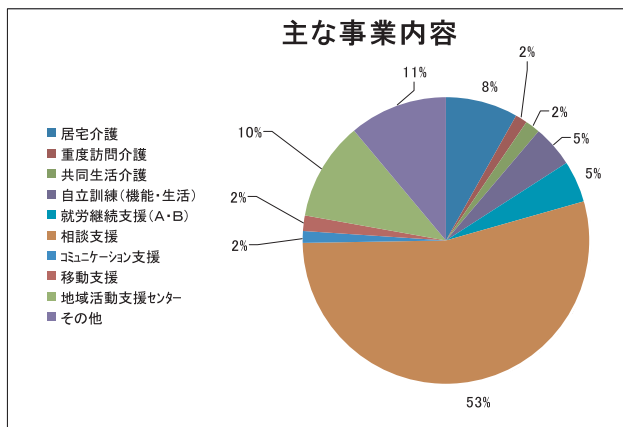
その他
障がい者自立生活支援センター
市からの委託
精神障害者生活支援センター(相談支援事業所)
株式会社
財団法人



I-2 主な事業(※◎の回答がなかったところは未回答に)

主な事業は相談支援が53%と最も多くを占めている。その他には、地域活動支援センター、居宅介護である。

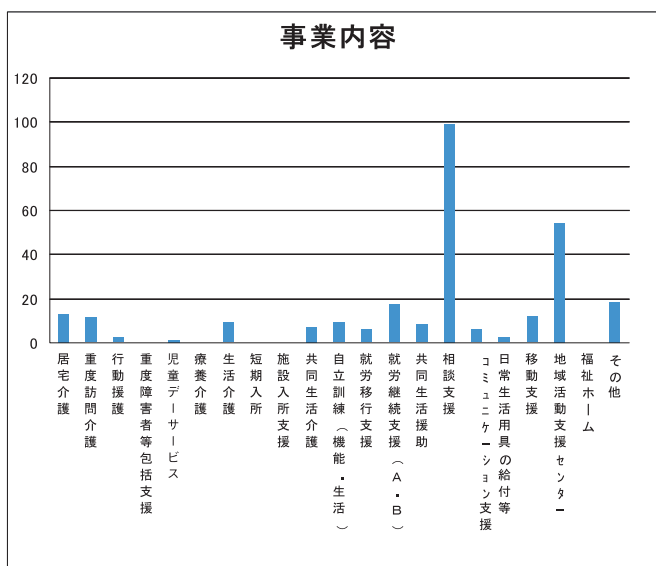
主な事業内容	事業所
居宅介護	5
重度訪問介護	1
共同生活介護	1
自立訓練(機能・生活)	3
就労継続支援(A・B)	3
相談支援	34
コミュニケーション支援	1
移動支援	1
地域活動支援センター	7
その他	7
合計	63



2 主な事業 (複数回答)

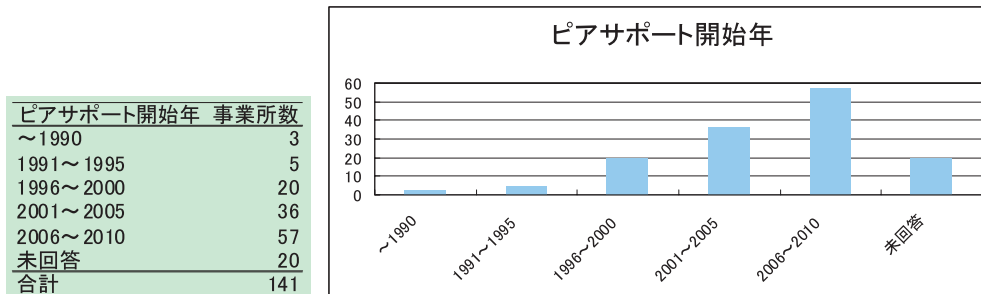
主な事業所の延べ事業内容では、相談支援が最も多く99、地域活動支援センター54である。その他、就労継続支援(A・B)17、移動支援12、居宅介護13、重度訪問介護11である。

事業内容	事業所(のべ)
居宅介護	13
重度訪問介護	11
行動援護	2
重度障害者等包括支援	0
児童デイサービス	1
療養介護	0
生活介護	9
短期入所	0
施設入所支援	0
共同生活介護	7
自立訓練(機能・生活)	9
就労移行支援	6
就労継続支援(A・B)	17
共同生活援助	8
相談支援	99
コミュニケーション支援	6
日常生活用具の給付等	2
移動支援	12
地域活動支援センター	54
福祉ホーム	0
その他	18
累計	274



I-3 開始年

ピアサポートの事業所の開始年は2006～2010年が57、2001～2005年が36、1996～2000年が20である。



I-3 ピアサポートの目的は

ピアサポートの目的については、自由記載を地域活動や就労支援、相談、相互支援、病院や施設から地域への大きく4つに分けられた。具体的には、以下の記述のとおりである。

【地域活動や就労支援】

就労の機会として支援

生活支援、就労支援

本人の就労支援、介護の人材不足の緩和

ピアヘルパーとしての就労だけでなく、一般ヘルパーとしても働ける場を当事者が安心して利用できるようにしていくため。スキルアップのため。

【相談】

障がいを持つ人の地域での自立支援のため、エンパワーメント

自立支援

”障害者110番”事業として相談会に参加

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう

相談支援の充実

地域で自立して生活する為の社会的リハビリテーションと相互支援

当事者のエンパワメントを高める

当事者が安心して相談できるため

相談支援等事務処理

ピア自身の自立や自己実現、より利用者ニーズに応えるために地域への理解促進

当事者のエンパワメントの活用

利用者の精神的サポート、自立のための情報提供

地域の啓発活動を目的とし、ピアカウンセリングを行うことにより自己の力を高める。

精神障害者のリカバリー促進

精神障害者と同等な立場、経験を踏まえた相談支援の実施

発声不能障害者に対し発声し同訓練を実施。かつ社会参加の促進を図る。

障害者主体の相談支援を行うため

社会の一人としてささえあいながら成長できれば

障害者からの相談

相談者の安心、相談のしやすさのため

相談支援のため

知的・身体障害者への相談に困難ケースなどの事例について対等な関係の方からアドバイスを受けている

当事者が相談カウンセラーとして活動できる体制を整える。当事者の回復、当事者活動の活発化

同じ環境や課題点などを話しやすい場をつくれるから

当事者スタッフとして2名非常勤雇用。ピア相談員として3名依頼。

当事者主体の事業を展開しているため

同じ障害を持つ当事者として、相談支援活動に活躍してもらう

自由に相談できる場を提供する

精神障害がある人々がひとりひとりの自立生活を支援する

障害をもった人への社会復帰支援

地域生活支援

障がい者相談支援、自殺予防活動

相談支援

相談支援におけるエンパワーメント

当事者が当事者の一番の理解者であり、手助けができる

退院支援、ひきこもりがちの人への訪問支援、移動支援、見学者対応などの窓口対応、バスガイド

障がい者の相談活動

当事者の活動ができる機会をつくるため

対等な関係性での相談対応

【相互支援】

障害を持った仲間同志の支え、助け合い

同じ経験をした人たちによる支えあい、自分自身の成長

相談支援（ピアカウンセリング）

当事者間における相互作用に期待

仲間支援として

障害者のエンパワメントのため

依存症からの回復を手助けする

障害者の自己選択に向け地域生活をお互いに支援しあう

心の整理と安定、自己決定力の回復(エンパワメント)

当事者主体運営、仲間としての意識

障害をもつピアカウンセラーが、同じ障害を抱える障害者及び家族の相談に応じることで必要な情報を提供し、障害者各々が自立した日常生活を営めるように支援する

ピアカウンセラー

ピアカウンセリング、自立支援

【医療や施設から地域へ】

地域移行支援事業の中のメニューの一つ

障害者の自立支援、施設からの地域移行

病院での講演会でスタッフ、患者さんの退院への意欲・希望を引き出す。

地域支援事業（当時は退院促進事業）にて精神科病院にて体験発表

精神の退院サポート

地域生活移行支援（退院促進）時行事の情報提供・つながり作り等

退院支援員として

当事者の視点から退院する人の支えが必要なため

大阪府精神障がい者退院促進ピアサポーター事業の委託を受注、退院促進にピアサポートを活用する。

退院促進事業のピア活動、支援センター内での相談

退院促進支援事業として

地域移行支援事業・対象者への地域生活定着にかかわる同行支援

精神障害者の退院促進と仲間作り

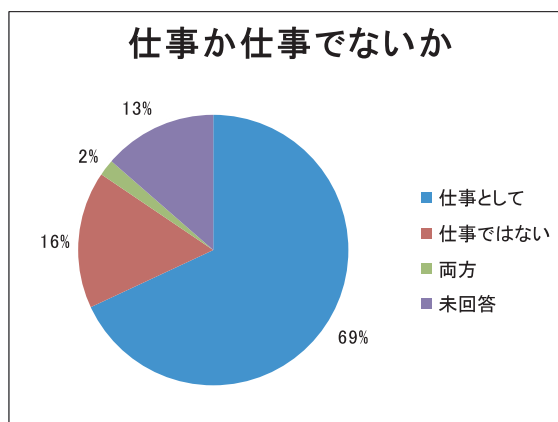
退院促進支援事業

長期入院患者の退院促進支援

II-1 仕事かどうか

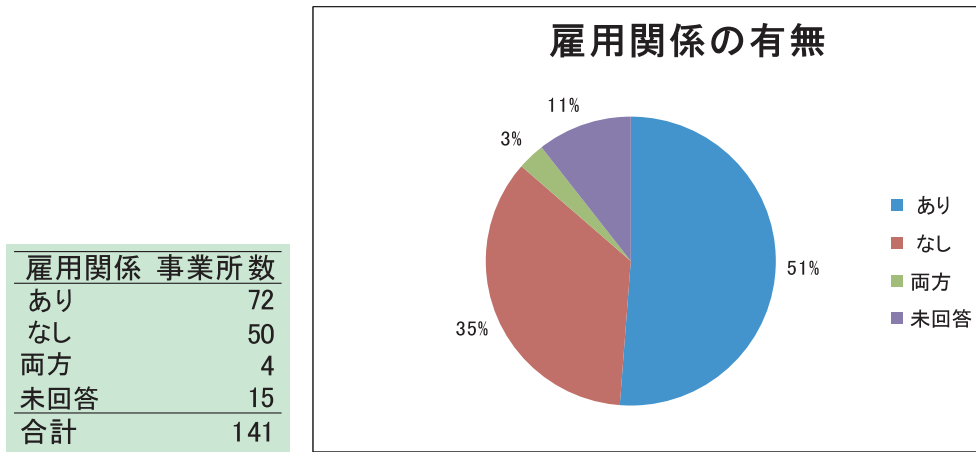
ピアサポートの位置づけについて、仕事としているかどうかでは、仕事としているが69%である。

仕事かどうか	事業所数
仕事として	96
仕事ではない	23
両方	3
未回答	19
合計	141



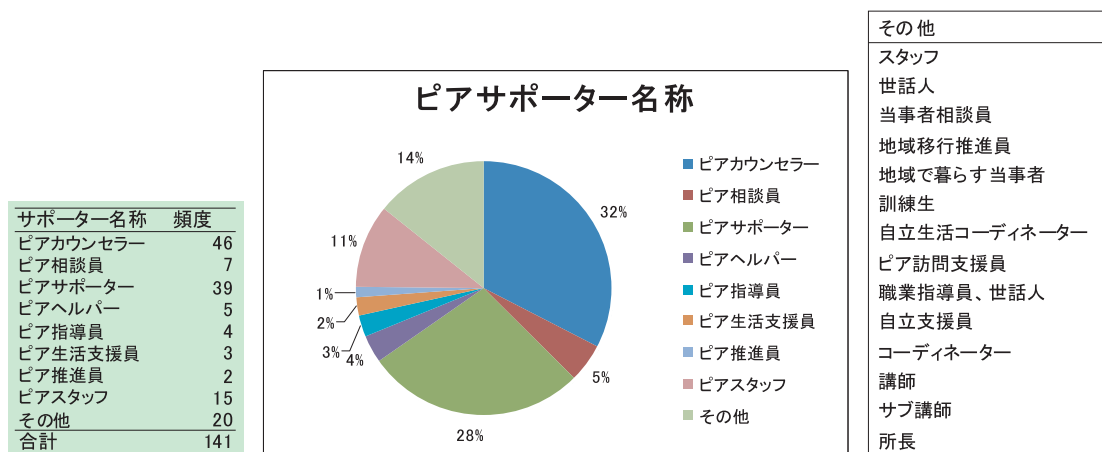
II-2 雇用関係の有無

事業所の数でピアサポーターと雇用関係があるのは51%、雇用関係がないのは35%、両方の人がいるのは3%である。



II-3 ピアサポーターの名称

ピアサポーターの名称は、ピアカウンセラーが32%と最も多い、次がピアサポーターとしてが28%、ピアスタッフが11%である。

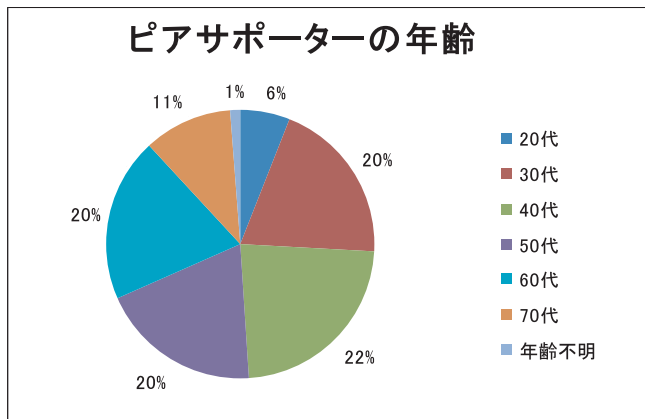
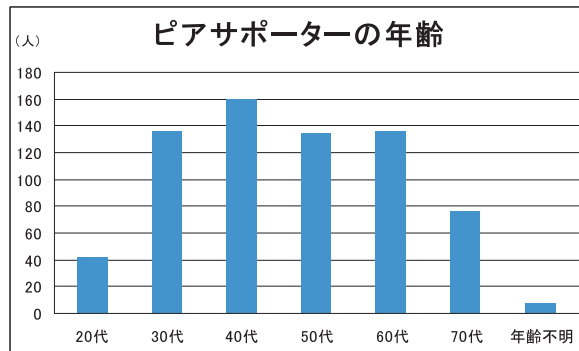


II-4 年齢

性別や年齢の回答にやや不明分がある。

ピアサポーターの年齢は最も多いのが40代で160人、30代と60代が136人、50代が135人である。20代が42人と70代が76人と他の年齢に比べて人数が少なくなっている。この割合は40代が22%、30代が20%、50代が20%、60代が20%、70代が11%、20代が8%である。

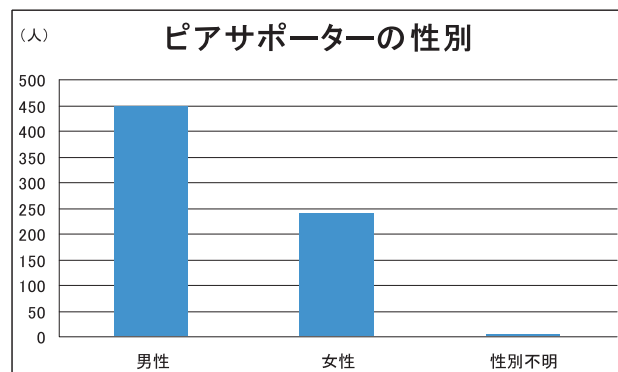
ピアサポーターの年齢	人
20代	42
30代	136
40代	160
50代	135
60代	136
70代	76
年齢不明	7
累計	692

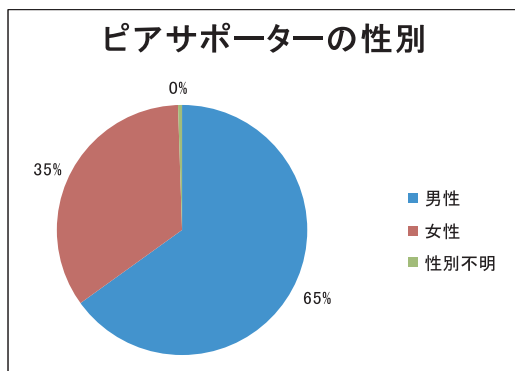


II-5 性別 (累計)

ピアサポーターの性別は男性が450人、女性が239人と男性が女性の約2倍と多い状況である。これは男性が65%、女性が35%となっている。

ピアサポーターの性別	人
男性	450
女性	239
性別不明	3
累計	692

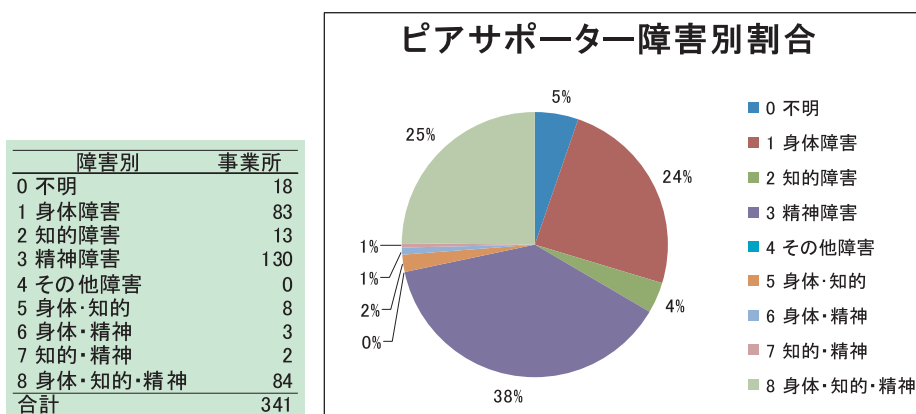




II-6 ピアサポーターの障害の種別（累計）

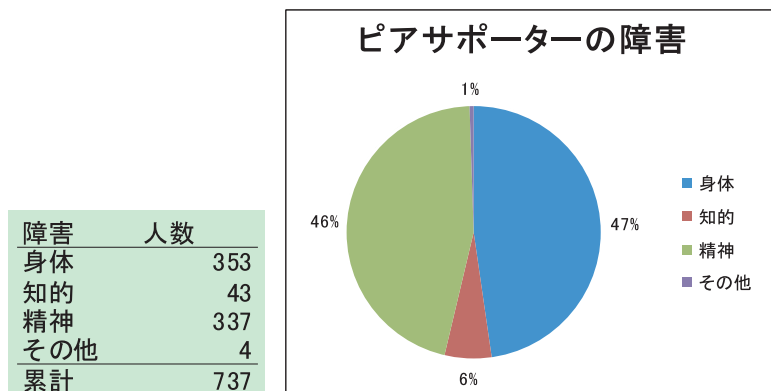
ピアサポーターの障害では精神障害が130事業所、身体・知的・精神が84事業所、身体障害が83事業所、知的障害が13事業所である。事業所の割合は身体障害24%、精神障害38%、身体・知的・精神が25%である。

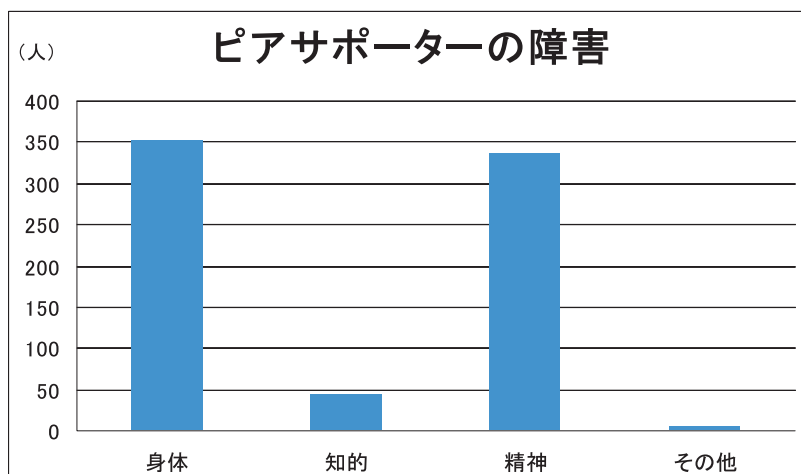
●送付先



●回収分(累計)

ピアサポーターの障害では、身体障害が353人、精神障害が337人、知的障害が43人である。身体障害が一番多く、精神障害が次で、知的障害はかなり少ない状況である。

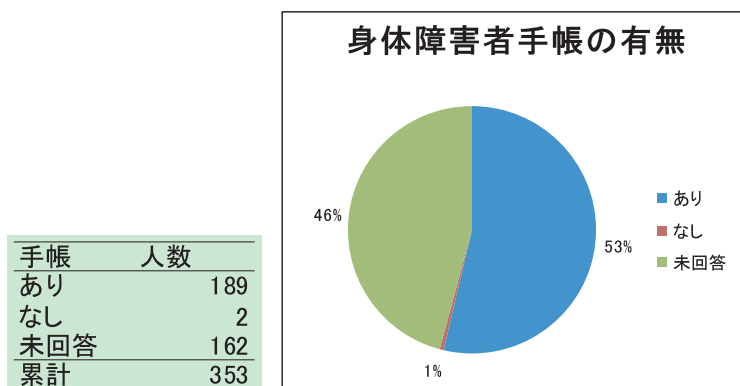




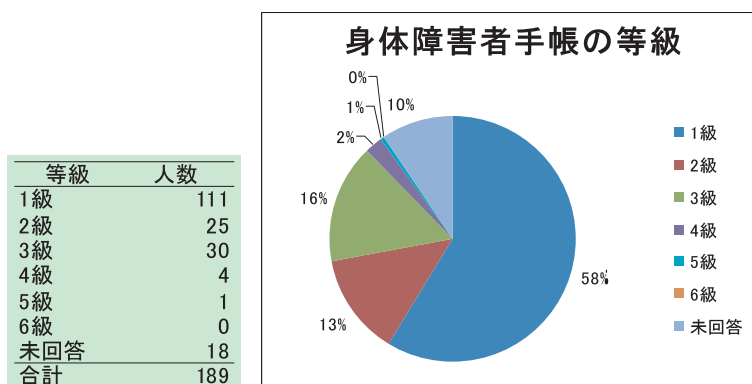
※以後の設問では、Nの数が身体障害N=353、知的=43、精神337としている。

1) 身体障害

ピアサポーターの身体障害者手帳の所持は189人で53%ある。未記入も多い。

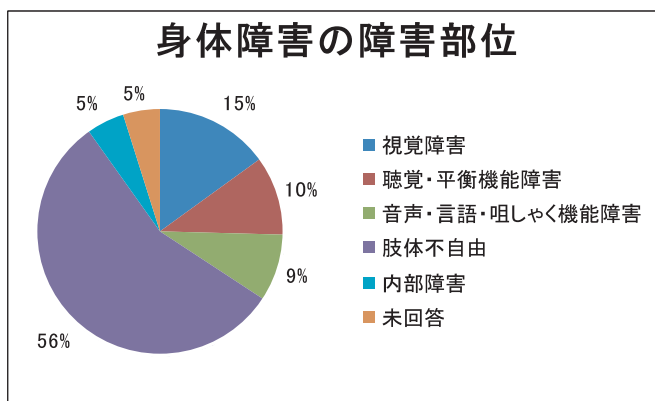


ピアサポーターの身体障害者手帳の等級は、1級が111人、3級が30人、2級が25人である。これは、1級が58%、2級が13%、3級が16%である。



ピアサポーターの身体障害の障害部位は、肢体不自由が198人、視覚障害が53人、聴覚・平衡機能障害が36人、音声・言語・咀嚼機能障害32人である。これは、肢体不自由が56%、視覚障害が15%、聴覚・平衡機能障害10%、音声・言語・咀嚼機能障害9%である。

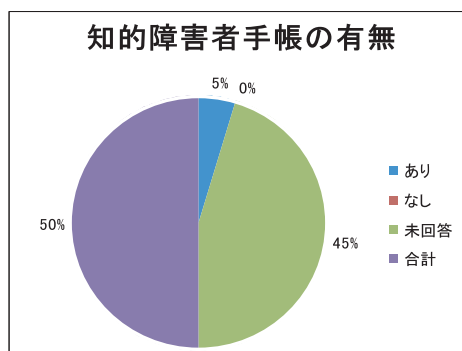
障害部位	人数
視覚障害	53
聴覚・平衡機能障害	36
音声・言語・咀嚼機能障害	32
肢体不自由	198
内部障害	16
未回答	18
合計	353



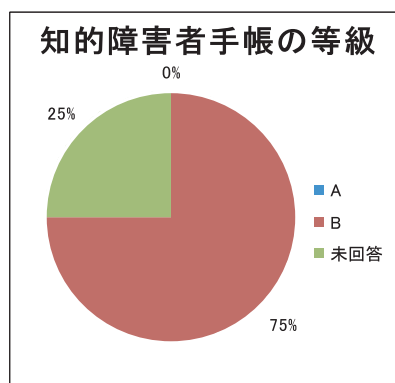
2) 知的障害

ピアサポーターの知的障害者の療育手帳は未回答がほとんどである。

手帳	人数
あり	4
なし	0
未回答	39
合計	43

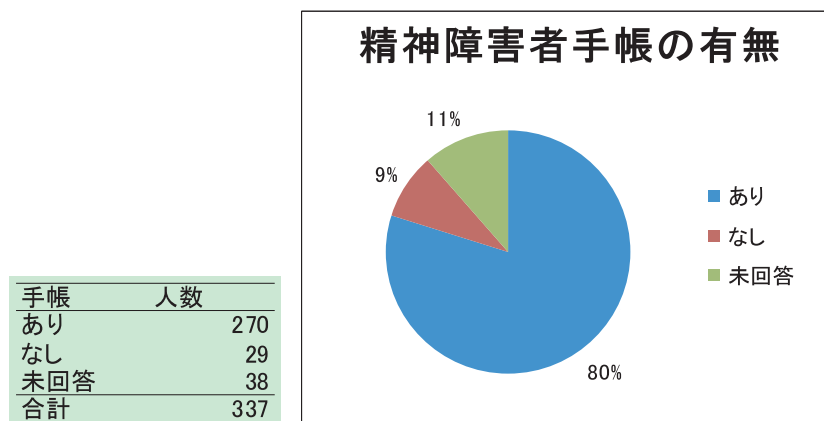


等級	人数
A	0
B	3
未回答	1
合計	4

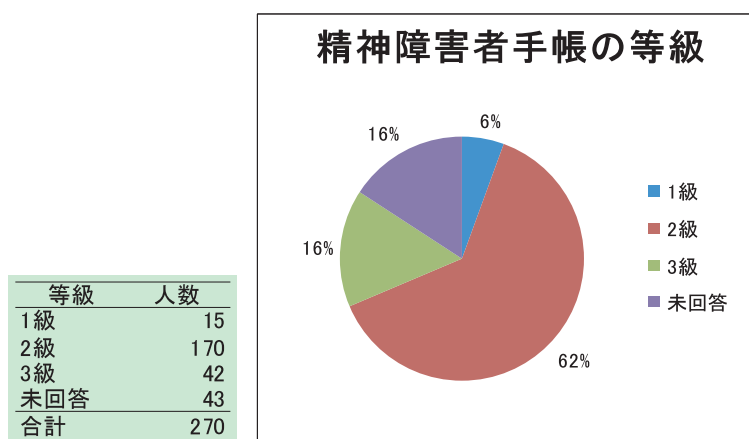


3) 精神障害

ピアサポーターの精神障害者保健福祉手帳所持者はあり270人、なし29人である。これは、手帳所持者が80%、なしが9%である。



ピアサポーターの精神障害者保健福祉手帳の等級は、2級が170人、3級が42人、1級が15人である。これは、2級が62%、3級が16%、1級が6%である。

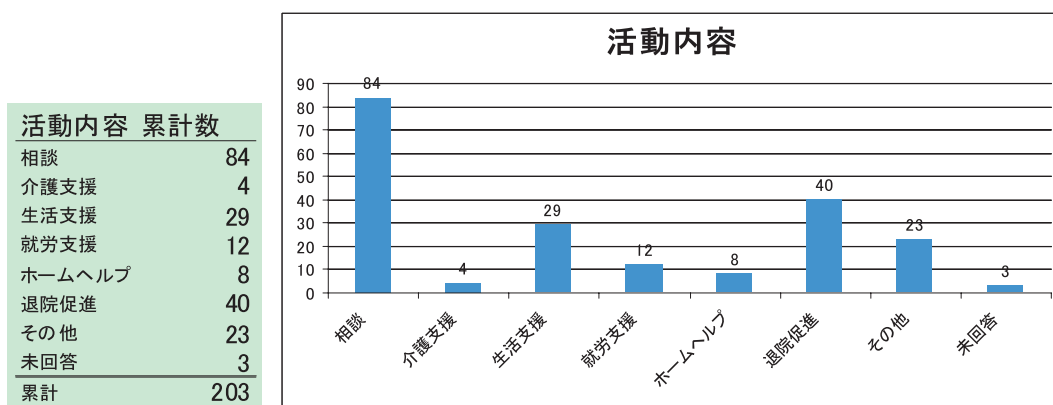


4) その他

その他障害：4人

II-7 活動内容

ピアサポーターの活動内容は、相談が84活動、退院促進が40活動、生活支援が29活動、その他23活動、ホームヘルプ8活動、介護支援4活動である。



[1.相談内訳]

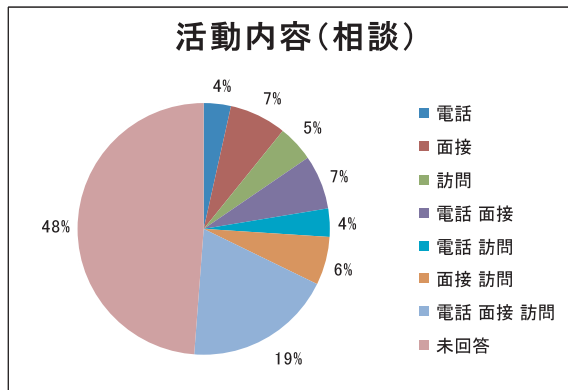
相談の活動内訳では、講師活動 4、サロン 4、地域センターの活動サポート 3、地活利用者の話し相手 2 である。

活動内容(その他内訳)	累計数
サービス利用	1
講師活動	4
グループカウンセリング	1
サロン	4
普及啓発(体験発表)	1
地域センターの活動サポート	3
同伴	1
事務、受付、案内、料理など	1
ピアカウンセリング	1
地活利用者の話し相手	2
グループワーク	1
支援員の補助	1
スポーツ	1
未回答	1
合計	23

[7.その他内訳]

その他の活動の内訳では、電話・相談・面接が16、電話と面接 6、面接6、面接と訪問 5、訪問 4、電話と訪問 4、電話 4 である。これは、電話・相談・面接が19%、電話と面接6%、面接 7%、面接と訪問 6%、訪問5%、電話と訪問4%、電話4%である。

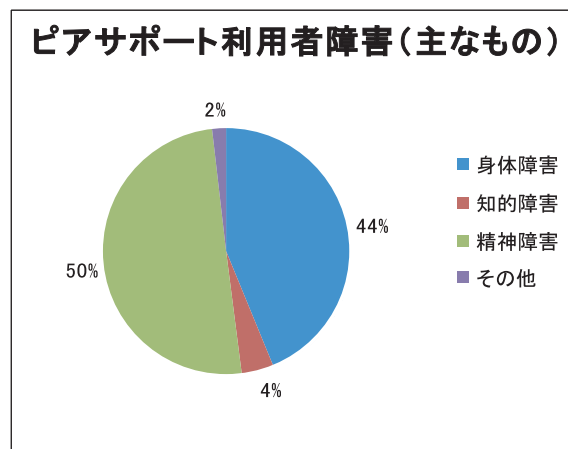
活動内容(相談)	事業所
電話	3
面接	6
訪問	4
電話 面接	6
電話 訪問	3
面接 訪問	5
電話 面接 訪問	16
未回答	41
合計	84



Ⅲ-1 ピアサポート利用者障害

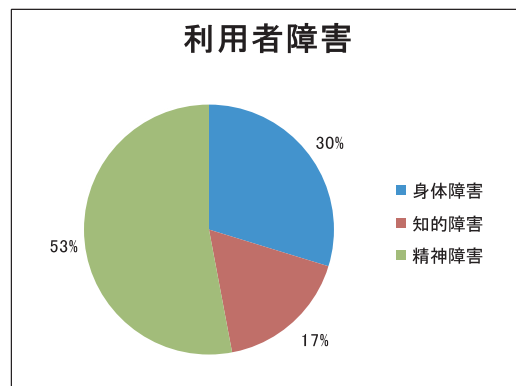
ピアサポートの利用者の障害（主なもの）は、精神障害が22、身体障害22、知的障害2である。これは、精神障害50%、身体障害44%、知的障害4%である。

身体障害	22
知的障害	2
精神障害	25
その他	1
合計	50



ピアサポートの利用者の障害（累計）は、精神障害が96、身体障害53、知的障害31である。これは、精神障害53%、身体障害30%、知的障害17%である。

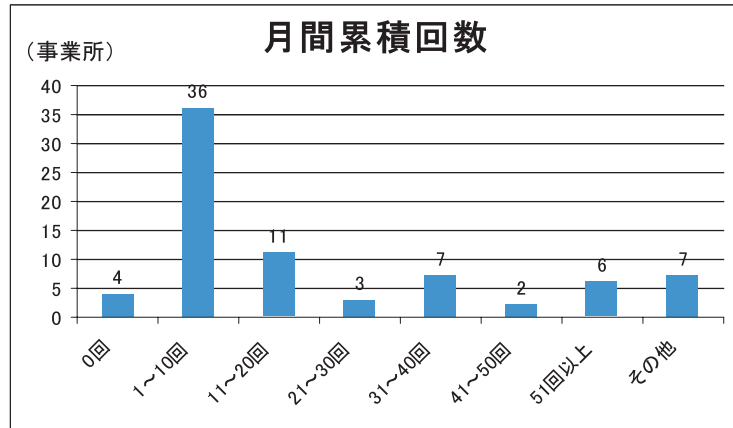
利用者障害(全て)	累計数
身体障害	53
知的障害	31
精神障害	95
合計	179



Ⅲ-2支援の頻度と時間

支援の累積は、1～10回が36事業所、11～20回が11事業所、31～40回が7事業所、51回以上が6事業所、0回が4事業所、21～30回が3事業所、41～50回が2事業所である。

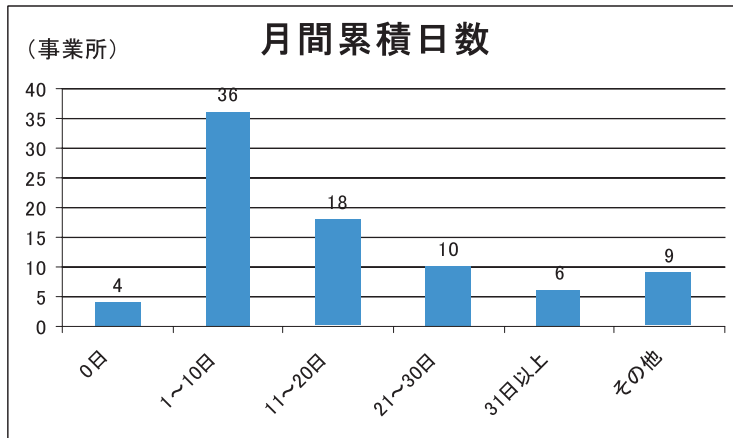
月間累積回数	事業所
0回	4
1～10回	36
11～20回	11
21～30回	3
31～40回	7
41～50回	2
51回以上	6
その他	7
有効回数	76



2) 累積日程

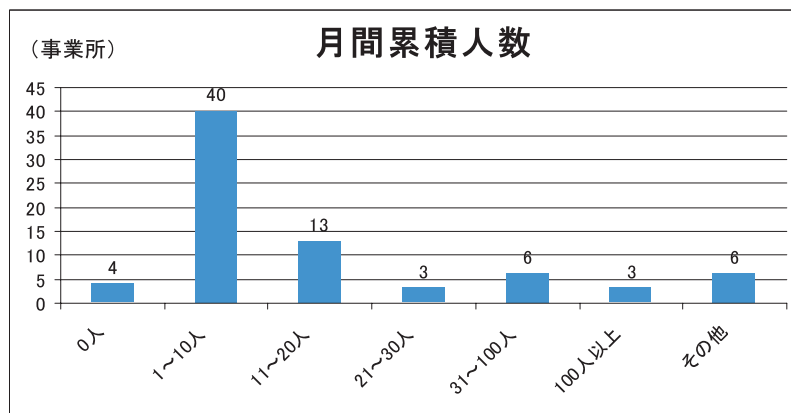
累積日数は、1～10日が36事業所、11～20日が18事業所、21～30日が10事業所、31日以上が6事業所、0日が4事業所である。

月間累積日数	事業所
0日	4
1～10日	36
11～20日	18
21～30日	10
31日以上	6
その他	9
有効回答	83



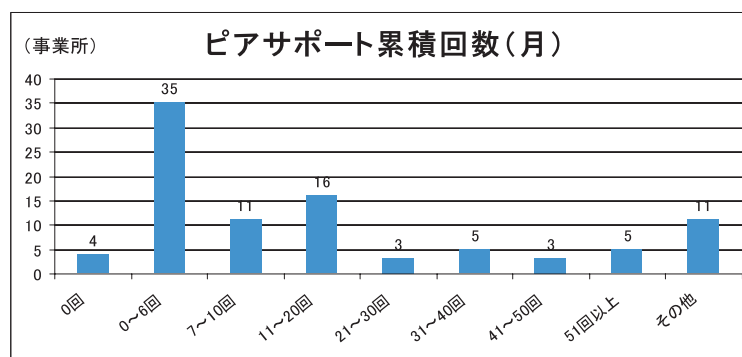
累積人数は、1～10人が40事業所、11～20人が13事業所、31人～100人が6事業所、0人が4事業所、21～30人が3事業所、100人以上が3事業所である。

月間累積人数	事業所
0人	4
1～10人	40
11～20人	13
21～30人	3
31～100人	6
100人以上	3
その他	6
有効回答	75



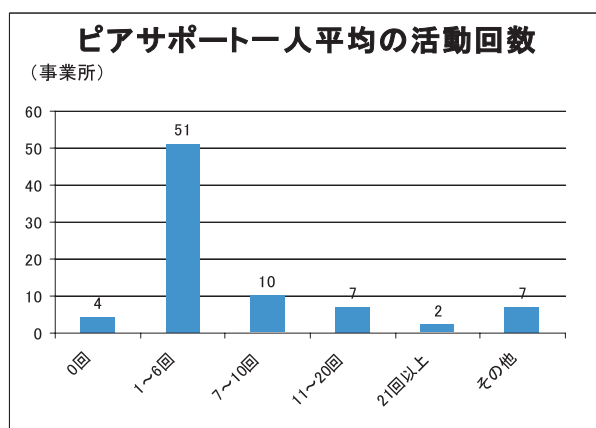
ピアサポート累積回数は、0～6回が35事業所、11～20回が16事業所、7～10回が11事業所、31～40回と51回以上が5事業所、0回が4事業所、21～30回と41～50回3事業所である。

ピアサポート累積回数	事業所
0回	4
0～6回	35
7～10回	11
11～20回	16
21～30回	3
31～40回	5
41～50回	3
51回以上	5
その他	11
有効回答	93



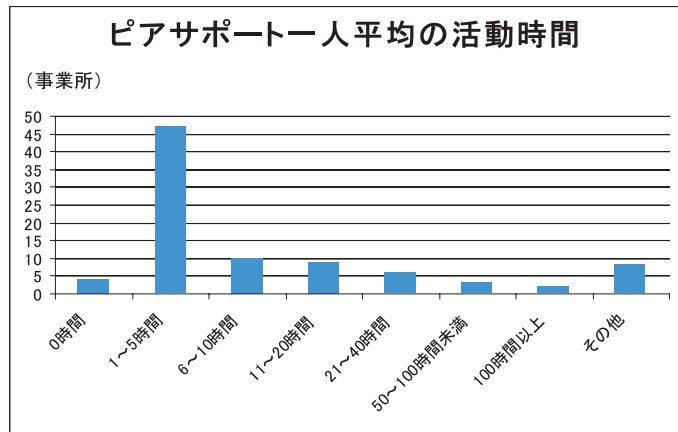
ピアサポートの平均の活動回数は、1～6回が51事業所、7～10回が10事業所、11～20回が7事業所、0回が4事業所、21回以上が2事業所である。

ピアサポート一人平均の活動回数	事業所
0回	4
1～6回	51
7～10回	10
11～20回	7
21回以上	2
その他	7
有効回答	81



ピアサポートの一人平均の活動時間は、1～5時間が47事業所、6～10時間が10事業所、11～20時間が9事業所、21～40時間が6事業所、0時間が4事業所、50～100時間未満が3事業所である。

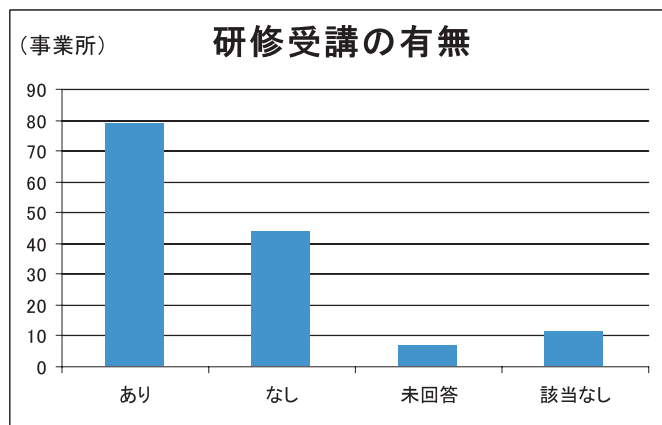
ピアサポート一人平均の活動時間	事業所
0時間	4
1～5時間	47
6～10時間	10
11～20時間	9
21～40時間	6
50～100時間未満	3
100時間以上	2
その他	8
有効回答	89



3) 研修受講について

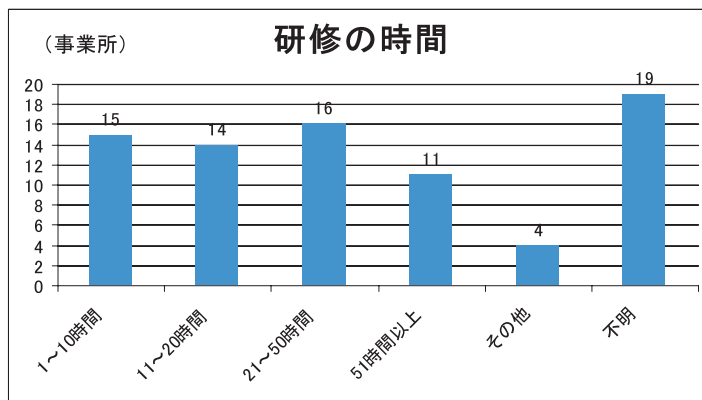
研修の受講はありが79事業所、なしが44事業所である。

研修受講の有無	事業所
あり	79
なし	44
未回答	7
該当なし	11
合計	141



研修時間は21～50時間が16事業所、1～10時間が15事業所、11～20時間が14事業所、51時間以上が11事業所である。

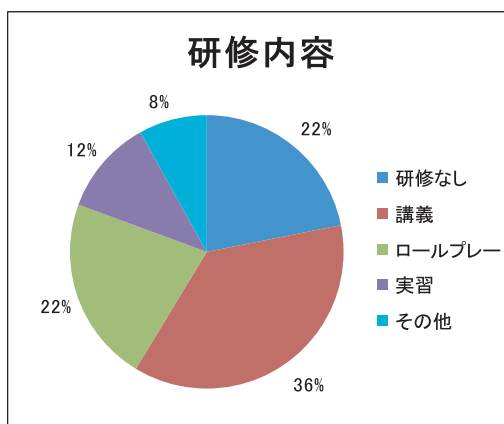
研修の時間	事業所
1～10時間	15
11～20時間	14
21～50時間	16
51時間以上	11
その他	4
不明	19
合計	79



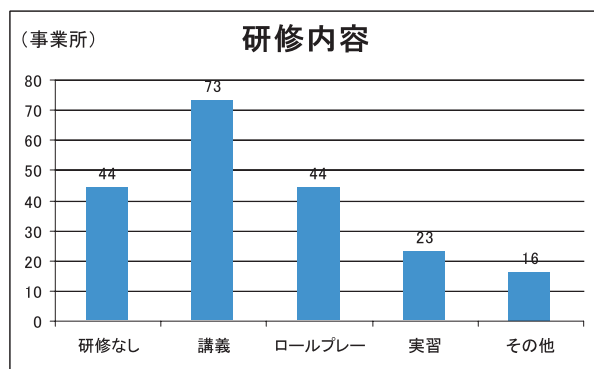
3) 内容

研修の内容は、講義が73事業所、ロールプレーが44事業所、実習が23事業所である。実習なしも44事業者である。これは講義が36%、ロールプレーが22%、実習が12%、その他8%である。

研修内容	累計数
研修なし	44
講義	73
ロールプレー	44
実習	23
その他	16
合計	200



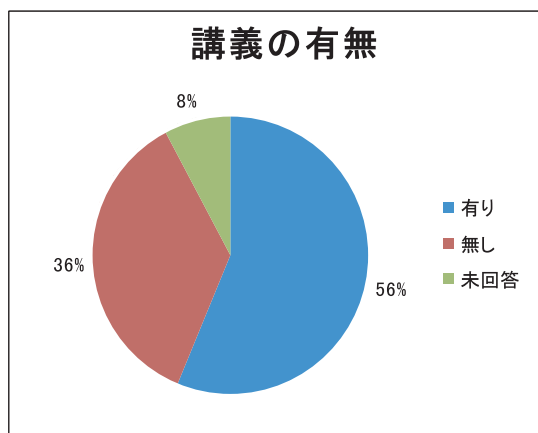
研修の内容ではグループカウンセリング、活動報告、セミナーや研修、講習会参加、ピア交流会、ピアカウンセリング研修・グループワークなどである。



研修内容(その他内訳)	累計数
グループカウンセリング	2
活動報告等	2
セミナー・研修	2
各種講習会への参加	2
ピア交流会	2
日常活動の中での研修	1
他施設見学	1
ピアカウンセリング研修、グループワーク	3
施設見学、説明	1
合計	16

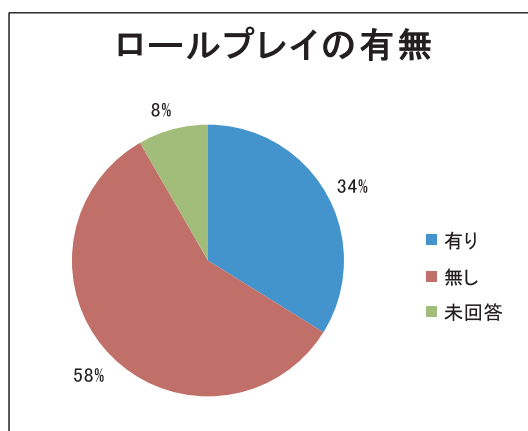
研修会は、講義があるのが73事業所、ないのが47事業所である。これは、講義がありが56%、無しが36%である。

講義の有無	事業所
有り	73
無し	47
未回答	10
合計	130



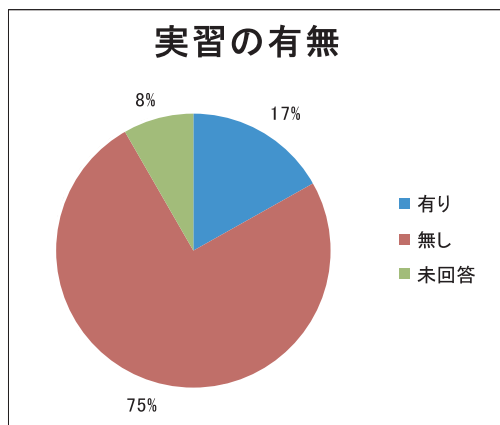
研修でロールプレイはありが44事業所、無しが75事業所である。これはありが34%、無しが58%である。

ロールプレイの有無	事業所
有り	44
無し	75
未回答	11
合計	130



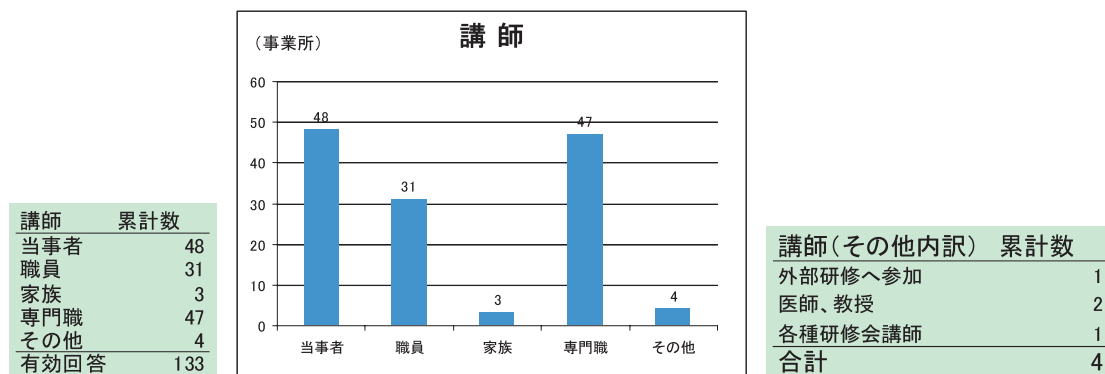
研修での実習はありが22事業所、無しが97事業所である。これは実習ありが17%、無しが75%である。

実習の有無	事業所
有り	22
無し	97
未回答	11
合計	130



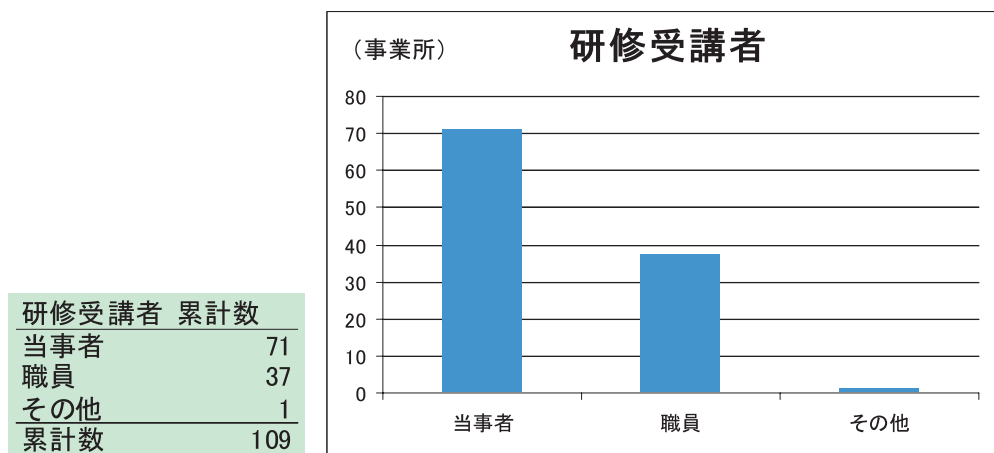
4) 研修講師

研修の講師は当事者が48事業所、専門職が47事業所、職員が31事業所、家族が3事業所である。



5) 受講者

受講生は当事者が71事業所、職員が37事業所である、



Ⅲ-4 支援体制

支援体制の自由記載については、ピアサポーターの支援状況について、経済的支援、定期的支援と学習、ピアの相互支援、柔軟な業務体制、スタッフの相談支援などに分けた。

【経済支援】

給与保障

【定例会・学習会、ミーティングなどの】

月一回集会を開催。ロールプレイや制度の学習

定例会の開催、モチベーションの維持

初回の利用者サービス時には指導的役割のヘルパーと一緒に訪問する。常に本人の病状に気遣っている。2ヶ月に1度の定例会において研修を行っている。

職員とのミーティング

フォローアップ研修年4回、12～15時間。外部研修随時案内し、当センター職員が同行（身体介助）。訪問してのカウンセリング活動に当センター職員が同行。専門家によるスーパービジョン。

活動の前後にミーティングを行う

ピア相談員については、毎月一回のピア話し合い及び相談日当日に担当職員と話し合いや振り返りを行っている。事務スタッフについては、2週間に1回振り返りを行い、課題を整理しながら雇用を継続できるように調整している。

障害に応じたサポート体制をしくと共に、職員会議や研修にも積極的に参加してもらえるように配慮している

月1回の定期ミーティングで、ケースや課題の確認。メインとサブでの2人対応（相談自体はメイン1名で行い、課題分析や解決にサブも入る）

月2回ピアスタッフミーティングの開催、ピアスタッフ勤務後の振り返り

月に1回のピア活動ミーティング実施

外部のピアカウンセラーとの交流、合同研修

毎月一回集まりをもち、活動報告と必要に応じて助言

月1で研修会を実施し、相互支援について学んだり、お互いの仕事や悩みを共有する機会を設けている。現在のところピアサポーターは支援センターに所属しているので、日常の支援については推進員が相談に応じている

毎月のミーティングや活動ごとの振り返り。複数の担当スタッフ

活動の都度実施報告書、研修報告書を提出、悩んでいる点や課題について必要に応じて相談を受ける。月1回ピアサポーターの例会を開き、活動の振り返りや支援について互いに話し合う場を設けている。現在はピアサポーター1人での支援はまだなく、必ずスタッフと共に支援をしている

ピアサポーターだけを対象にしているのではないが、移行支援事業の対象者等を含めて地域生活に関して学ぶプログラムを実施している

【職員が学ぶ】

相談員とやりとりしながら開始した段階。ピアサポーターの支援も考えているが、相談員がピアの立場の話聞くことで学ばせてもらうことも多い

【セルフケア：相互支援】

ピアカウンセラー各々が手分けして仲間を支援している。

毎月定例のグループカウンセリング・体験談発表（講師依頼を受けて実施）

ピアサポーターとして活動していただくに当たって、当センターとパートナーシップを組ませていただいている地域のセルフヘルプグループから推薦という形で出していただいた方にメンバー登録を行っている。ピアサポーターによるミーティングがセルフヘルプグループによるミーティングで抱え込みなどのないようサポートされている。

アテンダントの配置やピアカウンセラー同士のカウンセラー、おのおのに合わせ

た配慮

ピアサポートグループを作り、月1回会合を開きお互いに支援している

県内にピアカウンセラーのネットワークがある

個別面談（適宜）、対象者1名に対しピアサポーター2名体制、他機関のピアサポーターとの交流、ピアサポーターが利用している機関との連携づくり

ピアサポーターお互いの協力及び職員の連携・協力

週2回の当事者グループ（スポーツ）の活動に対してスタッフも参加し、側面的にフォローしている。何かしらの問題が発生した場合、その都度介入

【時間や業務体制で支援】

体調が悪い等の理由で休むときにはうちのピアサポーターを交代させ、常にピアサポーター間の望ましいようにしている。ピアサポーター同士の交流を主として対象者との関わり等の研修を1ヶ月に1回は行っている。

随時の連絡相談にてピアサポーターに負担がないよう心掛けている

サービス提供責任者をはじめとして、常勤ヘルパー登録ヘルパーともにいつでも代わりに入れるような体制にし、相談に応じられるようにしている。NPO法人の理事・副理事も協力している

【スタッフが相談支援】

体調に合わせて早めの対応を心掛け、なるべく声掛けをしている。仕事時間も短時間の5時間に設定。

個人的な悩みや意見など、個別に対応しています。

聴覚ピアには手話通訳スタッフが協力。視覚と肢体ピアにも他のスタッフが協力。

他のヘルパー同様の活動。個別相談支援。

当事者相談員の活動日そのものは異なる3人が調整して事前の環境設定、日程調整等のアドバイス(介入)は正職員がサポートしている。

スタッフが個別のピアスタッフに対応している

事業所に4名の常勤職員が配置されているので常にフォローアップが可能な体制がとられている。

事業所職員が支援

ピアサポーターの職場以外での居場所の確保。職員への相談（ケースによっては情報共有・検討）を行う。

支援センター職員による同行・活動のフォローを行う

相談記録として記入。後から確認検討。

障害者相談支援事業所職員2名がサポートしている

法人内の作業所の所属者、支援センターの職員。訪問介護ステーション笑みの所属長とサービス提供責任者及び担当ヘルパー3名・保健センター相談員。

ともに聴覚障害者なので、手話通訳者と連携をとり、サポートしている職員とのペアで相談（原則）

相談支援専門員が対応

健常職員と一緒に動いている

病状・家族形態の変化、生活状況の変化で揺らぐため、個別のサポートを行っています。地域の多くの関係者の支援を得ながらすすめています。

相談内容、対応について相談支援専門員と協力し、状況把握と検討を行い進めている

常勤職員の方で、常に何か困っていることがないかどうか配慮しています

送迎など移動が困難な場合の支援

相談支援事業の中でピアサポーターの支援が必要な時にピアカウンセラーに依頼し、ピアカウンセリングを実施するので、相談支援員がサポートを行う。

面談（不定期）

相談員1名をオブザーバー

活動の前後でのスタッフ・ピアサポーター間での打ち合わせを実施

【専門職サポート】

専門職員によるバックアップ

PSW等のサポート

専任と一緒に支援に動く担当者、スーパーバイザー

精神ボランティアのチーフ、講師のフォローアップ

【業務の内容】

地域移行支援事業の中の普及啓発として病院への訪問、入院中の患者との面接などを中心に行っている（事業所からの依頼を受けてから）

精神科入院中の対象者が退院後6か月間の支援

事業所での訪問来所、電話対応、さまざまな体制で行っている。

相談事業は充実してる

連携として、相談支援専門員との連携

ピアカウンセリングを中心に行っています

地域生活支援センターでの日中のプログラム活動に、当事者の方と一緒に参加をして、生活に関する支援やサポートを行っている

地域生活移行支援協議会、医療機関との連携、支援センター定例研修

相談支援専門員1名、ボランティア

5名の職員と連携を取り合っ利用者ニーズを聞きその実現や個々の能力の向上を願い、日々努めています

事業所での茶話会を開いており、その場にピアカウンセラーとして参加してもらい、他の参加者の思いや不安を傾聴してもらっている

退院事業スタッフによる助言・支援

【要望など】

カウンセラーの質の向上に向けての体制（研修、資格制度等）を整えてもらえればと思う

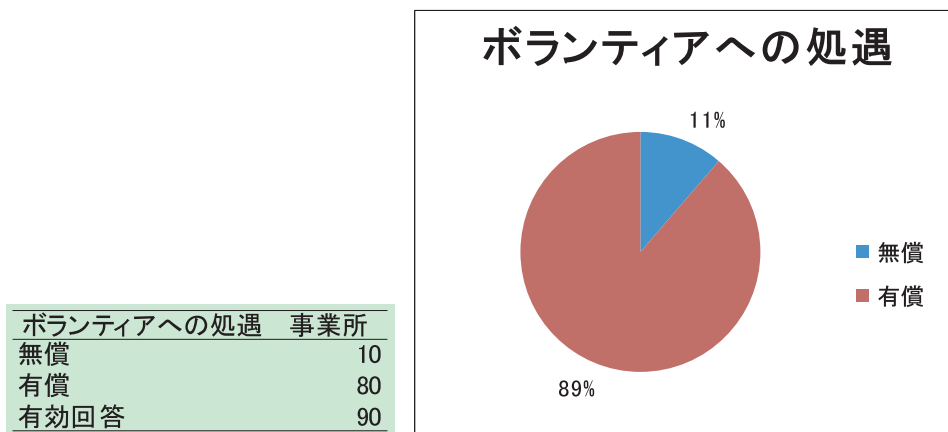
自立生活支援のためには重要かつ有効な手段であると考え

【現状の課題】

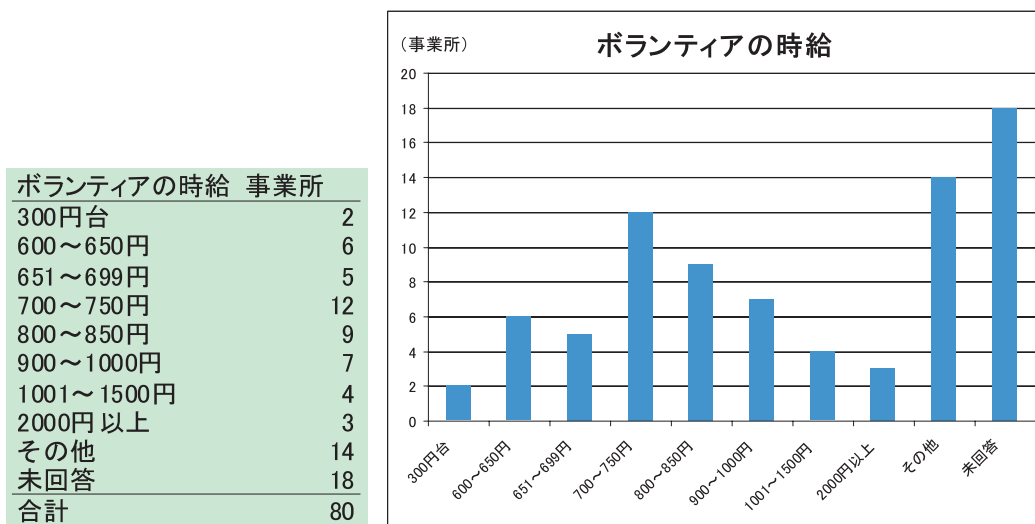
当事者会などの育成は図っているが、ピアサポートの支援体制は整えていない
市内各区生活支援センター

Ⅲ-5 1) ボランティア 処遇

ピアサポーターがボランティアとしての処遇では、有償が80事業所、無償が10事業所である。位置づけは、有償が89%で無償が11%である。



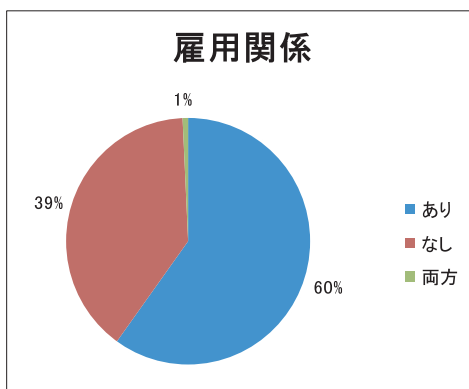
時給としては、700～750円が12事業所、800～850円が9事業所、900～1000円が7事業所、600～650円が6事業所、651～699円が5事業所、1001～1500円が4事業所である。



Ⅲ-5 2) 雇用関係

事業所との雇用関係は、ありが66事業所、なしが43事業所である。これは、ありが60%、なしが39%である。

雇用関係	事業所
あり	66
なし	43
両方	1
有効回答	110



Ⅲ-6 ピアサポートの課題

ピアサポートの課題についての自由記載については、

【スタッフへの登用】

ピアスタッフとして雇用

【仕事として：給与等と支援が課題】

給与面の改善、メンタル面への配慮

現状の活動を継続。他のヘルパー同様、事業所との報告。連絡相談を徹底・ピアゆえの視点、気づきを共有すべく、事業所全体でのミーティング等を充実させる。

ピアサポーターの立ち位置が難しいとの相談はある。スタッフに重きでは、指導的、管理的な立場になりやすく、ピア同士の安心感や共感作りにはならない。メンバーに重きでは、メンバーとの距離感がつかめず、メンバーの悩みや動きにまきこまれやすい。当事業所では、これまでピアサポーターからの悩みや意見を聴きながら対応してきたが、今現在は、スタッフに重きをしている。しかしながら、ピアサポーターへの日常生活の支援などが課題になってきている。雇用側が職場の悩み以外に支援に入り込む難しさ。

他の登録ヘルパーと全く自給や手当を変えていない。仕事であるという意識を持ってもらっているが、時々急な休みをする場合があり、代行を立てるのが大変なときがある。

当センターにおいてはピアサポーターを非常勤職員として位置づけており、単なるボランティア、お手伝いとはちがひ、独自のいわば専門職として考えています。ピアサポーターの処置や位置づけがあいまいなため矛盾を感じております。

地域の中でピア自らの経験を語っての活動は医療にとっても事業所にとっても大きな存在である

【スタッフ体勢との関係】

退院時の買い物同行などにもピアサポーターの支援が広がれば良いが、スタッフ側の力量やサポーターを支える仕組みがまだない。

視覚障害者の相談が増え、1人では対応できない。増員が課題。肢体ピアも健康を

害している（二次障害）。

ピアサポーターのサポート

ピアカウンセラーの補助員が必要になる

当事者活動として役割を分け合うことがなかなかできず、力のある人に役割が集中しがちです。もっと広くどんな障害があってもやれる役割の細分化とともに荷ない方、になう人を支援する体制づくりが課題です。

支援者の支援

ピアサポーターの負担分散を目的としたサポーター増員、退院後延長支援（6か月）以降のピアサポーターと対象者のかかわりがあいまい（支援が必要なケース）

ピアサポートのできるスタッフの育成、増員

ピアサポート活動を支えるスタッフのスキルアップと研修

職として位置付けた時にピアと利用者の関係性が維持できなくなってしまい（支援する人、される人の立場性が負担になってきて）スタッフのフォローを常に必要とするようになるということが過去にあった

相談業務のため、事務業務があるので書類記載に時間がかかる。情報を早く多量にかきとめておくことが困難

スタッフとして事務補助に従事しているが、全緘黙がありコミュニケーションが難しいので、必要時に状況を見て利用者の支援を行っている

地活センターの作業もあるのでメンバー、職員の支援が必要

制度に則したものとして行っていないため、ピアスタッフの勤務日を増やせない。ピアスタッフとして勤務しているため、ピアスタッフがシードを利用者として利用しづらくなった。協会事務業務と兼務のため、相談に時間がとられると残業等で対応。障害上、様々な場面で「手話通訳」が必要になるが、その経費の保証がない

【業務体制：業務内容；責任体制】

主に日中活動を中心に活動してもらっています。また、スケジュール表の作成・スポーツレク・ランチの手伝いとピアスタッフの得意な分野を活用できるように配慮・訪問・TEL相談・来所相談は主に職員が対応しています。

非常勤で週2回ということもあり、スタッフに責任を持たすことができない。

地域移行支援事業の中のピアサポーターとして活動しているが、なかなか活動の場を広げられない（病院訪問など）。

常勤ではないので過剰な相談依頼には対応させられない。

ピアサポーターとなった方が活動しやすく負担がかかり過ぎない上で両者にとって友好的な活用になるようなやり方などの研修を私達職員も学んでいければと思います。

まだ開始したばかりなので、まずは継続を第一に取り組む

月に2回程度、出勤するというようなピアカウンセラーもあり、なかなか共通の認識に立つのが難しい

スタッフと同じ仕事を目標に徐々に一人で行う部分を増やしていく

スタッフの役割、一人のメンバーとして、中間的な立場での関わりが大切だと感

じる

精神障害を持つ相談員は社会福祉士でもあり技能は問題ないが、体調の関係で出勤が不安定で困っている

ピアサポーター月例会にて問題の共有とフォローアップ、ピアサポーター数の確保、育成

もともと仲間としての支援の意識が強く、有給無給関係なく、それぞれの能力に応じたピアサポートを行っている

ピア相談を行っているが件数がそれほど多くない。精神の特性として気分が波があり活動への参加が不安定

対象者に対するピアサポーターとしての姿勢やかかわり方、事業終了後のピアサポーターの位置づけ

スタッフと同じ仕事+メンバーが相談しやすいようにメンバー寄りに立って物事を見てもらっています

クラブ活動講師以外の仕事について未定

個人情報に関するルールの共有について

講師としての技術向上。ピアサポーターが主体的に動けるような意識づけ

自身と同じ障害や、似たような状況は理解しやすいが、別の障害となると困っている状況が似通っていても理解や共感が得にくい。年齢や障害によっては言動が指導的になりがち

まだ開始した段階で課題が見えていないのが現状。対象者がもう少し広がれば(必要な人にこの機会を届けたい)と思う

【他のメンバーとの関係】

他利用者のひがみ、ねたみ、しつとがすごい。他職員の抵抗が大きい(理解不足、変化へのていこう)

【環境条件・活動の場の確保】

当事者活動に将来発展すればよいが、今のところは地域移行支援事業の範囲内での役割に徹して頂いています。

講習を受けていても活躍できる場の提供が少ない。

ピアサポーターを希望している方が大勢いますが、仕事量や職種が少ない

地域生活移行支援(退院促進)事業のピアサポートとして活動しているが、対象者の退院の話が進まず、実際の活動がほとんどできていない。ピアの育成や身分の保証など、ピアを取り巻く環境

医療機関から選定された支援対象者に対して支援を行っているが、医療機関により協力関係に温度差がある。病棟スタッフの対象者に対するとらえ方も医学モデル的な部分が強く、地域生活へのイメージをもってもらう努力が必要。また、住居をはじめとした社会資源の不足

退院以外で雇用関係なくして(無償で)どのようにピアサポートをしてもらったらいいか

【ピアの育成・支援や活動の場などの課題】

知的障害者に対することの難しさ

ピアサポーターの質の向上

ピアサポーターのエンパワメント、自己研鑽

高齢化しており、活動範囲に限界がある。

当事者活動への支援、ピアサポート間のネットワーク化

課題は山ほどあるが

地域活動支援員として、この地域に暮らしている同じ障害の方を支援していくことはとても大切だと思います。継続的に活動することに大事な面があります。

人間関係、体調管理、モチベーションの維持、新しくやりたい人がなかなかいない

別にお仕事をもたれているため、ピアサポート活動と仕事で負担が大きくなりがち。新しいメンバーの募集。

知的・精神のピアカウンセラーの確保が難しい。

当事者活動に重点をおいている。

経済的(金銭)な支援が必要。退院促進をする上で病院や行政との連携。

ピアの職業としての資格要件、ピアであるということだけでは限界があるのではないか？

いろいろな心の病について学ぶ機会を増やすこと

ピアカウンセリング活動をしているが、技量に個人差があり、研修だけでは補えないものがある。

高齢化が課題。

肢体障害のピアカウンセラーが訪問を行う場合に物理的な問題で、訪問ができない場合がある。

来て良かったと思える支援

ピアサポーター養成について、現在つき1回自助グループ活動を開催しているが、ピアサポーターとして活動する希望者が少ない。現在2名がサポーターとして活動しているが、どちらも50代となっている。

相談ケースは少ないのでサロンなどを通してPRしたり、当事者との接触をつくっている。

バーンアウト、ピアサポートについての理解（本人・周囲とも）

県内に研修や学ぶための講座がない。正式な資格として存在しない。

ピアサポーターを育てる場がないに等しい。

後継者がいない。障害の状況によってはピアサポートをすること自体がプレッシャーになる場合がある。したがって、ピアサポーターの育成が難しい状態である。

人材育成、活動経費の確保

主体性のある本人活動、安定した場所の確保、活動に必要な物品等の確保。雇用したピアカウンセラー以外にも、様々な障がいのあるピアカウンセラーを育成し、相談活動に協力（有償）してもらえたらと思う

当事者活動の推進に力を入れたい

研修の機会の確保の困難（特に先駆的取り組みなどの視察）。当事者性と専門性とワンセットにした新しい専門性の確立の不十分

事業対象者がなかなかあがらないため、研修を中心に活動しているのが現状であり、事業周知のための病院への説明会や研修会で体験談を語ってもらっている。このようなことをしながら支援対象者があがってくるよう働きかけをしているのが現状

過疎地において他職場との交流がなく、方法・方向性について悩みます。無償・有償の区別、責任所在、質の担保など

カウンセラーの高齢化。カウンセラーの人材育成

育成方法とフォローアップ体制

カウンセリングで得た内容と実際の支援をどのように結び付けていくか

利用者と家族は、年齢を重ねるごとに将来への生活に不安感が募る。何とか解消したいが、自分の力量不足とともに、障害程度も家庭環境も異なり、たとえばグループホームを設立すれば解決するような簡単な問題ではない。利用者個々の障害程度やニーズに似合った自立生活を考えることは自分にとって、障害の課題と考えている

ピアスタッフを対象とした研修会が少ない。同じような活動をしている他施設との交流、学習の機会や当事者同士のつながりを作り出すこと

Ⅲ-7推進についての意見

ピアサポーターの推進に向けての意見を大枠で、以下のように分類した。

【職員として】

立ち上げ（NPO）のスタッフが身体障害者の方だったので、開所時から指導員として勤務している。

【ピアサポーターの良い効果・必要性】

ピアスタッフによって職員スタッフとも和やかに出来、いろんな対応目線も違うので、参考になる事も多く、これからも頑張ってもらいたいと願っています。

ピアサポートの力は必要だと感じるが、ピアサポーターの養域や支援体制などの環境整備、支援整備を今後さらに推進する必要があると痛感している。

1対1のピアカウンセリングではなくグループとしてのピア活動がお互いに影響しあってよい活動になっていると感じます。

いろいろあってもどんどん精進するべしと思います。

ピアの位置づけには、多くの課題があると思うが、ピアサポーターグループというものがピアサポーター。それにかかわる人たちにとっても、向上できるシステムがあればよいと考える。

賛成です。ピアの活動が広がるように個を大切にしながら全体の活動に力を入れています。

今後大切な働きになると思う。

当事者にとって回復につながる活動だと思うので、もっと拡大することを願って

いる

ピアサポートは相互支援という助けることも助けってもらうこともできる対等な関係性の中で大きな役割を果たしてきました。主体的な存在として障害を活用していきけるピアサポートの活動はますます重要度を増していくはずで

障害者の支援に関しては必ずピアカウンセラー(障害当事者)が必要

就労が難しいとしても、何か人の役に立つことをしたいと表入る精神障害当事者はたくさんいると思う。ピアの養成と活用は積極的に行っていく価値があると思

これからの障害者の生活支援事業所において、ピアカウンセラーの配置は欠かせないものと考えている

生活支援センター内でのピア同志の関わりや、グループワークが、少々一緒に集まる時間も少なく感じるので、ピアサポートはこれからも必要になってくると感

退院促進以外でピアサポーターを必要としている当事者が存在している。地域の社会資源の1つとして必要性を感じる

ピアサポートの推進はぜひ必要だと思っているが、職業としてお願いする難しさで、現在は再度踏み切るにはスタッフの学習がもっと必要。現在は利用者全体でピアサポート活動が日常的にできるようにリーダーを育成中

病気や障害自体がよく分かるピアサポートの育成は大切かと思

今後とも積極的に活用していきたい。よりスキルアップをはかるため、恒常的な研修体制でのバックアップが必要

【支援のあり方などへの影響】

支援のあり方が変わる大きな力となる

退院促進事業において、ピアスタッフを必要条件にする

ピアサポーターの雇用してきた経験から、ピアサポートとピアサポーターは必ずしもイコールではなくピアサポーターを作り上げることで終わってしまったという感がある。地域全体、事業所全体でメンバー間、スタッフ間でピアサポートについて雰囲気作りや理解を支えていくような環境づくりが必要と思われる。

当事者が持っている力を発揮するという意味で推進されるべきであるし、当事者としてそれをバックアップする体制が必要である。

様々の障害のある人たちが自分たちの経験を職員や利用者に伝えていくことで、障害者福祉の向上につながると確信します

【当事者などの自立】

どんな障がいを持っていても地域で自分らしい生活をしてほしい。

孤独・孤立感が和らぎ、障害認識が進むように感じる。

福祉サービス提供事業所と役割分担を行い協働して活動できる独立性が求められるのではないのでしょうか。

丁寧な支援、配慮があれば一般ヘルパーと同等の仕事は可。どうとうの時間は難

しい。

定期的な事例検討会を開催したり、スキルアップのための研修への派遣などが必要。「ピア」であることにとどまることなく、援助者として絶えずスキルアップを図ることが重要

毎週一回「ピアサポートサロン」を開催し、そのなかから生活相談や社会参加につながっています

障害の程度や症状にあわせて時間や仕事の内容を配慮する必要がある。ピアサポーター同士、話をして励ましあえる場も重要だと思う

当事者活動としての声を先駆者としてお話いただいています。それにより生活の場で自分の要支援を自分で伝える力を養っていただくことを目的としていますが、まだまだ雇用とまではいかず…

【現状】

ピアカウンセリングについては以前より回数が減っています。身体よりも精神の方のニーズが増えているように思います

今は基本的には雇用などの関係ではなく、当事者同士の主体的な助け合いの側面支援したいと考えている

【ピアサポーターの課題】

雇用契約を結ぶためのサポート、現状では難しい

ピアサポーターへの定期的・継続的な堅守が必要。

精神の障害をお持ちの方の場合、どこの分野で活躍して欲しいということを明確に示す必要が今後もあると思います。

障害のある人が障害のある人を支援することの重要性とは別にピアであることで全てになってしまうことの危うさがあると思います。必ずしもピアであることが良いとは限らないと思います。

指導員の指導内容の向上、会員同士の発声訓練の充実。

障害者主体の相談支援の重要性を再確認する事が必要な時期にきているのではないかと感じる。

相互支援活動の普及活動について、各市町村による相談支援事業所等が行っていく必要があると考える。

地域生活支援事業でのピアサポーターであり、陳述されたもので、退院から地域定着まで一貫した流れのなかでピアサポート体制が捕業されることをせつに願いたい。

ピアカウンセラーの立場を明確にしていきたい

「ピア」レベルでは対処しきれない、複雑、専門的、高度な内容についての相談が多く、相談員を専門職として配置することが望ましい

相談支援事業の指定にはピアカウンセラーの配置、もしくはスーパーバイザーとしての配置を必須とする必要がある

恒久的な財源の確保が必要

退院支援事業の位置づけで雇用の確保ができているが、事業終了に伴い難しくなる。経験の積み重ねが必要なため、長期スパンで雇用＋支援ができる体制・システムが必要

有償で各地域に活動の場が広まればと思います。質の担保をどうするかが課題と
思います。

ピアサポートの中心となる人の対人援助技術の質や、人間性をいかに担保していくか支援者として考える必要がある。ピアサポートに対して、どのような支援をしていくか、方向性を統一しておく必要がある。

ピアの立場ならではの関係づくりや情報提供ができていると思うので、今後いろいろな障がいの方の協力を得て機会をつくっていったらと思う

当事者の力を発揮できるよう、今後一層進んで行ってもらう、活用できるように考えていきたい

ピアサポートの中心となる人の対人援助技術の質や人間性をいかに担保していくかを支援者として考えていく必要がある

ピアサポートに対してどのような支援をしていくか、方向性を統一していくことが求められる

ピアサポート推進については、気持ちを分かち合え、大変有効だと思われるので、支援体制を構築し、気長に関わることが必要である。財政的裏づけがあると継続しやすい

【社会の認知や体制】

社会的認知の不十分

研修がきわめて重要だが研修機会が少ない。

資格化と有償化、研修体制の充実

研修等に参加をされ、自己のピアカンとしての質の向上、及び地域に出向くことにより啓発に関しても活動している。地域に出向く際、職員が送迎を行っている。

市町村からの委託事業(ピアサポーターを活用できる)を増やす

成功例、失敗例等を教えていただければ、今後につながると思います

ピアサポートは実施していません

将来的にはピアサポーター制度を確立して

「悩んだ人こそ分かり合える」をキャッチフレーズに、秋田県の自殺予防活動に参加（秋田県は15年連続ワースト・ワン）自殺の二次予防活動に位置づけ

相談支援事業所への一定数のピアカウンセラーの配置を義務付けるべきではないか

ピアスタッフを雇用するための予算が必要

認知度が広がると良い

精神・知的のピアサポーターの要請を検討中

各行政に1つピアサポートセンターを置く

今後支援対象者の増加にともない、ピアサポーターをどのように育成して支援していくのが課題であるが、様々な可能性のあるピアサポーターと今後も協働して

いけたらと考えている。

ピアサポート活動について、さらに一般の方々にも広く認知していただけるような広報的な活動を進める必要があると思います

ピアサポーターを経験した人が、その後も地域においてピアカウンセリングや当事者スタッフとして活動できる仕組み作りが求められる

Ⅲ-8 その他意見

その他ピアサポーターに関する意見について、幾つかに分けて以下に示す。

【雇用の課題】

雇用契約を結んだ際、当事者自身の業務の範囲が難しい。しかし、雇用は必要と考えている。他、当法人の他事業所のメンバーで、精神科HPへの訪問、入院患者・医療従事者への啓発活動を行っています（2H程度有償、1回2-3名程度）。

【活用へ向け】

専門家にとってのエンパワメントと当事者が求めるエンパワメントの違いをうめるためにも、ぜひピアサポーターの存在を生かしてください。

今後、相談支援事業の動きをとりたい。そのためのピアサポートの整備はしたいと考えている。

もっとピアサポートが仕事として位置づけられるべきである。

【ピアの役割】

病院の中にピアサポーターが入って行って入院患者さんたちと直接話す事も院外で個人支援もなかなかできず、役割が限られている。ピアサポーターの意欲と需要がすり合わない状況。ピアサポーターが必要とされ、活躍できる場が少なく方向性が見えない。

我々が他の職員と肩を並べて働くのは不可能だが、それぞれの役割をそれぞれが認識した上、利用者やその家族、事業所関係者にも理解を得るような努力を惜しまないこと

当事者活動としての茶話会は誰でも気軽に集える場所や話せる場所としていきたい

その他、精神障がいの方の「家族のつどい」を開催（グループピアカウンセリング）

【ピア対象者】

当センターでは必要性は理解しているものの、ピアサポーターの適任者がなかなか見つからず、ニーズもあまりないため（同じ地域で活発にピアカウンセリングを実施しているNPOがあるということも原因と考えています）実績があげられていません。

【ピアの育成】

ピアサポーター研修の機会がない

ピアスタッフとして雇用出来るだけの助成金を希望する。

【環境整備】

利用される方が少なく、どのようにしていけばいいのかが課題

ピアサポートの定義がとよく理解できない。障害者雇用と理解すればよいのか？

こころの自由空間「エリクソン」事業は専門家を配置していないのが、利用者を受け入れられている。そのため、障害者自立支援法の枠外事業で運営費に苦勞している。

H22年11月29日より、ピアサポート養成研修を行う予定。地域移行支援事業における個別支援と普及啓発活動に、有償ボランティアとして関わってもらう予定

経営の改善・維持に多くの時間が必要で、ピアサポートの支援体制を整える余力がないのが現状

2) 第二次調査(個別郵送調査)まとめ

第一次調査で把握した341事業所に対し、ピアサポーターについて2010年11月自記式郵送調査を行った。回収率は41.35%である。回収数は、大阪府が一番多く、北海道、京都府、神奈川県である。事業所数は社会福祉法人が42%、NPO法人が35%である。事業所でのピアサポート開始年は①2006～2010年が57、②2001～2005年が36と次に多く、③1996～2000年が20である。

ピアサポートの位置づけは、仕事が69%とほとんどを占め、仕事ではないが16%である。事業所と雇用関係があるのは51%と半数で、雇用関係がない35%、両方の人がいる3%である。ピアサポーターの名称は、ピアカウンセラーが32%と最も多く、ピアサポーターが28%、ピアスタッフが11%である。また、ピアサポーター活動者の処遇・雇用形態ではボランティア処遇での有償89%、無償11%である。時給は、700～750円12事業所、800～850円9事業所、900～1000円7事業所、600～650円6事業所、651～699円5事業所、1001～1500円4事業所である。事業所との雇用関係は、あり60%、なし39%である。

ピアサポート事業内容は相談支援が53%とほとんどを占め、地域活動支援センターや居宅介護である。延べ事業内容は相談支援が99と最も多く、地域活動支援センター54、就労継続支援(A・B)17、移動支援12、居宅介護13、重度訪問介護11である。ピアサポートの目的(自由記載)は、①相談39と最も多く、②病院・施設から地域移行(退院支援)15、③相互支援14、④地域活動や就労支援5である。

ピアサポーターの年齢は40代22%と最も多く、30代と50代が各20%、60代20%、20代11%、70代11%である。年齢は40代をピークに30代・50代が6割、70代を入れると8割である。性別は男性65%、女性35%と男性が女性の約2倍である。

ピアサポーターの障害種別(累計1次調査回収分)は精神障害38%、身体障害24%、身体・知的・精神障害25%である。そして、ピアサポーターの障害は、身体障害

47%、精神障害46%、知的障害6%である。身体障害が一番多く次いで精神障害で、知的障害はかなり少ない状況である。

ピアサポーターで身体障害者手帳所持は53%である。1級所持者は35%、3級16%、2級13%である。また、ピアサポーターの身体障害部位は、肢体不自由56%、視覚障害15%、聴覚・平衡機能障害10%、音声・言語・咀嚼機能障害9%である。また、ピアサポーターの知的障害者の療育手帳所持者はBが3人、未回答1人である。ピアサポーターの精神障害者保健福祉手帳所持者は80%、なしが9%である。ピアサポーターの精神障害者保健福祉手帳は、2級62%、3級16%、1級6%の順である。

また、ピアサポート利用者の主な障害は、精神障害50%、身体障害44%で、知的障害が4%と非常に少ない状況である。ピアサポート利用者の障害（累計）は、精神障害53%、身体障害30%、知的障害17%である。

ピアサポーターの活動内容(累積)は、相談が84事業所、退院促進が40事業所、生活支援が29事業所、その他が23事業所、ホームヘルプが8事業所、介護支援が4事業所である。相談活動の内訳は、講師活動4事業所、サロン4事業所、地域センター活動サポート3事業所、地活利用者相談3事業所である。また、その他、相談活動の内訳は、電話・相談・面接19%、面接7%、電話と面接7%、面接と訪問6%、訪問5%、電話と訪問4%、電話4%である。

支援頻度の累積は、1～10回36事業所、11～20回11事業所、31～40回7事業所、51回以上6事業所、0回4事業所、21～30回3事業所、41～50回2事業所である。累積日数は、1～10日36事業所、11～20日18事業所、21～30日10事業所、31日以上6事業所、0日4事業所である。

支援累積人数は、1～10人40事業所、11～20人13事業所、31人～100人6事業所、0人4事業所、21～30人3事業所、100人以上3事業所である。ピアサポート累積回数は、0～6回35事業所、11～20回16事業所、7～10回11事業所、31～40回及び51回以上5事業所、0回4事業所、21～30回・41～50回3事業所である。また、ピアサポート平均活動回数は、1～6回51事業所、7～10回10事業所、11～20回7事業所、0回4事業所、21回以上2事業所である。ピアサポート一人平均活動時間は、1～5時間47事業所、6～10時間10事業所、11～20時間9事業所、21～40時間6事業所、0時間4事業所、50～100時間未満が3事業所である。

研修は、研修ありが79事業所、なしが44事業所である。研修時間は21～50時間16事業所、1～10時間15事業所、11～20時間14事業所、51時間以上11事業所である。研修内容は、講義36%、ロールプレー22%、実習12%、その他8%である。実習なし36%である。その他の研修内容はグループカウンセリング、活動報告、セミナーや研修、講習会参加、ピア交流会、ピアカウンセリング研修・グループワーク等である。

研修内容では、講義58%、講義なし36%である。研修でロールプレーあり34%、無し58%である。研修で実習あり17%、無し75%である。研修講師は当事者48事業所、専門職47事業所、職員31事業所、家族3事業所である。受講生は当事者71事業所、職員37事業所である、

支援体制（自由記載）では、⑥スタッフによる相談支援25、②定例での例会・学習会・ミーティングなど17、⑧業務内容12、④セルフケア・相互支援9、⑦専門職のサポート4、⑤勤務時間や業務体制の支援3、⑨要望など2、⑩現状の課題2、①経済支援1、③職員が学ぶ1である。

ピアサポートの課題（自由記載）は、⑦ピアの育成・支援や活動の場の課題34、④業務体制：業務内容；責任体制20、③スタッフ体勢との関係14、⑥環境条件・活動の場の確保6、②仕事としての給与等と支援の課題6、①スタッフへの登用1、⑤他のメンバーとの関係1、等である。また、ピアサポーターの推進(自由記載)では、⑥ピアサポーターの位置づけの課題等19、⑦社会の認知や体制17、②ピアサポーターの良い効果で必要性である16、④当事者の自立など8、③支援のあり方への良い影響5、⑤現状の課題2、①職員である1、である。その他の意見(自由記載)では、⑥環境整備5、③ピアの役割4、②活用へ向け3、⑤ピアサポーター育成2、①雇用の課題1、④ピア対象者1、である。

即ち、事業所調査でピアサポーターはここ5年の活動が最も多く、社会福祉法人とNPO法人の活動が多い。仕事としての活動で雇用関係が多く見られる。ピアサポーター活動者の処遇・雇用形態ではボランティア処遇の有償が多く、時給は700～750円、800～850円、900～1000円、600～650円、651～699円、1001～1500円まで幅広い状況である。雇用関係ありがなしの倍である。

年齢は40代を中心に20代から70代まで正規分布の傾向で、男性が女性の2倍である。障害は精神障害と身体障害がほぼ半々で、知的障害はほとんどいない。身体障害では1級の肢体不自由者が最も多く、精神障害は2級が最も多い。また、利用者の主な障害は、精神障害と身体障害である。

名称はピアカウンセラーやピアサポーターで、事業内容は相談支援や地域活動支援センターである。事業の目的は相談活動、地域移行、相互支援が多いと言える。活動内容は相談を主に退院促進、生活支援である。主な支援頻度は1～10回、日数は1～10日、平均活動時間は1～5時間である。

研修はありが多く、研修時間は21～50時間、1～10時間、11～20時間、51時間以上とかなりの幅がある。研修内容は講義、ロールプレーに加えて実習がある。研修講師は当事者と専門職、職員である。受講生は当事者だけでなく職員の対象である。

支援体制は、スタッフによる相談支援、定例の例会・学習会・ミーティング、（業務内容の支援である。ピアサポートの課題は、ピアの育成と支援や活動の場の課題、業務内容；責任体制、スタッフ体制との関係などである。また、ピアサポーター推進では、ピアサポーターの位置づけ、社会の認知と体制、ピアサポーターの良い効果で必要性があるである。その他の意見では、環境整備、ピアの役割などである。

5. 訪問調査

量的調査だけではなく質的調査として、訪問調査を実施する。訪問調査は2010年10月～12月である。調査対象施設は量的調査等を参考に身体障害者、精神障害者、知的障害者に関する事業である。また、地域を限定しないでより広い地域で実施した。調査員は、委員会委員が現状を直接把握し、内容を深めるために実施した。訪問調査対象は14事業所である。

◆訪問調査一覧 14ヶ所

1. 仙台市宮城野障害者生活支援センター	宮城県
2. 向日葵ライフサポートセンター	宮城県
3. 地域生活オウエン団せんだい、自立生活センターC I L たすけっと	宮城県
4. 生活支援センターこしがや	埼玉県
5. 埼玉北障がい者生活支援センターふれんだむ	埼玉県
6. スタジオIL文京	東京都
7. 自立生活センター北	東京都
8. 自立生活センターHANDS世田谷	東京都
9. 町田ヒューマンネットワーク	東京都
10. 自立生活支援センター富山	富山県
11. 財団法人精神障害者社会復帰促進会	大阪府
12. ホームヘルパーステーション アパラン	大阪府
13. みどり作業所（就労B型事業所）	高知県
14. 特定非営利法人自立支援センターおおいた	大分県

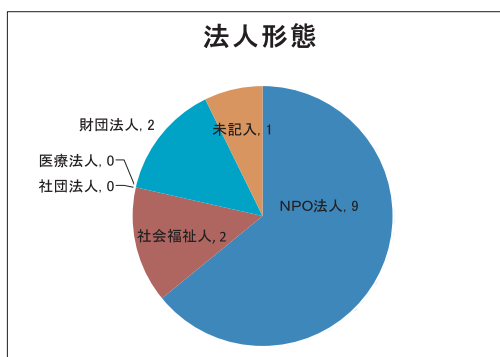
1) 訪問調査結果（1）

訪問した施設調査で数量化できる項目は、量的調査として以下に示す。
14施設の訪問は7名の調査員によって実施した。事業所によっては2名の調査員で訪問を実施した。

I-1法人形態

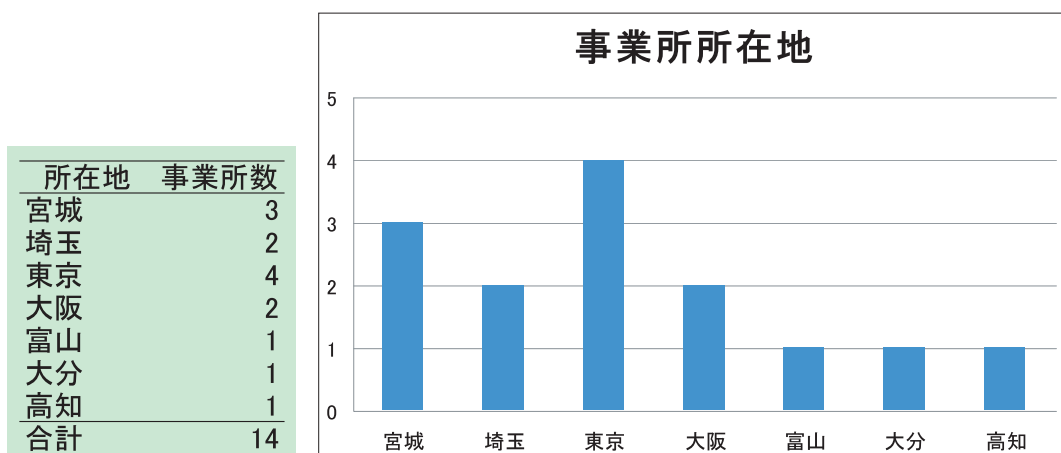
法人の形態はNPO法人が9事業所と半数以上を占め、次が社会福祉法人と財団法人が2事業所である。

法人形態	事業所数
NPO法人	9
社会福祉法人	2
社団法人	0
医療法人	0
財団法人	2
未記入	1
合計	14



I-1事業所 都道府県

訪問先した事業所は、東京都の4事業所が最も多く、宮城県が3事業所、埼玉県と大阪府が2事業所である。



I-2 主な事業 (◎の回答がなかったところは未記入。)

主な事業内容は未記入が多かった。

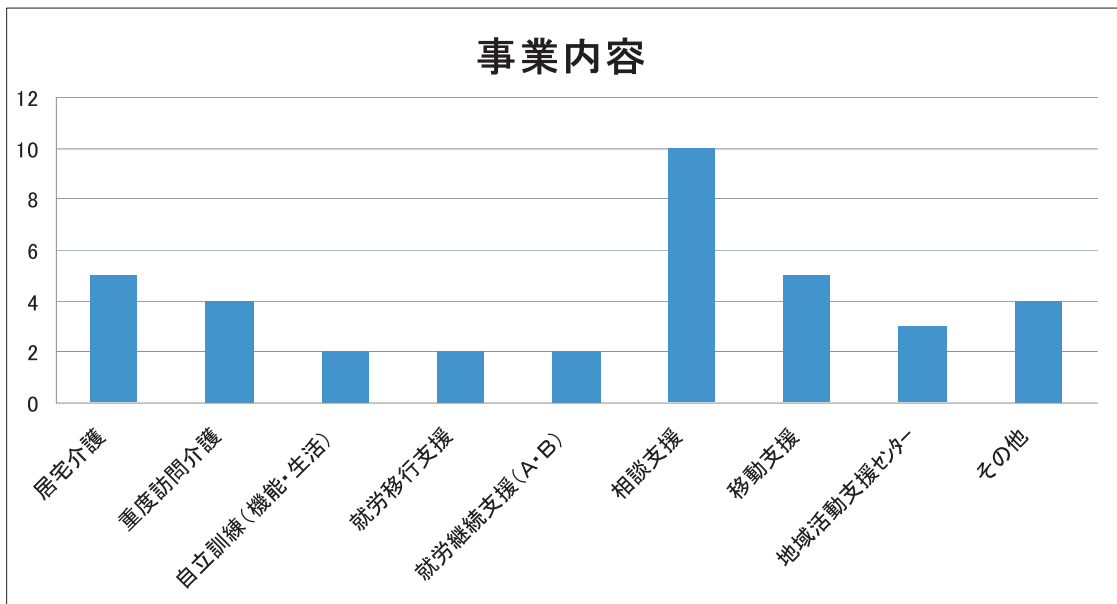
主な事業	事業所数
居宅介護	1
重度訪問介護	1
未記入	12
合計	14

2 主な事業 (複数回答) 主な事業も含む

事業所の事業内容 (複数) は、相談支援が10事業所と最も多く、居宅介護が5事業所、移動支援が5事業所、重度訪問介護が4事業所、地域活動支援センターが3事業所で、自立訓練 (機能・生活) や就労移行支援及び就労継続支援 (A・B) が各2事業所である。

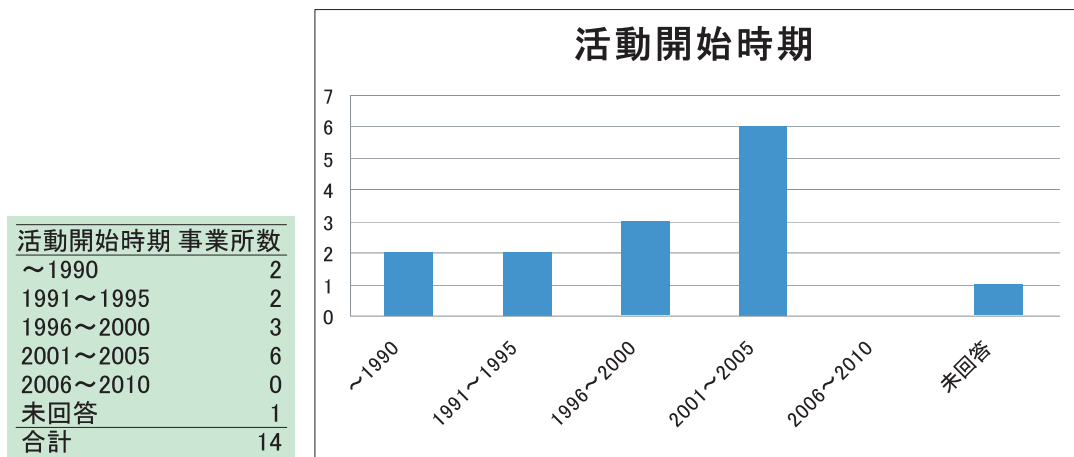
事業内容	事業所数(のべ)
居宅介護	5
重度訪問介護	4
自立訓練(機能・生活)	2
就労移行支援	2
就労継続支援(A・B)	2
相談支援	10
移動支援	5
地域活動支援センター	3
その他	4
合計	37

その他内訳
地域移行支援事業
ピアカウンセリング
地域移行支援 権利擁護 社会啓発
CILの各種プログラム



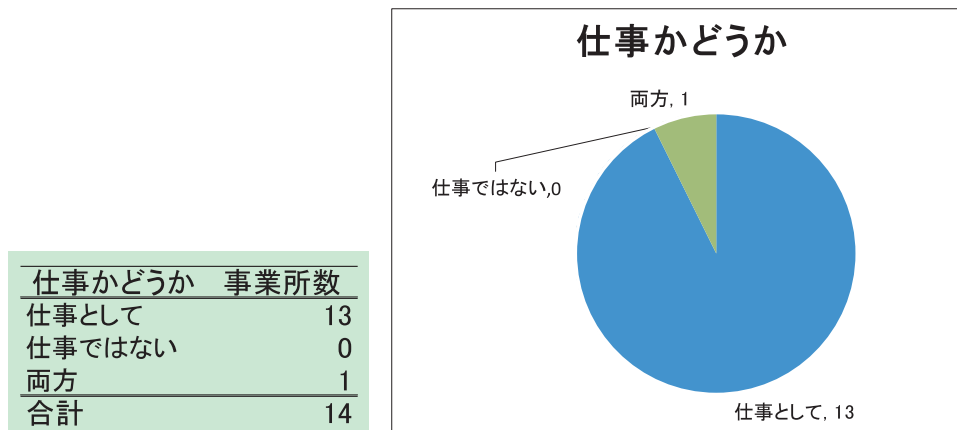
I-3 開始年

抽出したピアサポート活動事業の開始年は、2001～2005年が6事業所、1996～2000年が3事業所、1991～1995年及び1990年以前が各2事業所である。ピアサポーターの活動は、ここ10～5年の活動が最も多いといえる。従って、訪問調査はピアサポート事業が一定期間経過した事業所である。



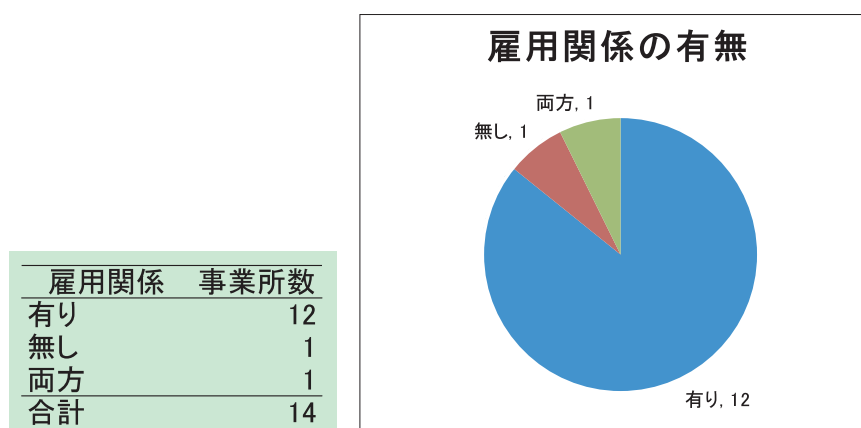
II-1 仕事かどうか

ピアサポートは仕事かどうかについて、仕事として位置づけている事業所が13事業所、仕事とそうでない人の両方がいる事業が1事業所である。



II-2 雇用関係の有無

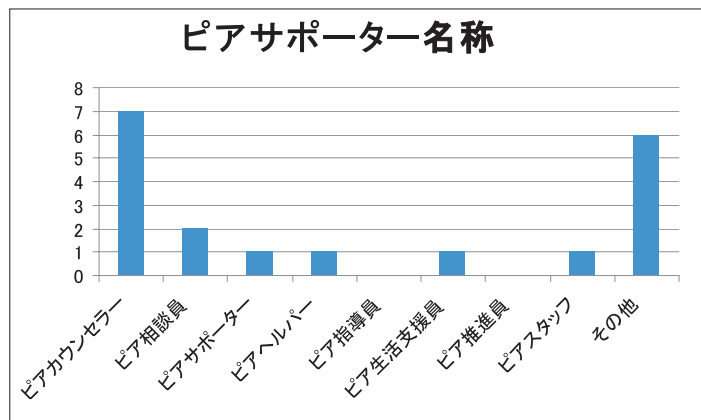
ピアサポーターの雇用形態は、雇用関係がある事業所が12事業所、雇用関係がないが1事業所、両方の人がいる事業所が1事業所である。雇用関係がある事業所が多い。



II-3 ピアサポーターの名称(累計)

ピアサポーターの名称は、ピアカウンセラーが7事業所と最も多く、ピア相談員が2事業所、ピアサポーターやピアヘルパー及びピア生活支援員・ピアスタッフが各1事業所である。また、そのほか6事業所で当事者スタッフ、ピア支援員、指導員、生活支援員、相談支援専門員、店長、事務局長、代表等である。雇用関係があるので、ピアよりもスタッフとしての位置づけの名称が強く見られる。

ピアサポーター名称	事業所数
ピアカウンセラー	7
ピア相談員	2
ピアサポーター	1
ピアヘルパー	1
ピア指導員	0
ピア生活支援員	1
ピア推進員	0
ピアスタッフ	1
その他	6
累計	19

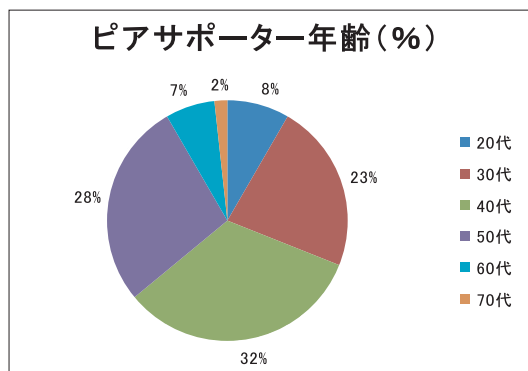
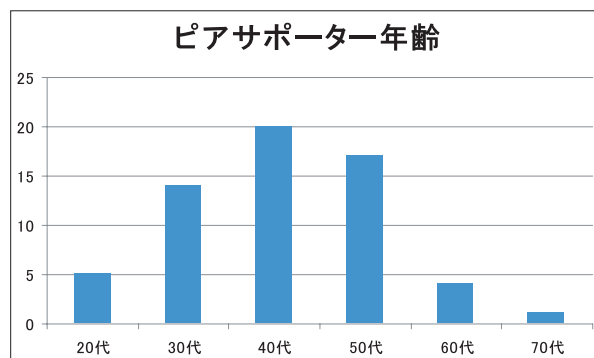


その他
相談支援専門員
〇〇さん 生活支援員 職業
指導員 店長
当事者スタッフ
ピア支援員
特になし
全事業の運営管理 代表、
事務局長

Ⅱ-4 年齢 (累計)

ピアサポーターの年齢は、40代が20名と最も多く、次が50代の17名、30代が14名である。そして、20代が5名、60代が4人、70代が1名で計61名である。これは、40代が32%、50代が28%、30代が23%、20代が8%、60代が7%である。40代が中心になって正規分布を示している。

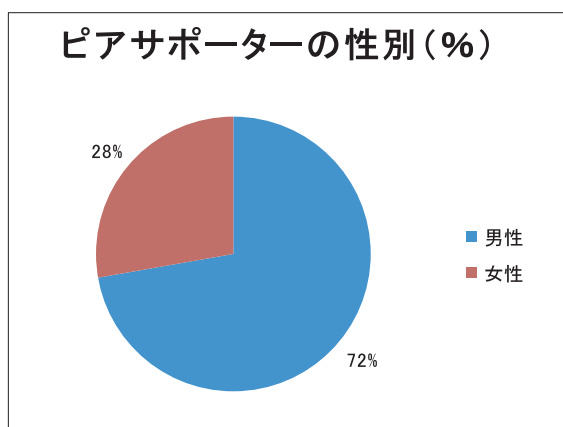
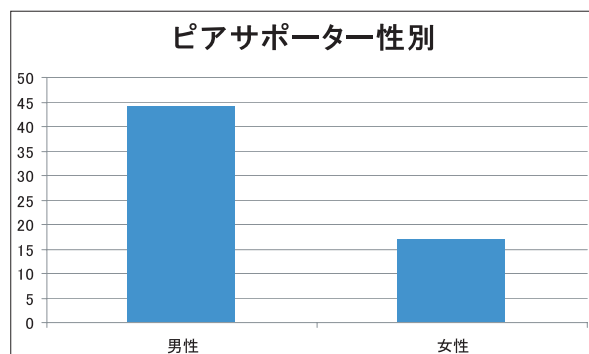
ピアサポーター年齢	人数
20代	5
30代	14
40代	20
50代	17
60代	4
70代	1
累計	61



II-5 性別 (累計)

ピアサポーターの性別は、男性が44名、女性が17名である。これは男性が72%、女性が28%で、男性が女性の2倍以上の人数である。

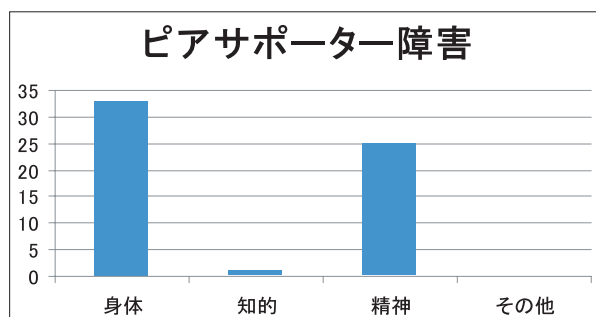
ピアサポーター性別	人数
男性	44
女性	17
累計	61

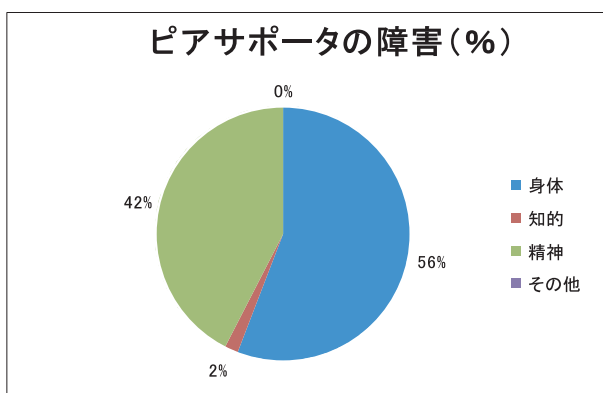


II-6 ピアサポーターの障害の種別 (累計)

ピアサポーターの障害は、身体障害が33名と最も多く、次に精神障害が25名で、知的障害は1名である。これは身体障害が56%と最も多く半数以上を占めている。次が精神障害で42%と約4割である。しかし、知的障害は少なく2%であった。

ピアサポーター障害	人数
身体	33
知的	1
精神	25
その他	0
累計	59





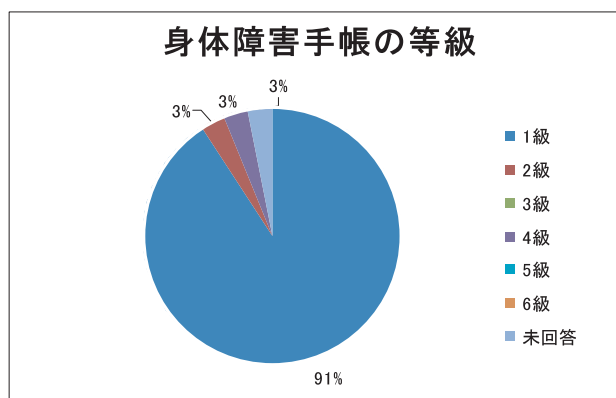
1) 身体障害 (N=33 ※II-6)

ピアサポーターの身体障害33名は、身体障害者手帳所の所持者が33名と全員である。手帳の等級は1級が91%で、ほとんどを占め、2級と4級が各1名である。

身体障害手帳の有無	
手帳の有無	人数
あり	33
なし	0
未回答	0
合計	33

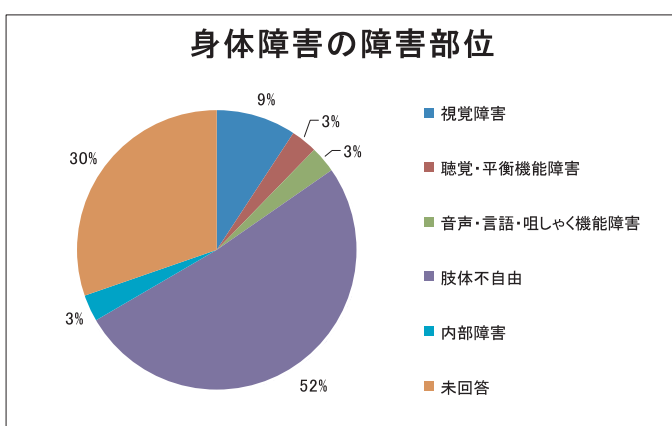
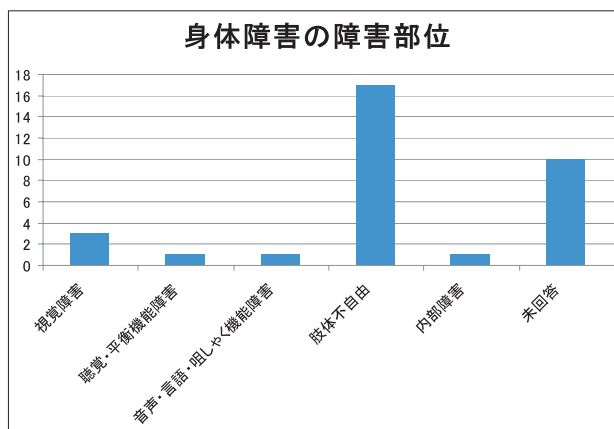
※全てが手帳取得

身体障害手帳の等級	
手帳の等級	人数
1級	30
2級	1
3級	0
4級	1
5級	0
6級	0
未回答	1
合計	33



ピアサポーターの身体障害の障害部位は、肢体不自由が17名と最も多くなっている。その他は、視覚障害が3名、聴覚・平衡機能障害が1名、音声・言語・咀嚼機能障害が1名、内部障害が1名である。これは肢体不自由が52%と半数で最も多くなっている。そして、視覚障害が9%で、聴覚・平衡機能障害が3%、音声・言語・咀嚼機能障害が3%、内部障害が3%である。

身体障害の障害部位	
障害部位	人数
視覚障害	3
聴覚・平衡機能障害	1
音声・言語・咀嚼機能障害	1
肢体不自由	17
内部障害	1
未回答	10
合計	33



2) 知的障害 (N=1 ※ II-6)

知的障害の方は1名で手帳を所持しているが、等級は不明である。

知的障害手帳の有無	
手帳	人数
あり	1
なし	0
未回答	0
合計	1

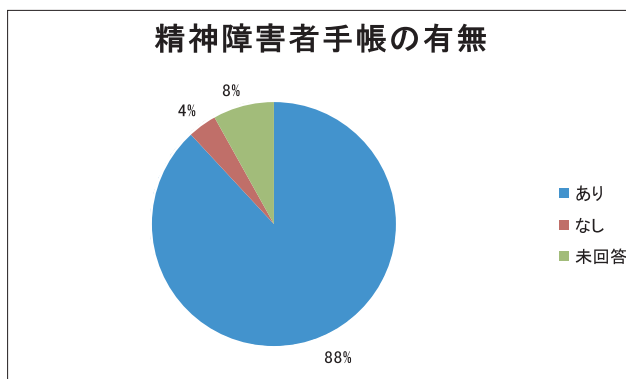
※全てが手帳取得

知的障害手帳の等級	
手帳の等級	人数
等級A	0
等級B	0
未回答	1
合計	1

3) 精神障害 (N=25 ※II-6)

精神障害の方は精神障害者保健福祉手帳の所持者が22名で、所持していない方が1名である。これは88%の方が精神障害者保健福祉手帳を取得している。

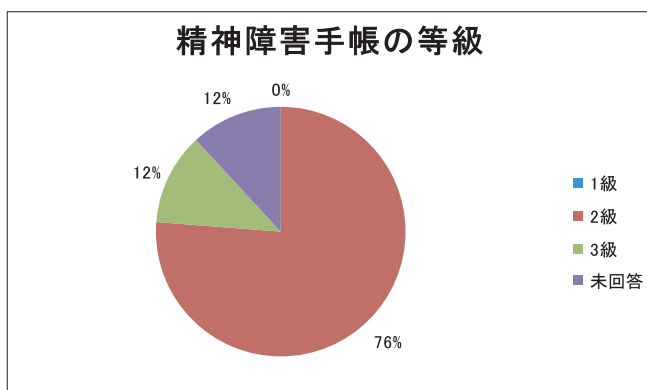
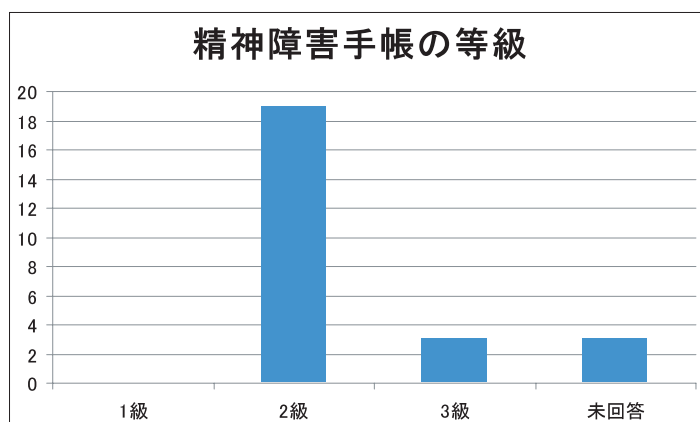
精神障害手帳の有無	
手帳	人数
あり	22
なし	1
未回答	2
合計	25



※約9割が手帳取得

所持している精神障害者保健福祉手帳の等級は、2級が19名で最も多く、3級が3人である。即ち、2級が76%を占めていて、3級が12%である。

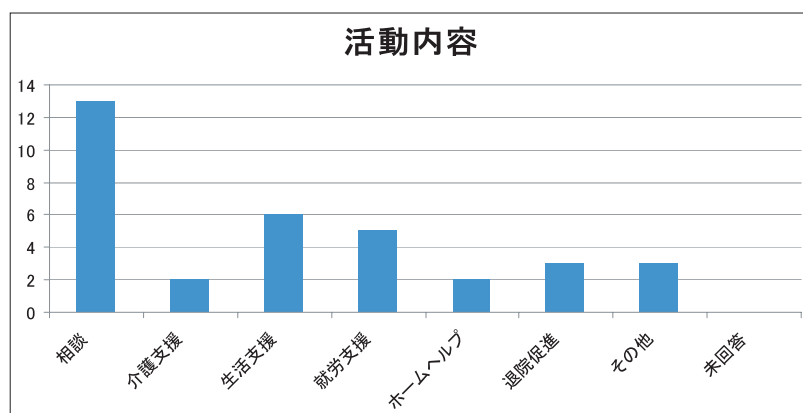
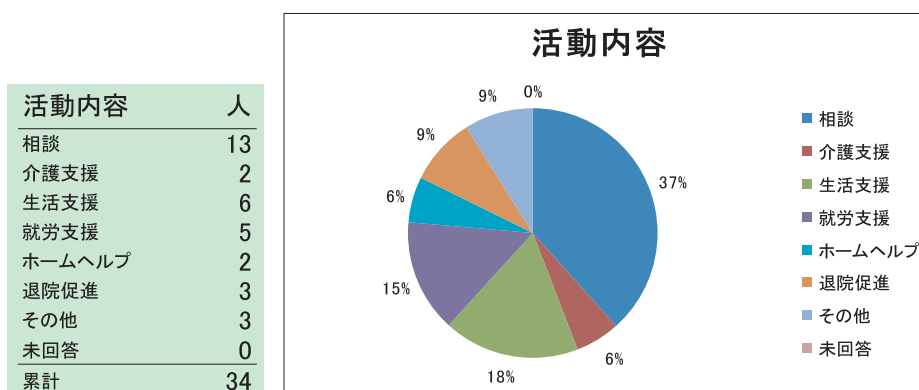
精神障害の等級	
手帳の等級	人数
1級	0
2級	19
3級	3
未回答	3
合計	25



4) その他 (N=0 ※II-6)

II-7 活動内容 (累計)

ピアサポーターの活動内容は、相談が13名と最も多く、生活支援が6名、就労支援が5名、退院促進が3名、介護支援やホームヘルプが各2名である。即ち、相談が37%と4割近くを占め、生活支援が18%、就労支援が15%、退院促進9%、介護支援やホームヘルプが6%である。

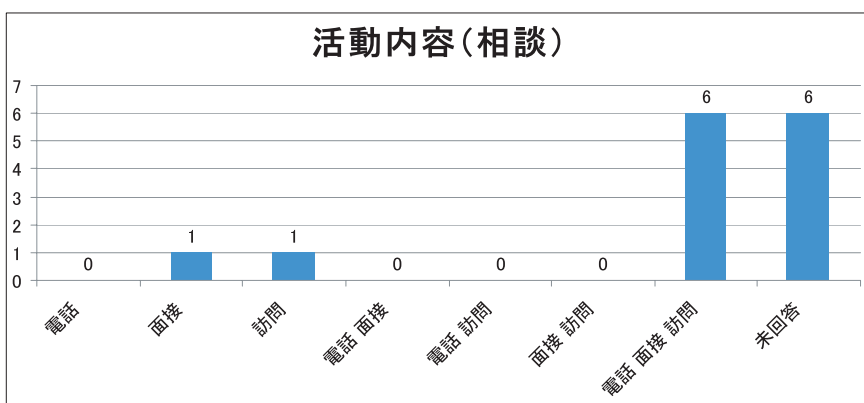
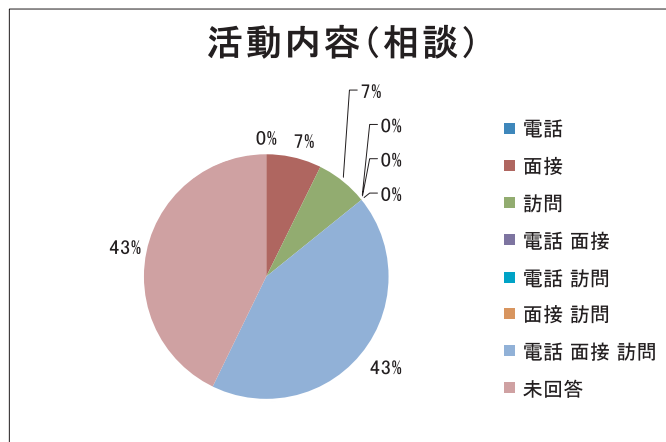


[1.相談内訳]

相談の内容は、電話・面接・訪問が6事業所で最も多い、面接が1事業所、訪問が1事業所である。

これは、電話・面接・訪問が43%と約半数を占め、面接が7%、訪問が7%である。

活動内容(相談)	事業所
電話	0
面接	1
訪問	1
電話 面接	0
電話 訪問	0
面接 訪問	0
電話 面接 訪問	6
未回答	6
合計	14



[7.その他内訳]

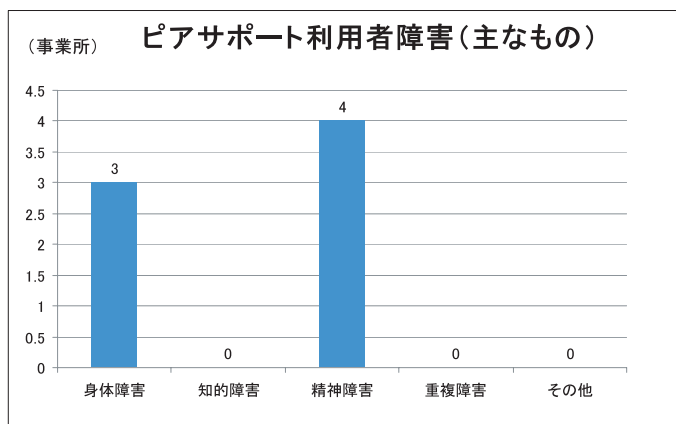
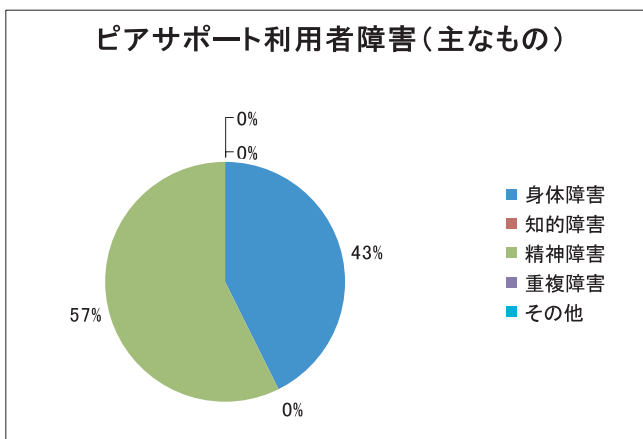
その他の活動内容としては、町づくり、ピア活動、権利擁護である。

活動内容(その他内訳)	累計数
町づくり活動	1
ピア活動	1
権利擁護	1
未回答	0
合計	3

Ⅲ-1 ピアサポート利用者障害

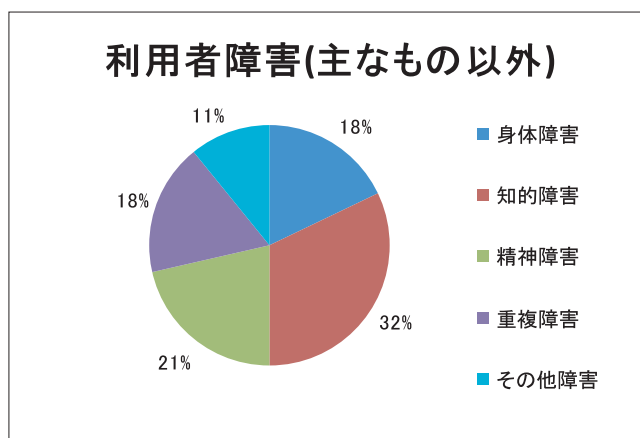
ピアサポートの利用者は、精神障害が4事業所と最も多く、身体障害が3事業所である。これは、精神障害が57%と半数以上、身体障害が43%と4割である。

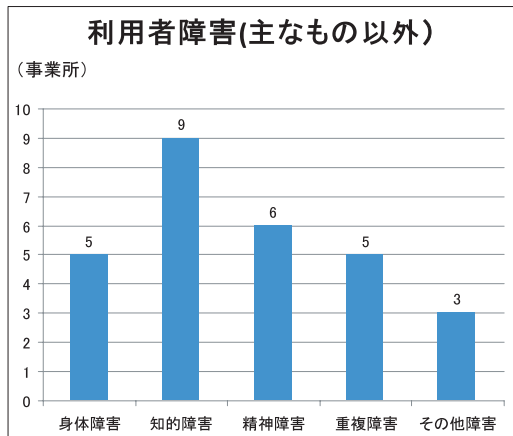
ピアサポート利用者障害 (主なもの)	事業所
身体障害	3
知的障害	0
精神障害	4
重複障害	0
その他	0
累計	7



利用者についての障害は、知的障害が9事業所、精神障害が6事業所、身体障害が5事業所、重複障害が5事業所、その他が3事業所である。これは、知的障害32%、精神障害21%、身体障害18%、重複障害が18%である。

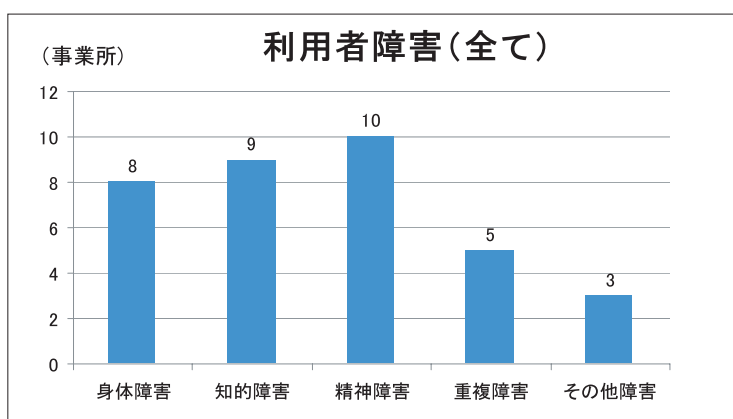
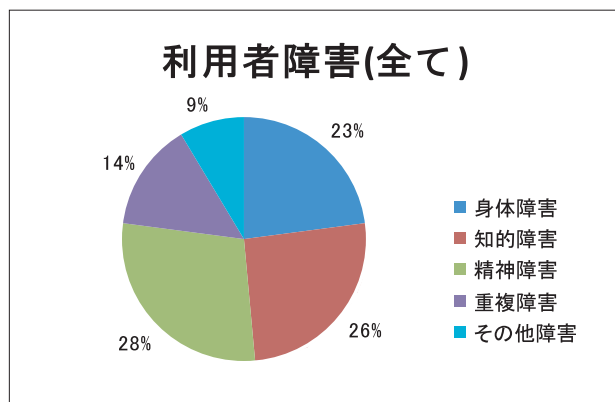
利用者障害(主なもの以外)	累計数
身体障害	5
知的障害	9
精神障害	6
重複障害	5
その他障害	3
合計	28





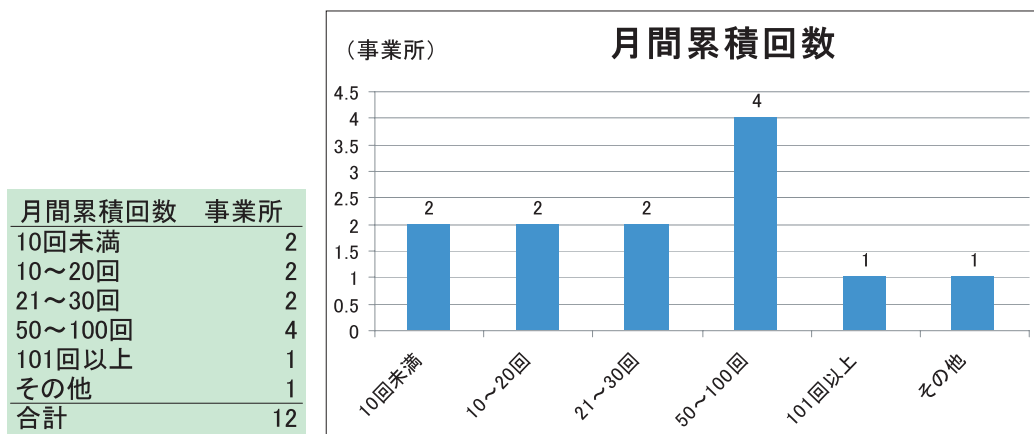
ピアサポートの利用者の累積の障害では、精神障害が10事業所、知的障害が9事業所、身体障害が8事業所、重複障害が5事業所である。これは、精神障害が28%、知的障害が26%、身体障害が23%、重複障害が14%である。

利用者障害(全て) 累計数	
身体障害	8
知的障害	9
精神障害	10
重複障害	5
その他障害	3
合計	35

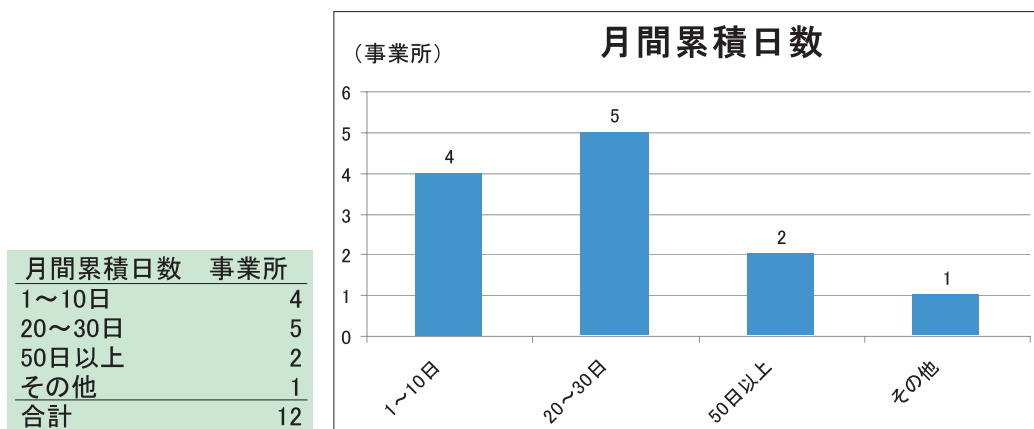


Ⅲ-2 ※有効回答のみのカウント

ピアサポートの支援の頻度と時間では、月間累積回数50～100回が4事業所、21～30回が2事業所、10～20回が2事業所、10回未満が2事業所である。これは累積で週に10～25回が最も多いといえる。(事業所によっては、ピアサポーターが2～3人いる。)

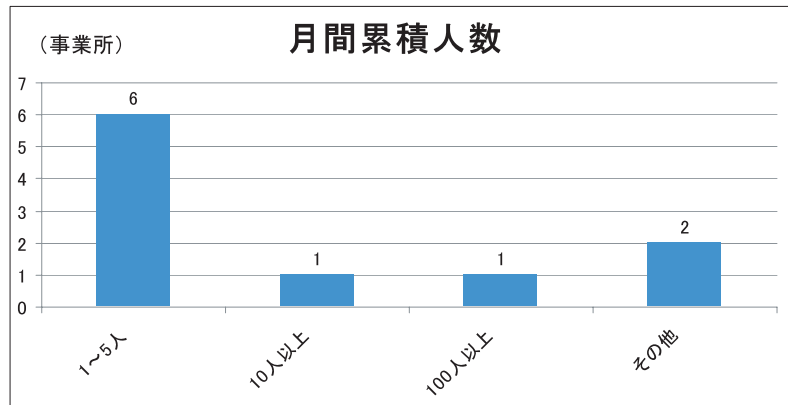


月間累積回数は、20～30日が5事業所、1～10日が4事業所、50日以上が2事業所である。これは週に5回～8日、最大で13回とも言える。これは1つの事業所に2～3人のピアサポーターがいるとも言える。



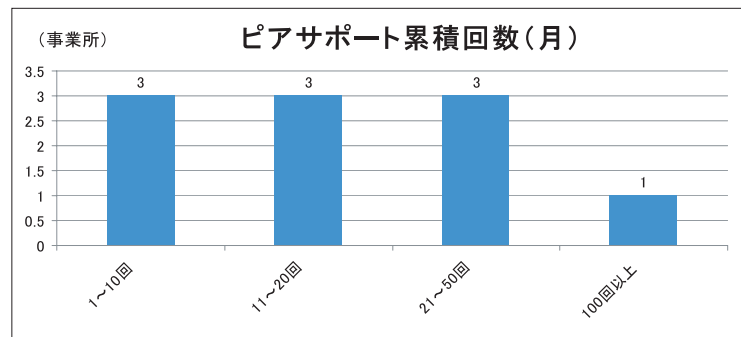
月間累積人数が1～5人が6事業所、10人以上が1事業所、100人以上が1事業所である。

月間累積人数	事業所
1～5人	6
10人以上	1
100人以上	1
その他	2
合計	10



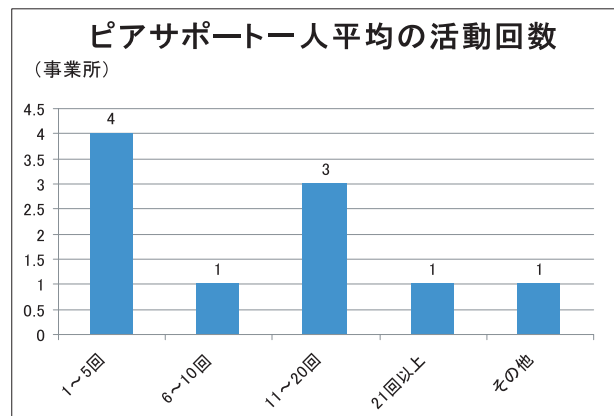
ピアサポート累積回数は、1～10回が3事業所、11～20回が3事業所、21～50回が3事業所、100回以上が1事業所である。

ピアサポート累積回数	事業所
1～10回	3
11～20回	3
21～50回	3
100回以上	1
合計	10



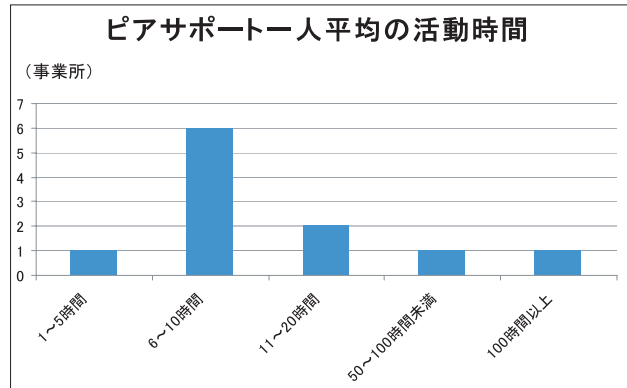
ピアサポートの1人平均活動回数は1～5回が4事業所、11～20回が3事業所、6～10回が1事業所、21回以上が1事業所である。これは、月1回程度が5事業所、週5回程度が3事業所、週2回程度が1事業所、週5回程度が1事業所である。

ピアサポート一人平均の活動回数	事業所
1～5回	4
6～10回	1
11～20回	3
21回以上	1
その他	1
合計	10



ピアサポート1人の平均活動時間は、6～10時間が6事業所、11～20時間が2事業所、1～5時間が1事業所、50～100時間未満が1事業所、100時間以上が1事業所である。これは、週2時間程度が6事業所、週5時間程度が2事業所、週1時間が1事業所、週10時間～25時間程度が1事業所、週25時間異常が事業所である。

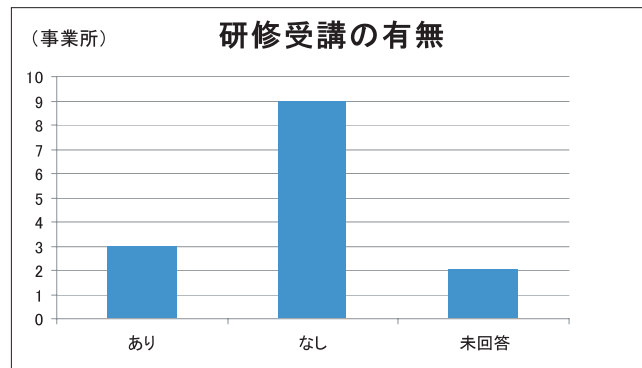
ピアサポート一人平均の活動時間	事業所
1～5時間	1
6～10時間	6
11～20時間	2
50～100時間未満	1
100時間以上	1
合計	11



Ⅱ-3 1) 研修の受講

ピアサポーターについて研修受講がないのは9事業所、研修があるのは3事業所である。

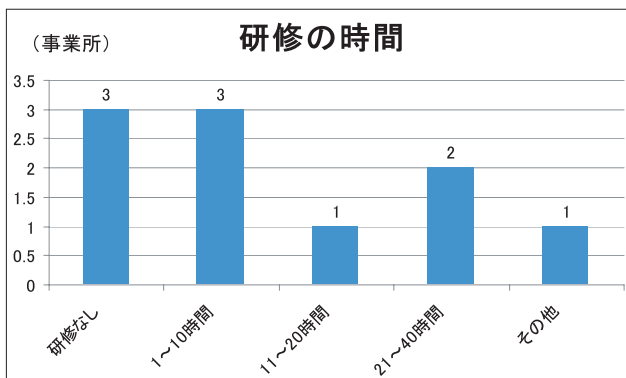
研修受講の有無	事業所
あり	3
なし	9
未回答	2
合計	14



2) 研修日程・時間（未回答は除く）

ピアサポーター研修時間では、研修無しが3事業所、1～10時間が3事業所、21～40時間が2事業所、11～20時間が1事業所である。即ち、研修は1日程度が3事業所、3～5日が2事業所、1日から2日半が1事業所である。

研修の時間	事業所
研修なし	3
1～10時間	3
11～20時間	1
21～40時間	2
その他	1
合計	10

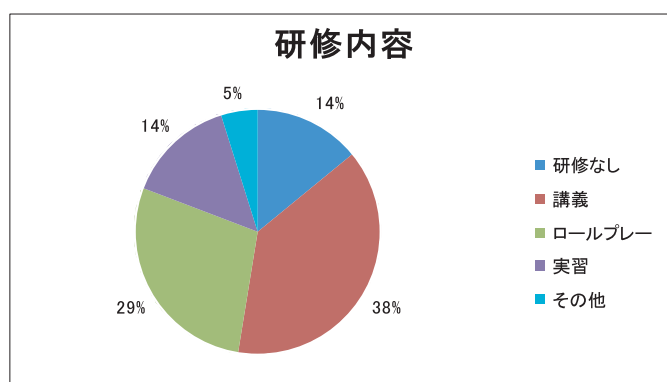
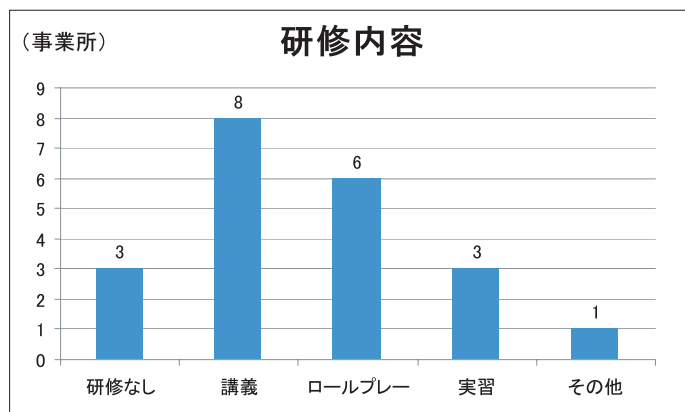


3) 内容（累計）

ピアサポーター研修の内容は、講義が8事業所、ロールプレーが6事業所、実習が3事業所、その他が1事業所である。

これは講義が38%、ロールプレーが29%、実習が14%、研修無しが14%、その他が5%である。

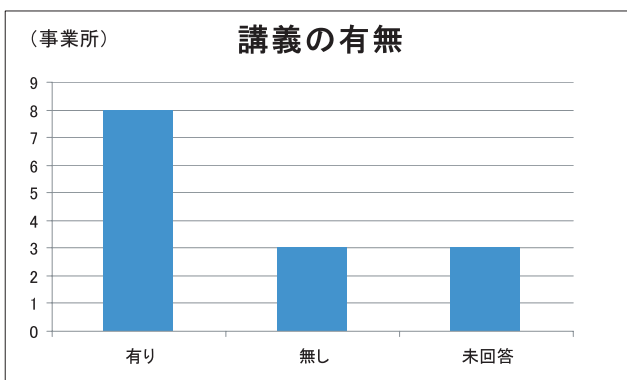
研修内容	累計数
研修なし	3
講義	8
ロールプレー	6
実習	3
その他	1
合計	21



講義

ピアサポーター研修で講義ありが8事業所、無しが3事業所である。

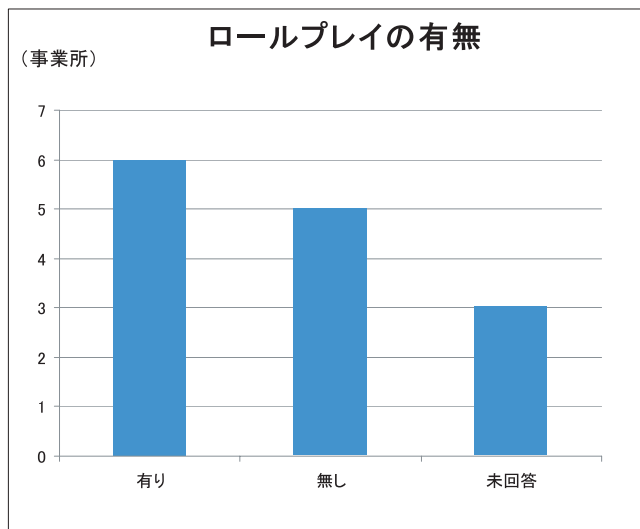
講義の有無	事業所
有り	8
無し	3
未回答	3
合計	14



ロールプレー

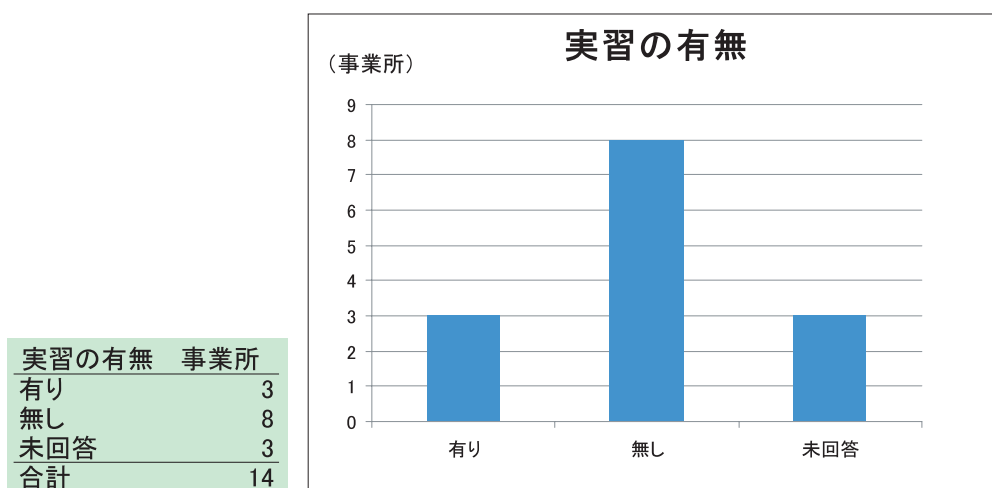
ピアサポーター研修でロールプレー有りが6事業所、無しが5事業所である。

ロールプレーの有無	事業所
有り	6
無し	5
未回答	3
合計	14



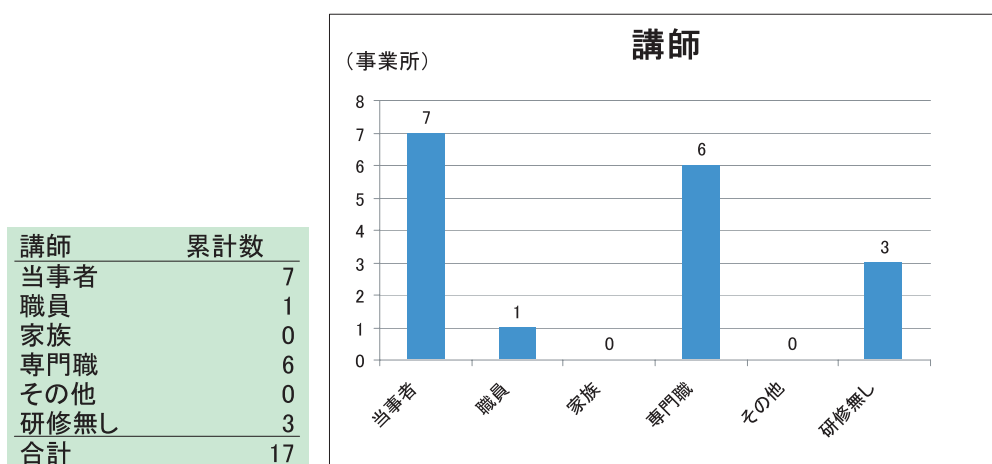
実習

ピアサポーター研修では実習無しが8事業所、有りが3事業所である。



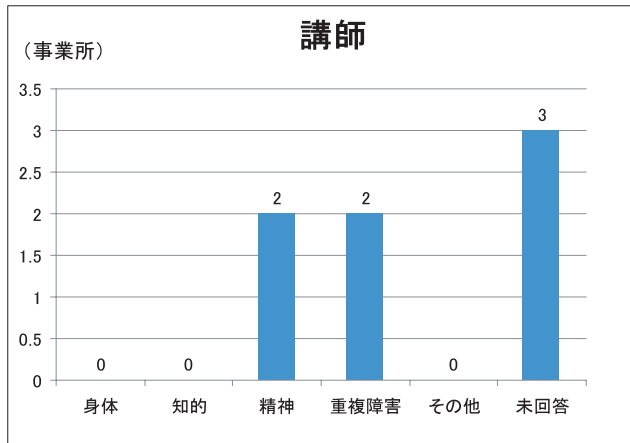
4) 研修講師 (累計)

ピアサポーター研修の講師は当事者が7事業所、専門職が6事業所、研修無しが3事業所、職員が1事業所である。



ピアサポーター研修講師の当事者の障害は、精神障害3事業所、重複障害3事業所、未回答3事業所である。

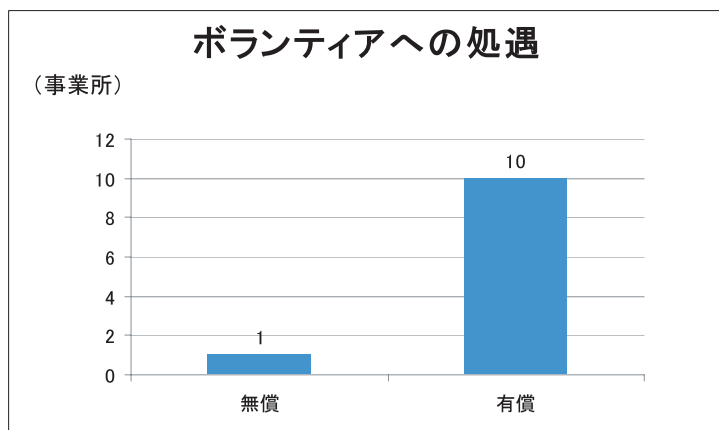
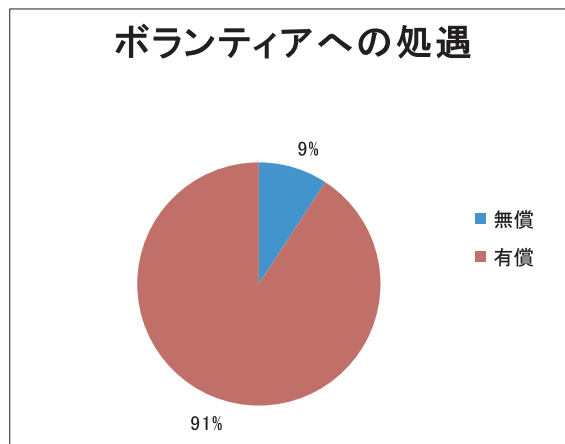
講師(当事者障害内訳)	事業所
身体	0
知的	0
精神	2
重複障害	2
その他	0
未回答	3
合計	7



Ⅲ-5 1) ボランティア 処遇 (未回答は含まない)

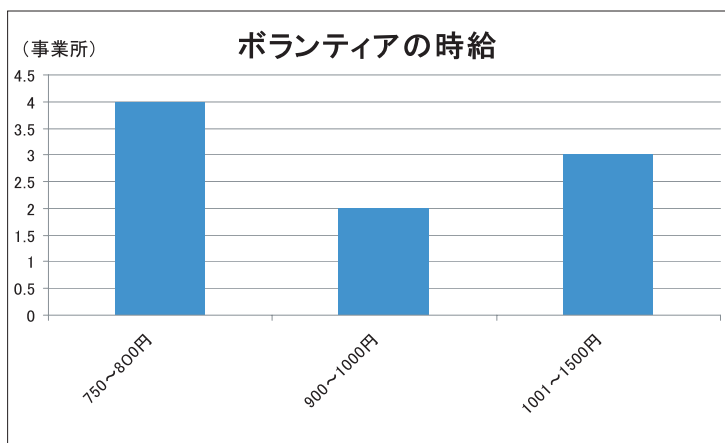
ピアサポーターをボランティアとして位置づけている事業所では、有償が10事業所、無償が1事業所である。これは、91%が有償とほとんどを占め、9%が無償である。

ボランティアへの処遇	事業所
無償	1
有償	10
合計	11



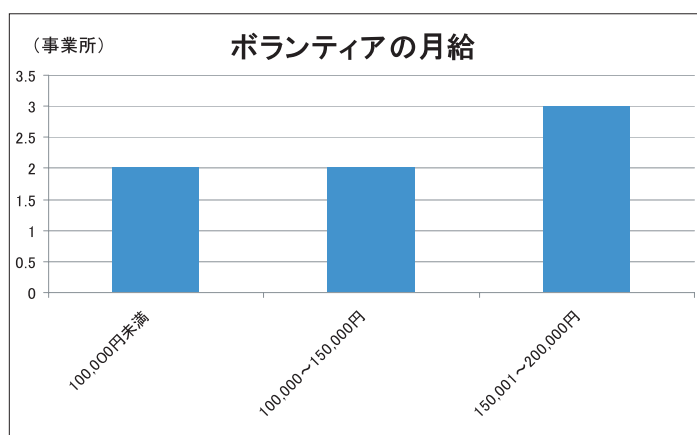
ピアサポーターがボランティアでの有償の時給では、750～800円が4事業所、1001～1500円が3事業所、900～1000円が2事業所である。

ボランティアの時給	事業所
750～800円	4
900～1000円	2
1001～1500円	3
合計	9



ピアサポーターのボランティアとしての月給は、150,001～200,000円が3事業所、それ未満の100,000～150,000円2事業所、100,000円未満が2事業所である。

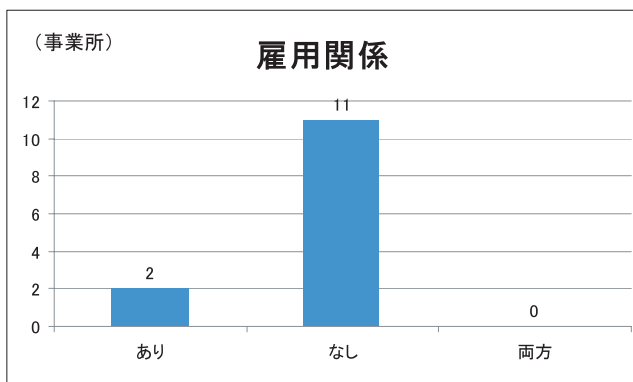
ボランティアの月給	事業所
100,000円未満	2
100,000～150,000円	2
150,001～200,000円	3
合計	7



Ⅲ-5 2) 雇用関係（未回答は含まない）

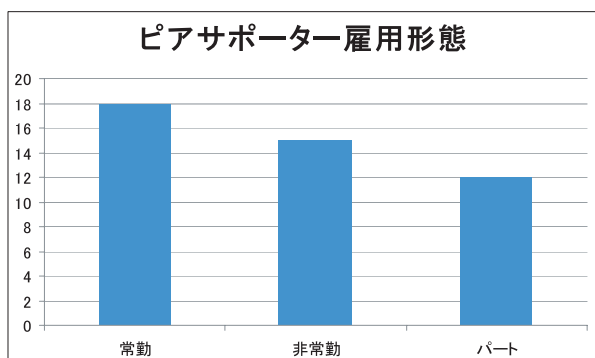
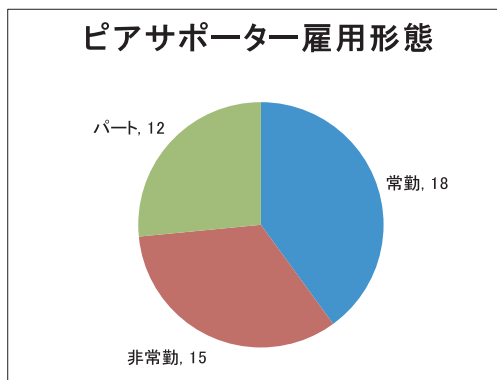
ピアサポーターの雇用関係は、雇用関係なしが11事業所、ありが2事業所である。

雇用関係	事業所
あり	2
なし	11
両方	0
合計	13



ピアサポーターの雇用形態は常勤が18人、非常勤が15人、パートが12人である。

ピアサポーター雇用形態	人
常勤	18
非常勤	15
パート	12
合計	45



2) 訪問調査結果 (2)

質的研究として実際の事業所を幾つか抽出し訪問した。訪問調査を行った幾つかの事業所について、ピアサポーターの現況を示すこととする。

(1) 仙台市宮城野障害者生活支援センター

仙台市宮城野障害者生活支援センターは仙台市宮城野障害者福祉センター内にある。同生活支援センターでは4名の相談員によって相談支援事業が行われている。そして、事業を開始した平成13年から当事者同士のサポートを行うためにピアカウンセラーが配置されている。現在、ピアカウンセラーとしては、身体障害者手帳を有する3名の身体障害者(視覚障害者2名、聴覚障害者1名)、療育手帳を有する1名の知的障害者、その他に自閉症児の母親が登録されている。また、肢体不自由を有する相談員が欠員となっている。

ピアカウンセラーの仕事は、電話相談、面接相談、訪問相談などである。生活支援センターの開所日にはピアカウンセラー1名分の予算が確保されているが、近頃は出勤日が少なくなっているという問題がある。その理由としては、肢体不自由者ピアカウンセラーの欠員、ピアカウンセラーの高齢化、活動の場の不足などがあげられる。一方、同じ法人が別な区において運営している生活支援センターでは、ほとんどの開所日にピアカウンセラーが出勤している。

ピアカウンセラーには雇用契約などはなく、有償ボランティアとして委嘱され、1時間あたり750円、1日5時間分、すなわち1日3750円の謝金が支払われる。今後、日常の相談支援への積極的な活用を図ることが課題である

また、ピアカウンセラーの社会的役割として、障害当事者の立場から障害理解の啓発及び地域支援システム全般への提言などがある。また、災害時などの緊急避難に対する必要な環境づくりへの提言も重要である。さらに、障害当事者の立場から、学校に出向いたしして体験談を話すことがあるが、正しい障害理解促進のために重要である。

ところで、同市においては、(ピア)障害者相談員制度があるが、ピアカウンセラーとの連携はほとんど行われていない。今後、障害者相談員制度との有機的連携、ピアサポートを担う人材育成の場を作る必要性が強く感じられている。

「ピアカウンセラーと雇用契約を結んでいないため、相談員と同様の比重を担っていただくことには困難を感じている」という専門職相談員の指摘があるが、専門職相談員は、ピアの立場からの支援の果たす役割は大きいとも考えており、今後、有効な活用の在り方を継続的に検討していく必要がある。確かに、1日3750円の謝金で週に1度程度の勤務という条件では、退職後の障害者などが中心になり、健康状況等により活動に制限が生じることもある。ピアサポーターを推進するためには、行政の専門機関などに人材バンクを設けて、サポートを必要とする人がいつでもピアサポーターにつながるような環境を整備することなどが指摘された。

本事業所は、区ごとに一つ設置してある障害者福祉センター内にある相談支援事業所である。仙台市内には5ヶ所ある。業務を行っている日には、すべての日に1

日5時間、1人分の費用が予算化されているが、当事業所での支援の頻度は極めて低い。同じ法人が運営している他の区の事業所ではほぼ毎日、ピアカウンセラーが出勤している状況にある。当事業所では、ピアカウンセラーの高齢化や欠員により十分に機能しているとはいいがたい状況である。肢体不自由のピアカウンセラーが欠員ではあるが、さらに活動範囲、日程調整などに工夫が必要と思われる。

(2) 向日葵ライフサポートセンター

ピアサポーターは平成11年から配置されており、その目的は相談支援及びピアカウンセリングである。雇用契約があり、精神障害者保健福祉手帳を有する40代と50代の男性2名がピア相談員として勤務している。業務の内容は電話相談、面接相談、訪問相談などである。ピアサポートを利用する障害者は精神障害者、知的障害者、重複障害のある障害者である。相談支援全般を業務として、2人は非常勤職員とアルバイトのパート職員として勤務している。当事業所では精神障害者の生活不安・心の不安などの相談に応じるために、ローテーションを組んで年中無休で取り組んでおり、2人とも貴重な戦力である。ピアサポートの雇用増進の課題として財源不足が挙げられる。

ピアサポートの社会的な役割としては、ピアとしての障害受容の共有、通院同行などの実働支援、並びに防災訓練の実施、緊急介入時の支援などがある。また、区の家族教室への講師として派遣されることもある。事業所としてもピアサポーターへの研修に取り組んでいるが、今後ピアカウンセリングを広く展開するためには、行政レベルでのピアカウンセリングのための研修の推進と研修受講後の活動場所の確保や次世代の人材づくり、そのための教育システムの構築が求められる。

具体的には、当事業所では支援計画作成については専門職が実施し、実働部隊としてピアサポーターが活躍することが求められている。そのために必要なこととして、ピアサポーター自身の体調管理、研修、ピアサポーター同士の連携や会合の場があると良いと指摘された。

ピアサポーター推進についての意見としては、ピアサポーター養成所を設置し、相談支援事業所などへの派遣システムをつくることなどがあげられた。1つの事業所だけではなく、ピアサポーターの守備範囲、専門性を十分に把握して、どの事業所でも依頼できる体制を整備することはとても大切なことである。

当事業所では、精神障害者2名が職員として業務に従事している。当事業所は年中1日も休むことなくローテーションに基づいてオープンしている。電話対応などが長くならないように留意して、アウトリーチを重要視している。精神障害に専門的に対応する事業所は市内に7ヶ所ある。当事業所では必ずしもピアサポーターの設置が義務付けられているわけではないが、ピアとしての支援の必要性が強く認識されているので、職員としてピアサポーターが雇用されている。また、彼らが事業所内で勤務している間、専門職はアウトリーチを行うことができる。互いの理解と認め合う体制の中で事業展開が行われている。

仙台市内には、他の自治体と同様に当事者並びに家族による(ピア)障害者相談員制度がある。ただし、他の自治体との大きな違いは、他自治体では身体障害者相談

員と知的障害者相談員だけが登録されているが、仙台市の場合には加えて、精神障害者相談員も登録されている。当事業所にアルバイトで就労しているピアサポーターも(ピア)障害者相談員として登録されており、区の相談窓口から紹介されて、対応することもあり、ピアとしての活動の場は多い。

ピアサポーターの今後の活動のあり方としては、①事業所で勤務するピアサポーター、②固有の体験や障害種別、活動範囲などの情報が登録され、必要な場合には種々の機関・事業所からの依頼を受けて活動するピアサポーターなどについて検討していく必要があると考えられた。

(3) 地域生活オウエン団せんだい、自立生活センターC I Lたすけっと

平成7年(1995年)から自立生活センターC I Lたすけっととして活動しているが、訪問介護などの事業を行う目的で、平成15年(2003年)NPO法人地域生活オウエン団せんだいを立ち上げて事業展開している。事業内容は、居宅介護、重度訪問介護、相談支援、移送支援などである。

C I Lたすけっとは、身体障害者手帳1級を有する30代男性が代表、同じく1級を有する20代女性が事務局長として、自立生活センターの運営を行っている。2名の月収は、障害者基礎年金を合わせると、障害のない職員と同じような収入になる金額に設定してある。そのほか、代表経験者である2人の男性(ともに身体障害者手帳1級)が現在は無給でサポートしている。自立生活センターC I Lたすけっとでは、次世代の人材づくりを常に意識して活動しており、3年前に若い代表と若い事務局長へのバトンタッチが行われた。

元代表経験者である2人の男性も、現在は無給ではあるが大きな役割を担っている。ピアサポート(ピアカウンセリング)は自立生活センターにとって重要な活動である。代表、事務局長とともに、元代表を務めた2人の障害者、計4人でピアサポートに取り組んでいる。ピアサポーターの活動内容としては、電話、面接、訪問などの相談支援や権利擁護に関する活動である。ピアサポートを利用する人は重度の肢体不自由者が最も多いが、知的障害者、精神障害者も利用している。

ピアサポーターとしての活動は自立支援、相談支援の活動であり、自立生活運動の実践など自らの実践体験を障害のある仲間たちに伝え、一人ひとりの自立生活の質の向上を図ることである。自立生活運動実践における自らの体験の積み重ねに裏打ちされた助言、共感をもとにした対等の仲間としてのかかわりは、重度の障害のある当事者、家族にとって自立生活実践のための大きな支えとなる。権利擁護の実践としての活動は自立生活実現にとって必須の活動である。

ピアサポーターは自らの実践体験を、一般市民に伝え、障害理解の促進や地域における実践活動の拡大につなげている。その成果としては事業所所在地の商店街との連携をもとに取り組んだタウンモビリティ事業がある。そして、さまざまな機会を捉えて、市民の障害理解を促進する活動に取り組んだり、ピア(当事者)の立場から施策提言などを行っている。小学校、中学校、高校への出前講座も大事な活動である。当事業所では中学校のインターンシップの受け入れも行っている。

ピアサポート活動を促進するための課題としては、ピアサポーター自身が重い障

害があるので、移動なども含め重い障害があっても活動できる体制の確保、健常者と対等なパートナーシップを持てる体制をいかに構築すべきかなどがあげられた。また、すべての相談支援事業所に重度障害者も含めたピアカウンセラーを配してほしいと考えている。

当事業所は、自立生活センターであり、管理・運営は当事者が担う。また、居宅介護、移動支援などの事業を行うため、NPO法人を立ち上げている。重い障害があっても地域で自立した生活の実践に取り組むためには重い障害がある人こそピアカウンセラーとして活動できる体制を構築すべきである。そのようなピアサポート活動を支えるためには、ピアサポーターの移動支援や活動の幅を拡げることのできる制度の確立などが求められる。

(4) 生活支援センターこしがや

施設は、駅からバスで30分位の商店街の大通りから1本裏に入った住宅地の中にある。2階建ての一戸建て住居を活動場所としている。

施設では精神障害者のピアスタッフとしての活動で雇用関係があり、利用者も精神障害者である。相談支援、地域活動支援センター、地域移行支援事業である。ピアは指導員としてのピアスタッフ活動である。従って、ピアよりもスタッフの役割で、背景がピアとしての位置づけである。そして、精神障害者の相談、生活支援、就労支援、退院促進を行っている。

スタッフとピアスタッフの関係は必要に応じて相談に乗るが、職場だけではなく生活の支援も必要になる。複数のピアスタッフがいるが、ピアスタッフ同士の話し合いや協働の場作りが必要といえる。

他のメンバーからは、時にピアが給料をもらっていることに気にする方もいるようである。活動は、スタッフに重きを置いているので、ピアサポーターとは異なるので、安心感や共感ではなく仕事として活動を行っている。

ピアスタッフは、雇用として継続が前提ではなく、状況が変化したり、環境が多様な状況では、1年単位で契約する形式がよいとも考えている。そして、ピアスタッフは、スタッフなので、業務の役割や責任などを明確にすることが必要である。今後は、地域や事業所全体等、スタッフ間でもピアサポートについての理解促進や環境作りが必要である。

(5) 埼葛北障がい者地域活動支援センターふれんだむ

施設は、駅前の大通に面した角地の3階建てのビルで3フロアを使っている。精神障害者が通ってくるのにはとても利便性のある場所である。活動は多様な活動を行っている。

施設でのピアは、ピアスタッフとしてスタッフと同じ仕事をしていて、そのうえで精神障害者の当事者性を生かしている。複数のピアスタッフがいる、相談支援、地域活動支援センターの活動を行っている。そして、就労移行支援、就労継続支援(B)、退院促進や就労支援がある。

ピアスタッフは必要な時にはスタッフと相談を行っている。また3名と複数のピア

スタッフがいるので、ピアスタッフ同士がモデルになっている。ピアスタッフが1名で単独では色々と困難な状況が生じるとも考えられる。

ピアスタッフと他のメンバーの間に特に問題はない。ピアスタッフは、ピアスタッフとして活動する時とメンバーとして活動をする時を上手に使い分けている。人によっては、ピアになって、その役割があるから仲間に上手に話しかけることができたりしている。仲間への声かけではスタッフと違う声かけを上手に行っていることがある。そして、それぞれのピアスタッフの個性が活動に一番大きく影響していると言える。

ここでは、今までの多様な活動の経過とその積みの中で、ピアスタッフが生まれ、活動を行ってきている。ピアであってもスタッフはスタッフとしての位置づけである。従って、ここではピアサポーターではなく、スタッフがピアのカードも持っているとの位置づけである。即ち、ピアスタッフは、スタッフの関わり方や、施設の地域での活動の広がりなどの経過によって、ピア活動が大きな影響を受けていると考えられる。

(6) スタジオ I L 文京

居宅介護・重度訪問介護が主な事業の事業所である。地下鉄本駒込駅から比較的に近く、事務所はマンションの一階を借りており環境は良く施設も綺麗で明るい雰囲気である。

名称はピアカウンセラーで全員雇用契約を結んでいる。障害は全員脳性マヒ者である。

サポーターの対象は、身体障害と知的障害であり、相談、電話、面接、訪問 ホームヘルプサービスである。

支援体制については特に意識していないようであるが、スタッフミーティングと言う会議にはスーパーバイザー的なスタッフが同席して助言・指導をしているようである。このアドバイザーは健常者である。

自分たちと違う障害者に対するサポートには戸惑いがあり、他の団体等との連携を望んでいる。

露骨には言わないが、ピアの各々の資質等には問題意識を持って見ていると思われる。

いわゆる「有償ボランティア」と言う名称は廃止し、労働関係法規に基づいた整備に着手し、労働契約の締結や関係規則の整備に取り組んでいますが、労安法の産業医との契約等でお金の問題が大きな不安材料となっているのである。

自立生活センターの「事業所としての自立」は現実には厳しい課題である。

(7) 自立生活センター 北

施設の事業は、居宅介護、重度訪問介護、自立訓練、相談支援、移動支援、ピアカウンセリングを事業として行っており、施設はマンションの一階で環境や雰囲気も良く問題はない。

名称はピアカウンセラー、ピア生活支援員、全員雇用契約を結んでいる。障害は

脳性マヒ者等の全員肢体不自由者である。

サポーターの対象は、身体障害と知的障害と重複障害であり、相談(電話 面接 訪問) 生活支援である。

支援体制については特に意識していないようであるが、研修には力を入れているようである。

スタッフは現状では余り問題は感じていないようである。

特に意見等はなく、比較的に中高年のピアカウンセラーである。誠実にやっている様子がうかがえた。

(8) 自立生活支援センター富山

平成22年11月6日に上記の事業所を訪問した。同事業者は常勤2名(身体障害1級、4級)で運営されており、相談・生活支援・就労支援を実施していた。利用者とともに障害の種別に関わらず利用が可能であり、月間累積活動数としては50件程度であった。

ピアサポーターは研修を受けており、雇用契約のある常勤職員として活動していた。月額給与は18万円、12万円で交通費は2000円が支給されていた。現在の業務量からみてもう一人くらいの雇用はしたいが財源が足りないとのことであった。

ピアサポートの社会的役割としては当事者側の立場できめ細やかなサービスができるとし、虐待などのケースもある。また、防災の視点を考えに入れることも必要であると語っていた。また、行政への要望として、ケアプランを作っているが金にならない。出来れば報酬を発生させるためにサービス利用計画費支給の範囲を広げてほしいという点を挙げていた。

ピアサポーターの課題として、人数が足りない、財源的問題である。養成するチャンスも少ない、特に中途障害の方は、どこからが障害なのかわかりにくい、また、ピアサポーターが仲間からも特別と見られている、という点を挙げていた。ピアサポーターの推進に関しては、身体障害者は身体障害のことしかわからないので、幅広い当事者がサポーターをしていると、活動が幅広くできるだろう、社会も障害者も利用者の枠におさまっており、ピアサポーターに対する理解が浅い、地域で生きてきた経験がサポーターにも必要であり、地域移行を更に進める必要がある、ということを描した。

訪問調査者のコメントとしては、身体障害者がピアサポーターとして相当活発に活動している様子がわかったが、他障害のサポートに関してはなかなか現実的に理解が進まないことが述べられ、やはり幅広い当事者が関与できる資金や体制作りが必要と思われる。そのためには障害者自体のピアサポートの意味の理解が重要である、と考えられた。

(9) 財団法人 大阪精神障害者社会復帰促進協会

施設概要(活動)・環境や雰囲気は、当事者の方が実際に活動する場所ではなく、雇い主側の事務所で雇い主側の方のお話を聞いたので、イメージがわきにくいようにも思った。実際に当事者の方が活動しているエリアを目にする機会があればよい

と思った。

ピアの位置づけは、単発雇用であり、また1回の活動時間も短いことから、常勤的な活動になりにくい。当事者の生活の中心的活動にはならず、作業所や就労のサイドビジネスとして活動している印象あり。ピアがピアにサービス提供をすることで、サービスを受ける側にとって同じピア同士という安心感はあるようである。また、両者にとって、意義はある。フルタイム業務ではないので、心身の状態に合わせて業務量の調整ができる

ピアスタッフの活動内容が、「退院促進事業」という近年注目されている事業だけあり、ただでさえ依頼をする病院側にも不安と期待が大きいところに、さらにピア活動を絡ませているので、雇い主側も、ピアの方も、手探りで活動している感あり。また、最近では難事例の増加傾向もあり、雇い主側の調整力や、ピア側にも高い技術が求められている。活動内容が定型でなく、依頼主に応じて臨機応変が求められるので、ピア一人での活動は困難性が高い。ゆえに健常者支援員とペアで活動する点は致し方ないと思われる。

施設スタッフとピアスタッフの関係で雇い主側のスタッフは、精神保健福祉士などの専門職が多かった。依頼主側と入院病院、ピアサポーター、健常者サポーターなどの調整力が大きく求められる。また、ピアサポーターへのたゆまぬフォロー体制と資質向上プログラムも必須といえる。

ピアと他の障害者との関係は障害者が障害者にサービス提供を行う、という環境の中で、「遠慮」よりは「同族意識からの安心感」が勝っているように感じた。しかし、この事業を離れて接する場合には、また違った関係性の中で苦勞することもあつた、とのこと。

スタッフのピアへの意見で必要なものは、「本人の就労意欲」「障害がある人として生きていく本人の受容姿勢」「雇用主および関係者のフォロー体制」「事業の予算措置・経済的裏づけ」である。

その他には、スタッフのご苦勞を感じるが、「当事者の力が精神医療や地域生活進展のよい役割を担っている」という社会的意義が、ピアサポートを支援していける原動力になっているように感じた。

(10) ホームヘルパーステーション アパラン

施設は、ピアヘルパーの方が実際に活動する場面を見られなかったもので、少しイメージがわきにくかった。

ピアヘルパーがピアにサービス提供をすることで、サービスを受ける側にとって同じピア同士という安心感はあるようである。また、両者にとって、意義はある。フルタイム業務ではないので、心身の状態に合わせて業務量の調整ができる。

ピア活動は、資格に基づいての業務であるため、(精神)ピアヘルパーとして業務をすることが、自分の職業人としての誇りと資質アップへの動機付けは得られやすいと思われる。雇い主側も、技術向上のための研修を継続して実施する必要があるため、熱心に行っている。

ピアスタッフの関係は施設スタッフ（雇い主側）が、かなりサポートしている。

スタッフのピアへの意見は、ピアヘルパーの心身の不調で、業務調整が必要になるが、急遽代役を立てるのに苦勞する。安定した体調が求められる。家事という技術が求められる。ピアの有無以上に、それが商売道具であり重要である。

ピアヘルパー本人への心理的・社会的援助をする「精神保健福祉専門職」と、仕事の技術（家事）そのものを支援する「技術支援職」の両輪で支援することが望ましいのではないか。これは、ピア活動に限らず、障害者就労する人全てに必要なことではないだろうか。

(11) みどり作業所

施設はB型事業所。精神障害者の利用が多い。各種清掃、住宅関連の事業を請け負っている。作業所の外で仕事をすることが多いが、ピア従事者3名のうちの1名は内勤がメインである。

施設でのピアの役割は、職業指導員、サービス管理責任者など、健常者でも重責で障害者支援筆頭の役割をこなしているが、苦勞が伺える。就労規定は年々手厚くなっているのに、条件的には恵まれているが、常勤なので、症状の安定が求められる。

ピアスタッフ活動は、障害者当事者だけへの対応でなく、一般企業や顧客との対応、行政や関係機関との関係など、多領域に関わる煩雑さと複雑さがある。作業技術の指導能力だけでなく、障害者へのサービス計画の立案や障害特性を考慮した対応技術が求められることから、障害者でありながら、対人支援技術も求められている。自身の精神的体調の安定が必要であることから、セルフコントロール、早期対応、他者への相談能力なども体得する必要がある。

施設スタッフとピアスタッフの関係は、日常の業務内での健常スタッフのピア従事者へのフォローが弱いので、法人内の他の健常専門職で対応するが、タイムリーなフォローになり得にくい。

ピアと他の障害者との関係は、サービスを提供するピア従事者の社会的能力が高いので、サービスを利用する障害者も、ピア従事者に一目おいているほどである。サービスを利用する障害者にとって、ピア従事者は、ひとつのモデル像になっている。

スタッフのピアならでは、の特性を生かした仕事ができるように、サービス利用障害者のモデルになるようになるといい。ピアとして仕事を始めて、精神的不調で再燃することが減った。

感想としては、健常スタッフからの指示が少なく、自分たちでサービス利用障害者への支援を行っているのはかなり大変なようである。

(12) 特定非営利活動法人自立支援センター おおいた

自立支援センターおおいたは、大分県別府市内のユニバーサルマンションの2階と5階を占めていた。別府駅からも近い、住宅地のマンションである。マンションの名称が示すように、マンション全体が障害者の居住マンションとして建築された

もので、障害者向けのトイレなども配慮されている。

そもそも、センターの活動は別府市の町づくり活動に障害者として参加しているという位置づけが強く、一般地域住民との結びつきを強く感じさせるものであった。

ピアサポート活動の中心は、障害者・高齢者への相談支援である。やはり、行政担当者では見えにくい問題点も多く、障害者の目線で、障害者との調整をはかることができるのがピアサポートの特徴だという。担当者は、ピアカウンセラーの名称で、雇用関係が結ばれている。センターには20代2名、30代3名、40代1名の計6名のカウンセラーがおり、他に女性1名が研修中とのことであった。いずれも身体障害者で、手帳所持者で、全員が1級である。精神障害者に関しては、カウンセラーも相談者も含まれておらず、今後の課題のようである。

支援活動は、相談業務だけでなく、先述した町づくり活動への参加、ピアカウンセリング研修の実施などを年に3-4回、定期的に行っているという。担当者の給与の確保は課題の1つで、介護事業所からの資金と助成金事業などで賄われている。

カウンセラーがあげた今後の課題としては、ピアサポートの重要性に関して、まだ社会的な理解が乏しいことがあった。通常のカウンセラーの助言などではなく、当事者同士がピアな関係でエンパワメント支援を行い、地域で社会生活を営んでいることへの認知が進まないことへの歯がゆさであろう。当然、行政担当者の理解や支援が不可欠であるが、別府市との関係が深いのもかかわらず、県などとの関係の難しさなど、行政区分の問題もうかがえた。

訪問者の印象としても、国際車椅子マラソンの開催地で、太陽の家の存在など、全国有数の障害者理解が進んでいると思われる地域においてすら、ピアサポートの重要性への理解が、今一つ達成されていないものがあった。しかしながら、どの職員・カウンセラーとも自信と誇りをもって活動していることは力強く伝わってきたので、今後の発展を大いに期待したい。そのためにも、県内はもとより、全国的なピアサポートのネットワークの確立や基盤整備が急務と考えられる。

(13) 訪問施設まとめ

ピアサポート従事者について、以下に訪問のまとめを示す。

身体障害者の事業所ではピアカウンセラーやピア相談員が多く見られる。そして、相談支援事業所では、身体障害者(視覚障害2、聴覚障害)・知的障害・自閉症児母がピアカウンセラーで、電話相談・面接相談・訪問相談を行っている。雇用契約はナシで、有償ボランティアで1時間750円、1日5時間程度、週1回程度の活動である。その他、学校での講演、政策提言にも参加し、活動ではピアの効果が認められている。一方で、高齢化や活動環境の整備が必要で障害者相談員制度との協働が望まれる。また、ピアサポート人材の育成、人材バンクづくりによる活用の課題がある。

自立生活センター(JIL)は、重い身体障害者4人がピアサポートに従事し、電話・面接・訪問活動を行ない、自立生活・権利擁護支援を行っている。利用者は・重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で居宅介護・移動支援活動で、商店街とのコラボレーション活動もある。しかし、ピアカウンセラー自身の移動や制度支援が望まれる。他のセンターでは、脳性まひの方がピアカウンセラーで相談・電話・

面接・訪問・ホームヘルパーを行い、利用者は身体障害者、知的障害者である。活動の支援はスタッフミーティング場面やスーパーバイザーによる支援がある。異なる障害者への支援では同じ障害でない課題があり、活動では経済面での問題がある。他のセンターでは、脳性まひの肢体不自由者(中高年)がピアカウンセラー、ピア生活相談員として、相談(電話・面接・訪問)や生活支援を行っている。利用者は身体障害者・知的障害者・重複障害者である。今後はピアカウンセラー育成研修に力を入れる必要がある。他のセンターでも身体障害者がピアサポート従事者として相談・生活支援・就労支援を行って、ケアプランの作成も行っている。ピアは仲間からも特別視されている。活動面では資金や体制、人材育成が必要である。他のセンターでは、身体障害者6名がピアサポート・ピアカウンセラーとして活動し、身体障害者や高齢者を支援している。課題はピアの育成研修の充実、社会や行政の理解促進がある。また、全国規模でのピアネットづくりを行って、ピアサポート従事者の資質と活動の円滑化の推進がある。

精神障害者の事業所では、相談支援事業所での相談支援全般の業務として、精神障害者2名が相談支援(電話・面接・訪問)・ピアカウンセリング・精神科通院の同行・介入支援・アウトリーチを行っている。活動形態は、非常勤・アルバイト・パートである。利用者は精神障害者・知的障害者・重複障害者である。その他、家族教室への講師を行っている。課題は障害者自身の健康管理、活動の財源不足、研修の充実、ピア同士の協働活動である。活動場面では、職員との協働で行っている。また、障害者相談員への登録を行っている。今後は、ピアサポートの育成研修とその教育システムづくり、単独事業所でのピア活動や登録して各事業所に派遣するピア活動がある。

相談支援・地域活動支援センターでは、精神障害者2名がピアスタッフとして、相談支援・生活支援・就労支援・退院促進を行っている。利用者は精神障害者である。ピアよりもスタッフとしての役割が主である。職員は仕事の支援だけではなく、ピアの生活の支援も必要になる。課題は、雇用形態を継続的に固定するよりも、1年契約で雇用関係を結ぶ方が良いといえる。また、職員への理解促進とその研修が必要である。他の相談支援・地域活動支援センターでは、ピアスタッフを精神障害者3名と複数で、相談支援や就労移行支援・就労継続支援・退院促進を行っている。そこでは、ピア活動が精神障害者や職員に良い影響を与えている。

相談機関では精神障害者がピアサポート活動として、他のピアの相談を受けている。その他に退院促進事業を行っている。利用者は精神障害者で、健常者とペアで退院促進事業を行っている。活動のフォローではスタッフが適宜サポートしている。課題は本人の前向きな意識、障害の自己理解が必要である。また、活動の予算措置が望まれる。

ホームヘルパーステーションでは精神障害者がピアヘルパーとして、精神障害者の生活支援を行っている。利用者はピアが同じ病気の人なので安心感が得られている。活動はフルタイムではなく、ピアヘルパーの状態によって仕事を実施するので、体調による仕事の調整等、スタッフがかなりサポートを行っている。課題は体調の

自己管理と生活の安定、家事技術の充実などで、研修は心理的支援と仕事の支援の両輪が必要である。

B型事業所では精神障害者3名がピアスタッフとして、職業指導やサービス管理者として活動している。利用者は精神障害者である。課題はピア以外の活動場面での重責があり、仕事が大変そうである。また、体調安定への支援やフォロー体制が必要である。しかし、ピアの能力が高いため、仲間からも一目置かれている。

まとめ

事業所には相談支援・地域活動支援センター、自立生活センター、ホームヘルパーステーション、B型事業所がある。名称はピアカウンセラー、ピア相談員等の相談員や支援員、スタッフとの名称が多く見られる。活動は、ピア当事者の特性と健常スタッフのフォロー体制の良し悪しが、ピア従事者の活動を左右するとも言える。活動環境は、活動が受け入れられる環境整備が必要である。例えば、ピア従事者の業務には給与への補助などの財政的裏づけが必要とも言える。また、ピアヘルパー支援者、コーディネーターへの研修やトレーニング、その予算化がある。そして、ピアが恒常的に集まれる場が必要である。現在は諸経費を所属の団体が負担し、支援スタッフは団体のスタッフが兼任している。また、ピアの活動先の開拓は難しく、継続性には困難が付きまとっている。そこで、ピアの需要と供給を結びつける斡旋機関とその制度化がある。そして、継続的に活動を広げるには、ピアの交流の機会と場の提供がある。ここではピア同士で活動情報や悩みを共有し、仲間の助言を得てエンパワメントを図る場である。そして、ホームヘルプサービスでのピア活動の活性化、活動の効果的な利用は、社会貢献活動である。

事業所は、行政のピアカウンセラー（1日、1人分）の予算措置がある所もある。身体障害対象の生活支援センターには、さまざまな相談が持ちこまれ、ピアの障害とは別の障害の相談や支援がある。ここでは、障害別ピアカウンセラーの配置も必要ではある。その他、ピア1人が1週間に1程度の出勤では、生活を支える報酬を得るには至らない。また、登録ピアカウンセラーは高齢化して、人材の確保が困難である。障害者の地域移行政策推進では、ピアサポート従事者の存在や活動が大きく、財政的な裏づけが望まれる。しかし、雇用とは言っても中身はピアで、一生継続する状況にはない。一方で「有償ボランティア」としての位置づけも見えたりする。

研修の基本はピア従事者への研修である。また、実践での資質向上の支援や研修が必要である。大阪府では平成13年度からピアヘルパー養成講習会を約10年間継続している。しかし、自己研修、ヘルパーコーディネーター研修、連絡会は皆無である。この研修では研修ツール、プログラムの開発が必要である。研修課題は、ピアサポート従事者の資質か、個人差についての課題がある。従って、障害種別や人生経験、年齢を踏まえた研修制度が必要である。また、ピアサポート従事者の位置づけや労働者性などの社会的な位置づけもある。即ち、課題は財政的な活動の裏づけ、資質向上の研修（実習プログラムの充実）等である。研修は知識的な「専門職制度」よりも、ピアサポートと言う「当事者による当事者支援」の質がより豊かな活動となる内容を目指して欲しい。その他、ピアサポートでは、患者会活動の中の活動、

1 事業所の活動、地域の活動等、名称と位置づけ、社会的役割の明確化がある。例えば、精神障害者を対象とする相談支援事業所では、ピアサポート従事者の配置の義務付けがないが、事業所の方針でピアサポートの役割とその効果について十分な実績と認識がある。従って、ピアサポート従事者が職員として働いている。ピアサポート従事者は専門職相談員では担うことのできない、ピアの役割を果たしている。そこで、社会的にも用語や役割の整理と明確化が必要である。

重度肢体不自由者の自立生活支援では、自立生活の実践体験の積み重ねに裏打ちされた助言、共感で対等の仲間としてのかかわりが、重要な実践的支援につながっている。このピア活動は、ピアサポートを行う重度の肢体不自由者の移動、介助などの支援が必須である。ピアサポート従事者は事業所だけでなく、地域のネットワーク会議（地域自立支援協会）にも参加している。会議の中では、ピアサポート活動の場と課題も検討されている。また、地域での講師活動もある。今後は、！事業所で勤務するピアサポート従事者、”固有の体験や障害種別、活動範囲情報を登録し、必要な場合に種々の機関・事業所の依頼を受けて活動するピアサポート従事者等の検討も必要である。

障害者の権利条約では、ピアサポートの必要性が強く指摘されている。これは、専門職だけでは十分に取組めない領域を補完し、障害者の自立支援を充実する大きな役割がある。訪問した事業所は、ピアサポート従事者の必要性と意義を指摘している。ピアサポートの効果的と実践的な関与では、具体的な支援につなげる課題がある。例えば、ピアサポート従事者研修、フォローアップ研修、システムティックな研修の促進、ピアサポート人材バンク、活動の場の支援体制作り等がある。

3) 訪問のまとめ

(1) ピアサポート活用と事業所について

人口約100万人の政令指定都市では、17の民間相談支援事業所がある。（その他に発達障害者のための1相談事業所と中途視覚障害者のための1相談事業所がある。）想定されている障害種別によって分けると、主として身体障害者にかかわる5事業所、主として知的障害者にかかわる5事業所、精神障害者にかかわる7事業所である。ただし、それぞれの事業所では対象となる障害種別以外の相談支援も行っており、とくに、身体障害者を対象とする生活支援センターには、さまざまな相談が持ちこまれる。そして、これらの5つの事業所には、行政によるピアカウンセリング配置（1日、1人分）の予算措置がなされている。ただし、複数の障害種別に基づいてピアカウンセラーが配置されている場合には、1人につき、1週間に1度ぐらいの出勤となり、生活を支えるだけの報酬を得るには至らない。取材した事業所では、登録されているピアカウンセラーの高齢化や人材確保の困難性についての指摘があった。

一方、今回取材した主として精神障害者を対象とする相談支援事業所では、ピアサポーターの配置を義務付けられてはいないが、事業所の方針としてピアサポータ

一の果たすべき役割とその効果について十分な認識があり、かつこれまでも実績をあげているので当たり前ピアサポーターが職員として働いている。ピアサポーターは専門職相談員では担うことのできない、ピアだからこそその役割を果たすことができる。

また、自立生活センターでは財源的な問題もあり、無給でピアサポートに取り組まざるを得ない実態がうかがわれた。重度肢体不自由者の自立生活を支援するためには、自立生活実践における体験の積み重ねに裏打ちされた助言、共感をもとにした対等の仲間としてのかかわりは、きわめて重要であり、より実践的な支援につながる。ただし、それらの活動の前提としては、ピアサポートを行うべき重度の肢体不自由者の移動、介助などに関する支援が必須となる。

障害者の権利条約においてもその必要性が強く指摘されているピアサポーターは、専門職だけでは十分に取り組むことができない領域を補完して、自立支援の充実を図るために大きな役割を有している。また、取材したすべての事業所においてピアサポーターの必要性と意義が指摘されている。

しかしながら、ピアサポーターの効果的、より実践的関与をもとに具体的支援につながるためにはさまざまな課題がある。それぞれの事業所のピアサポーターは研修を受けてはいるが、フォローアップも含め行政などにおいてシステムティックな研修の機会を設ける必要性やピアサポーターの人材バンクなどを設けて、活動の場を整えることなどについて指摘された。

今回取材した事業所は、現在、区毎のネットワーク会議に参加して、区毎の地域自立支援協会のあり方について検討している。その中ではピアサポーターの活動の場をどのようにすべきかについての課題も検討されている。

ピアサポーターの今後の活動のあり方としては、①事業所で勤務するピアサポーター、②固有の体験や障害種別、活動範囲などの情報が登録され、必要な場合には種々の機関・事業所などからの依頼を受けて活動するピアサポーターなどについて検討していく必要があると考えられた。

(2) 都内施設訪問のまとめと提言

都内の4施設の調査を担当した。都内は23区も多摩地区も差異は見られなかった。

ピアサポートの雇用は全員雇用契約を結んでおり、時間単価は1200円程度とそれ程安くはなく、残業等の扱いも適正に行われていると感じた。しかし、そうは言っても適正な人数の確保は財政的に厳しく、容易に人員を増やして行けないという現実のあることは強く感じた。世田谷に見られるように、社会的役割の重さは感じていてもマンパワーははじめ行政の貧しい施策の前で歯軋りしている現状も見えた。この貧しい現状をどう手厚いものに変えるかは大きな課題である。

ピアサポーターの資質か、個人差についても気になる場所である。人生経験・年齢・研修効果等々課題はあると思われる。地域移行政策の推進を考える時にピアサポーターの存在は大きく、財政的な裏付けが現状極めて不十分であって、雇用されているとは言っても、その中身がプアなものでしかなく、一生続けられるとは言

えないものと感じた。また、チラチラと「有償ボランティア」が見えるようにも思えた。

ピアサポーターの、労働者性の確立のための財政的な裏付けと、資質向上のための研修とか実習プログラムの充実、様々な課題が山積していると感じた。個人的には余り「専門職制度」のような議論はしたくないが、ピアサポートと言う「当事者による当事者支援」が豊かなものであって欲しい。そのための国や地方自治体の財政確保は急がれる課題である。

(3) 訪問のまとめと提言

施設でのピア位置づけは、常勤・非常勤の別を問わず、雇用体系や規約は、明確な位置づけが望ましい。ピア従事者としての的確なモチベーションがもてる環境整備が必要である。

訪問した感想は、健常スタッフのフォロー体制の良し悪しが、ピア従事者支援を左右すると思われる

政策提言としては、ピア従事者本人への研修や実践支援も必要。資質向上を目指す取り組みが必要。環境整備への支援が必要。例えば、ピア従事者が、障害者への対応をする業務については、給与に補助金を出すなど財政的な裏づけや保障体制が当面必要ではないか。

(4) 大阪のピアサポート活動

【現状】

「大阪ピア・ヘルパー連絡会」について。これは大阪府が全国最初に予算化した「精神障害者ピア・ヘルパー等養成研修事業」（平成13年6月～14年1月）で誕生した精神障害者ピア・ヘルパーが、引き続き定期的集える場が欲しいとの要望で発足している。「精神障害者ピア・ヘルパー」とは、精神障害当事者がホームヘルパーの資格（受講終了証）を取得し、疾病体験を共有する仲間（ピア・peer）である精神障害者を、ホームヘルパーとして支援することを指す。

サービスを受ける精神障害者特有の不安感や緊張感を軽減させピア（仲間）としてヘルパーを受け入れられやすくし、サービス利用促進策という観点から予算化された。しかし、研修中からの受講生との話し合いで、利用促進のみならずピア・ヘルプサービスが受講終了者の就労機会の拡大はもとより、本事業が当事者のストレングスモデルとして、エンパワメントやリカバリーの促進が期待されることが、徐々に明らかとなり、その効果性を踏まえ継続した支援が必要と判断し本連絡会の誕生となった。受講当事者と支援関係者が協働で、平成14年6月に第1回連絡会を開催し、以降3ヶ月に1回、これまで定期的に開催している。

現在では当初のメンバーをはじめ、その後大阪ほか近隣府県で活動する精神障害者ピア・ヘルパーやそれを目指す仲間が集い、連絡会ニュースを毎回150通発行している。受講者のひとりが「頂いた修了証書を何度も見ながら、わたしも出来るという自信がついた、病が自分の強みという発想で、今度は1級ヘルパーをめざします。」と言ってくれた言葉は、我々を今も逆に支えてくれている。

ピア・ヘルパー養成講習会は、大阪府商工労働部人材育成課が国庫補助を受け、障害者の職業訓練として8年連続で実施され、受託先の大阪石神記念財団で毎年新たなピア・ヘルパーが誕生している。

ほかに、大阪が初発である「大阪府社会的入院解消研究事業」（平成12年度～・その後国事業となり事業名が改称されている）では、事業開始後比較的早い時期から、精神障害当事者が自立支援員として退院に関してピア性を生かした支援を行っている。平成20年度からは大阪府は厚生労働省と協議のうえ、全国に先駆け公的事业として「退院促進ピアサポーター事業」を開始し、ピアサポーターは自己の体験(談)などを基に病院訪問、外出同伴支援を行い、地域生活に必要な情報提供、地域施設利用者との交流会等の支援を行っている。

尚、平成22年度からは厚生労働省は「精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱」に「ピアサポートの活用」を新たに加え、本事業におけるピアサポートを明確に位置づけているが、退院促進事業においてピア性の有効性を国が認知したものであるとして注目に値する。

このピアサポート事業を担う当事者には、以前から活動しているピアサポートグループや語り部グループに所属している当事者が含まれている。これらグループの発足のきっかけは、大阪府保健所でのグループワークを契機に、また関連研修会等で当事者の体験談を話す機会が増えたことなど様々である。活動先は教育機関、福祉医療行政研修、ボランティア講座、精神保健福祉職員研修、関連イベント等多岐にわたっている。「語る」ことによって、当事者が自身の病気と向き合い、他人の経験を聞き、また白らを語り合うというピアカウンセリングの経験が当事者のリカバリーにつながることの有効性が指摘されている。今後この語り部活動が一層進展するものと考えられる。

ホームヘルプサービスや退院促進事業にピアサポートの理念を導入し、大阪独自の取り組みが結果として国の予算化をならしめた。共に筆者が最初の部分を担ったとはいえ、それを発展させたのはいわゆる当事者自身とその支援者であると認識している。今後の充実と発展を見守りたいと思う。

【課題と提言】

平成13年度の第一回ピア・ヘルパー養成講習会を大阪府から事業委託を受けた精神障害者社会復帰促進協会（以下「復帰協」とする）が、先に述べた「大阪ピア・ヘルパー連絡会」の事務局をボランティアで引き受けてくれている。本連絡会がこれまで約10年間引き続けているのは復帰協の理解と援助の故である。もっとも復帰協の役割は定例会場所の無償提供、通信発行に係る事務人材の提供に限られており、ピア・ヘルパーから要望の高い自己研修、またヘルパーコーディネーターへの研修、連絡会としての独自の事業、例えば活動、事例報告集の発刊などの予算は皆無である。特に「健常スタッフのフォロー体制の良し悪しが、ピア従事者支援を左右する」との高知県田所調査員の指摘のとおり、ピア・ヘルパー支援者、コーディネーターのトレーニングは必須であり、そのための予算、恒常的に集まれる場の提供が必要であり、特に後者は公的機関がこの要望に応えるべきである。

他方、平成20年に栄セツコ（桃山学院大学教員）清水由香（大阪市立大学教員）

両氏が実施した大阪での語り部グループ（スタッフを含む）アンケート調査結果で、活動に関する諸経費はグループ所属の団体が負担せざるを得ないこと、支援スタッフを団体のスタッフが兼任していることなどが明らかにされている。さらに、活動先の開拓が難しいことや、継続の困難さ、また教育機関での発言、活動の機会がまだまだ少ないことが指摘されている。

当事者の語りは非当事者たる支援者らの講義とは比較にならないほどの真実感があり、語りを聞く者を常に感動させている。大阪では多くの語り人(びと)がいるものの、供給先を探しきれない状況にある。ピアサポートの一環として、関連経費の予算化とともに需要と供給を結びつける斡旋機関として精神保健福祉センターや精神保健福祉協議会などにこの役割を期待したい。

他方、ピア活動従事者への研修の必要性を先に触れたが、この研修ツールやプログラムの開発が重要である。但しピア活動といっても千差万別であり、柔軟性のある、応用が可能なものであってほしい。

さらに、活動の広がりを助けるものとして、各グループの交流の機会を持つことが有効と考える。グループ内にある既存のルールや、研修のノウハウ、サポート体制などの情報や、悩みを共有する、助言を得る、意義を共有するといった意義ある場となりうる。参加者が持ち帰った情報が、地域のグループに還元され、目的に沿ったツールとして生かされることで、さらにグループ、また当事者のエンパワメントが図られよう。言うまでもなく、これらの関連経費の予算化を望むものである。

ただ、ひと、かね、もの(場)の要求だけでピアサポート、セルフヘルプが発展するとは考えられない。例えばピア・ヘルパーの発展にはホームヘルプサービスの活発利用が必須だし、退院促進には究極的には精神医療改革が必須である。ピアサポートの発展充実には精神医療保健福祉の全体的な底上げとともに、何故に当事者中心、ピア性重視なのかとのソーシャルワーク論の新たな構築が必要では無かろうか。大阪府立大学の松田博幸氏は、「ピアサポーター養成のあり方を論じる際に、既に当事者の手によって行われている活動や、活動の中での体験から学ぶということが重要ではないかと考えます。」と述べているが、その主旨からも、当事者実践から学びそれをソーシャルワーク論へ昇華させていく努力、研究が重要だと考えている。つまり、本研究の継続、研究成果の積み重ねが重要である。

参考資料

○平成20年度厚生労働省 障害者自立支援調査研究プロジェクト「精神障がい者当事者参加型の地域環境づくりに関する研究／平成21年3月／財）精神障害者社会復帰促進協会

○ピアサポート活動に関する事例集～ 府内4 事業所の取り組みについて～／大阪府 こころの健康総合センター／平成21年11月／大阪府

(5) ピアサポート従事者の訪問のまとめと提言

社会的にはピアサポート従事者の名称、社会的な役割と位置づけの明確化と共通認識作りが必要である。身体障害者ではピアカウンセラーやピア相談員として、相

談業務に特化している。精神障害者ではピアヘルパーや退院促進への自立支援員（ピアサポートの活用）があり、特定の業務に特化している。また、どちらでも見られるのは、事業所のスタッフと同じに多様な業務を行う人はピアスタッフ、ピア指導員などである。

ピアサポート従事者は、活動のモチベーションの明確化、前向きに活動する環境作りがある。活動にあたっては、自己の障害とその問題と向き合い、整理し、自己を客観視するため人へと話すステップ、仲間とグループ体験での共有が必要である。そして、スタッフの実務に対する支援やフォロー体制が必要である。また、施設内だけでなく学校教育、行政研修・ボラ講座・専門職研修等で講師として話し、社会貢献活動も行われている。

ピアサポート従事者の環境整備などは、より良いピア育成への研修、本人の資質向上の研修、フォロー体制、定期的な集まりやグループ、連絡会がある。その他、給与への支援制度、ピア登録制度や派遣制度、障害者が学習しやすい研修や資格取得が行いやすい学習環境(我が国の障害者の学習環境の整備:大学や資格の取得)、就労促進等がある。また、ピア支援者のコーディネーター育成やトレーニング研修がある。ピア活動では、ピアの育成・フォロー・事業所のスタッフ・コーディネーターの研修とプログラム、ツールの開発がある。

身体障害の相談支援事業所ではピアカウンセラーの配置と予算措置が行政から行われ、週1回の勤務である。精神障害者は事業所への配置義務がない。しかし、精神障害者はピアサポート従事者が職員として働き、ピアだからできる役割を担っている。自立生活センターは財源問題があり、無給でピア活動に取り組み、体験に基づいた実践的な支援を行っている。しかし、自らが重度障害者で移動や介護支援が必要である。何処の事業所でもピアサポーターは専門職とは異なり、仲間に安心感を提供し、生活体験と実践を踏まえて活動を行う意味がある。別の事業所でピアは雇用契約を結び時間単価1200円で、残業も適性に実施している。しかし、ピアの人数や財源確保が厳しい状況にある。また、ピアは社会的な重責をかなり担って活動している。労働者性の視点からは資質向上への研修、財源の確保が必要である。ここでは、システマティックな研修制度、フォローアップ体制、人材バンク、活動の場の提供、事業所内だけではなく地域活動（講師派遣、ネットワーク会議）の展開がある。

身体障害者のピアサポートは、相当に活発な活動を行っている様子が分かる。しかし、他の障害のサポートは、なかなか難しい状況がある。幅広い障害の当事者が関与できる資金、体制作りが必要である。そこでは、ピアサポートの意味と役割理解が重要である。しかし、ピアサポートの重要性とその理解が、まだ不十分である。しかし、職員・ピアカウンセラーは、ともに自信と誇りをもって活動していることが伝わってくる。今後は、その発展を期待したい。そのためには、県内や全国規模でのピアサポートネットワークと基盤整備が急務と考えられる。

ピアサポートの発展充実では、当事者中心とピア性の重視が言われ、ソーシャルワーク論を向上させる研究として重要である。また、障害者の権利条約では、ピアサ

ポーターの重要性の指摘がある。また、障がい者制度改革推進会議の第二次意見の基本的施策関係には相談等として、障害者自身や家族による相談の重要性が指摘されている。2011年2月14日、政府が示した「障害者基本法改正案」には障害者や家族による相談が記されていない状況がある。このことについては、JDFでも強くアピールする様である。

相談支援に関する事業所の相談支援関係では、①「事業所に勤務するピアサポーター」と②「公的な登録のもと、各事業所や行政の要請に応じて活動するピアサポーター」（固有の体験や障害種別、活動範囲などの情報が登録され、必要な場合には種々の機関・事業所等からの依頼を受けて活動するピアサポーター）が必要と思われる。①は、障害当事者だから低い報酬でよいことではない。また、ピアの視点からはとても重要である。障害があっても専門職として働いている人との関係性など、検討すべきことが多くある。②の公的な登録は地域自治体などで資格登録を行い、十分な研修と事後フォローアップを実施しながら、社会的、経済的に裏打ちされた活動ができるシステムが必要である。行政や事業所の依頼を受け、個別相談だけではなく、政策提言や障害理解への活動、バリアフリーの点検・提言に取り組む役割等がある。

ピアサポート従事者はそれぞれの体験をもとに、専門職だけでは十分に組み合わせることができない気持や生活体験の領域を補完し、人生づくりへの自立支援の充実を図るため、大きな役割を担っている。

資 料 編

精連発第??-??号

平成22年8月 日

各都道府県・指定都市
障害者福祉 主管課 様

(社) 日本精神保健福祉連盟
会長 保崎 秀夫
(公印省略)

障害者福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態の調査 (依頼)

謹啓

平素、社団法人日本精神保健福祉連盟の活動については、ご理解・ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省平成22年度障害者総合福祉推進事業 指定課題

11の「障害福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態の調査」についてご協力を賜りたく、よろしく願いいたします。

本研究は、障害者のピアサポーターの現在とその活動状況についての第1次調査として、どこで、どのような活動をしているのか等の調査としておこないます。そして、本調査を踏まえ、第2次抽出調査でその活動実態を明らかにし、障害者のピアサポート活動のあり方について、その課題等を整理することを目的としています。

つきましては、大変ご多用な中のところ恐縮ですが、関係部局の協力のもと別紙の調査用紙に必要事項をご記入いただいて、FAXで回答頂きますよう、よろしく願いいたします。

記

1 調査票 (別添)

*枚数が足りない場合はコピーをしてご記入ください

*記入にあたっては「記入上の留意点 (別紙1)」を参考にご記入ください

2 締め切り 平成22年9月24日 (金)

3 返送先および 〒108-0023

問合せ先 東京都港区芝浦3-15-14 日精協会館内

(社) 日本精神保健福祉連盟 担当: 勝田

電話 03-5232-3308

FAX 03-5232-3309

4. 調査の結果について 平成22年度当連盟委員会事業報告書に掲載し、各県主管課に配布いたします。なお、本調査で得られた回答・情報については、統計的に処理し目的外には使用いたしません。

語句の説明

【ピアサポートとは】

同じ課題や環境を体験する人同士が、対等な関係性の仲間（ピア）で支えあうこと。

特に本調査においては、「障害のある人」が、「障害のある人」を支援する業務や活動に就くことを指します。

例えば、

- 「身体障害のある人が、障害福祉サービス事業所就労継続 B 型などの指導員として従事し、利用者である障害者を指導するピアスタッフ」
- 「精神障害のある人がホームヘルパーの資格を受講し、ヘルパー業務を行う『ピアヘルパー』」
- 「精神障害のある人が、地域移行事業の支援員として、対象患者に支援活動を行うピア支援員、ピアサポーター」

などが該当します。

記入上の留意点

1. 本調査で言う「障害者」とは、「身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持している者」あるいは「それに準ずる障害のある者」を指します。
2. 本調査では、「『障害者の家族』が、障害者あるいは障害者の家族への支援活動をする事」は徐きます。
3. 本調査では、自助グループとしての「当事者活動」は除きます。
4. 本調査では、断酒会、AA、NA、ダルクのアディクション関連活動は除きます。ただし、ダルク等の一部が共同生活援助事業（グループホーム）あるいは障害福祉サービス事業所（就労）等の指定を受けており、その業務に前述 1 の「障害者」が従事している場合は、カウントの対象になります。

障害者ピアサポート（活動）事業所等調査票

平成22年9月 日

貴自治体名 都・道・府・県・市
 ご記入担当課・係・グループ
 ご担当者名
 連絡先 電話 () 直・内線 ()

- ピアサポート活動（例えばピアカウンセリングやピアホームヘルパーなど）に関して、貴自治体内で何らかの情報を把握しておりますか。未確認情報も含めて、障害種別ごとにお答え下さい。

○印をご記入下さい

障害の種別	(未確認を含む) 情報の有無
身体障害	あり・なし
知的障害	あり・なし
精神障害	あり・なし

- 「あり」とお答えになった場合は、把握しておられる情報（事業所等）を下記に記載願います。尚、実施事業所ではないが、情報を把握している可能性がある機関なども併せて記載頂ければ幸いです。

施設名	所在地（含・郵便番号、電話番号等）	障害の種別	主な活動内容	確認・未確認
		身・知・精		確認・未確認
		身・知・精		確認・未確認

施設名	所在地(含・郵便番号, 電話番号等)	障害の種別	主な活動内容	確認・未確認
		身・知・精		確認・未確認
		身・知・精		確認・未確認
		身・知・精		確認・未確認
		身・知・精		確認・未確認
		身・知・精		確認・未確認
		身・知・精		確認・未確認
		身・知・精		確認・未確認
		身・知・精		確認・未確認
		身・知・精		確認・未確認

不足の場合はご面倒ですが本紙をコピーしてご記入下さい

◎ 情報を把握しておられない場合も, その旨ご回答下さい。

◎ 送信先 (社) 日本精神保健福祉連盟 FAX : 03 (5232) 3309

ご多忙中ありがとうございました。

各施設長 様

(社) 日本精神保健福祉連盟
会長 保崎 秀夫
(公印省略)

障害者福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態の郵送調査 (依頼)

謹啓

平素、社団法人日本精神保健福祉連盟の活動については、ご理解・ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省平成22年度障害者総合福祉推進事業 指定課題11の「障害福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態の調査」について、身体障害、知的障害、精神障害のピアサポートの現状についてご協力を賜りたく、よろしく願いいたします。

本研究は、障害者のピアサポーターの現況とその活動状況について第1次調査にて、各都道府県で、どのような活動をしているのか等を調査しました。その本調査を踏まえ、第2次抽出調査でその活動実態を明らかにし、障害者のピアサポート活動のあり方について、その課題等を整理することを目的としています。

つきましては、大変ご多用中のところ恐縮ですが、貴施設の皆さまの協力のもと別紙の調査用紙に必要事項をご記入いただき、回収先に回答頂きますよう、よろしく願いいたします。

記

1 調査票 (別添)

*記入にあたっては「記入上の留意点 (別紙1)」を参考にご記入ください

2 締め切り 平成22年11月22日 (月)

3 調査の返送先 : 返信用封筒先

東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー17階

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント 復職支援チーム 担当: 隅谷

電話 03-5794-4171

4 問合せ先 東京都港区芝浦3-15-14 日精協会館内

(社) 日本精神保健福祉連盟 担当: 勝田

電話 03-5232-3308 FAX 03-5232-3309

(調査票の内容についてのご質問)

高畑 隆

「障害福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態の調査委員会」委員

公立大学法人埼玉県立大学 社会福祉学科 教授

電話・FAX 048-973-4316

5 調査の結果について 平成22年度当連盟委員会事業報告書に掲載、その他HP等で公表の予定です。なお、本調査で得られた回答・情報については、統計的に処理し目的外には使用いたしません。

語句の説明

【ピアサポートとは】

同じ課題や環境を体験する人同士が、対等な関係性の仲間（ピア）で支えあうこと。

特に本調査においては、「障害のある人」が、「障害のある人」を支援する**業務**や活動に就くことを指します。

例えば、

- 「身体障害のある人が、障害福祉サービス事業所就労継続 B 型などの指導員として従事し、利用者である障害者を指導するピアスタッフ」
- 「精神障害のある人がホームヘルパーの資格を受講し、ヘルパー業務を行う『ピアヘルパー』」
- 「精神障害のある人が、地域移行事業の支援員として、対象患者に支援活動を行うピア支援員、ピアサポーター」

などが該当します。

記入上の留意点

1. 本調査で言う「障害者」とは、「身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持している者」あるいは「それに準ずる障害のある者」を指します。
2. 本調査では、『障害者の家族』が、障害者あるいは障害者の家族への支援活動をするこゝは除きます。
3. 本調査では、自助グループとしての「当事者活動」は除きます。
4. 本調査では、断酒会、AA、NA、ダルクのアディクション関連活動は除きます。ただし、ダルク等の一部が共同生活援助事業（グループホーム）あるいは障害福祉サービス事業所（就労）等の指定を受けており、その業務に前述1の「障害者」が従事している場合は、カウントの対象になります。

第2次郵送個別調査 <障害者ピアサポート 施設現状調査票>

* 一事業所ごとに1部を使用して、ご回答ください

I、事業所についてお伺いします(ピア活動を行っている1つの事業所について)

1. 事業所名 : _____

法人形態等:

住 所 :

電 話 :

2. 主な事業に○印を幾つでも記入ください(主な1つに◎を)

1. 居宅介護 2. 重度訪問介護 3. 行動援護 4. 重度障害者等包括支援
5. 児童デイサービス 6. 療養介護 7. 生活介護 8. 短期入所
9. 施設入所支援 10. 共同生活介護 11. 自立訓練(機能・生活) 12. 就労移行支援
13. 就労継続支援(A・B) 14. 共同生活援助 15. 相談支援 16. コミュニケーション支援
17. 日常生活用具の給付等 18. 移動支援 19. 地域活動支援センター 20. 福祉ホーム
21. その他()

3. ピアサポート活用 開始年: ()年から開始

4. ピアサポートの活用 目的: ()

II. ピアサポーターについてお伺いします

1. 仕事またはそれ以外 1. 仕事として 2. 仕事ではない

2. 雇用関係 1. あ り 2. な し

3. 現場でのピアサポーターの名称

1. ピアカウンセラー 2. ピア相談員 3. ピアサポーター 4. ピアヘルパー
5. ピア指導員 6. ピア生活支援員 7. ピア推進員 8. ピアスタッフ
9. その他()

4. ピアサポーターの年齢

1. 20代()人 2. 30代()人 3. 40代()人 4. 50代()人
5. 60代()人 6. 70代以上()人

5. ピアサポーターの性別 1. 男性()人 2. 女性()人

6. ピアサポーターの障害の種別 : 1)~4)にご記入ください

1) 身体障害()人 ⇒ 手帳の有・無()人

⇒等級:()級()人()級()人()級()人
()級()人()級()人()級()人

⇒障害:①視覚障害()人 ②聴覚・平衡機能障害()人

③音声・言語・咀嚼機能障害()人

④肢体不自由()人 ⑤内部障害()人

2) 知的障害()人 ⇒ 手帳の有・無()人
⇒等級:(A)人 (B)人

3) 精神障害()人 ⇒ 手帳の有・無()人
⇒1等級:()人 2級()人 3級()人

4) その他()人

7. ピアサポーターの事業・活動内容

1. 相談(①電話 ②面接、③訪問) 2. 介護支援 3. 生活支援 4. 就労支援
5. ホームヘルプ 6. 退院促進 7. その他()

Ⅲ. ピアサポート活動について

1. ピアサポートを利用する方の障害 : (手帳によるもので、主なものに◎)

1. 身体障害者 2. 知的障害者 3. 精神障害者

2. 支援の頻度

1) 貴活動での月間活動累積: ()回数()日()人

2) ピアサポート累積回数: ()週()回()月()回

3) ピアサポート1人平均の活動: ()回()時間

3. ピアサポーターへの研修

1) 研修の受講: 有り・なし

2) 研修日程 : ()日間又は()時間

3) 内 容 : ①講義 : 有・無 ②ロールプレー : 有・無 ③実習 : 有・無
④ その他()

4) 講 師 : ①当事者 ②職員 ③家族 ④専門職 ⑤その他()

5) 研修受講者 : ①当事者 ②職員 ③その他()

4. ピアサポートの支援体制

5. ピアサポーター活動者の処遇・雇用形態を差し支えない範囲で記入ください

1) ボランテニア 無償 ・ 有償 → (時給(日給)等:)

2) 雇用関係 有り・なし

6. ピアサポートの課題 : 例) スタッフと同じ仕事で+、スタッフに重き、メンバーに重き、当事者活動

7. ピアサポートの推進についてのご意見

8. その他自由意見

記入者名 : () 記入日 : 年 月 日

〈訪問調査票〉

* 訪問時に内容を確認しますので、事前にご記入をお願いします。

* 一事業所ごとに1部を使用して、ご回答ください

I. 事業所についてお伺いします(ピア活動を行っている1つの事業所について)

1. 事業所名 : _____
法人形態等:
住 所 :
電 話 :

2. 主な事業に○印を幾つでも記入ください(主な1つに◎を)

1. 居宅介護 2. 重度訪問介護 3. 行動援護 4. 重度障害者等包括支援
5. 児童デイサービス 6. 療養介護 7. 生活介護 8. 短期入所
9. 施設入所支援 10. 共同生活介護
11. 自立訓練(機能・生活) 12. 就労移行支援 13. 就労継続支援(A・B) 14. 共同生活援助
15. 相談支援 16. コミュニケーション支援 17. 日常生活用具の給付等
18. 移動支援 19. 地域活動支援センター 20. 福祉ホーム
21. その他()

3. ピアサポート活用開始年: () 年から開始

4. ピアサポートの活用目的: ()

II. ピアサポーターについてお伺いします

1. 仕事またはそれ以外 1.仕事として 2.仕事ではない

2. 雇用関係 1.あり 2.なし

3. 現場でのピアサポーターの名称

1. ピアカウンセラー 2. ピア相談員 3. ピアサポーター 4. ピアヘルパー
5. ピア指導員 6. ピア生活支援員 7. ピア推進員 8. ピアスタッフ
9. その他()

4. ピアサポーターの年齢

1. 20代() 人) 2. 30代() 人) 3. 40代() 人) 4. 50代() 人)
5. 60代() 人) 6. 70代以上() 人)

5. ピアサポーターの性別 1) 男性() 人) 2) 女性() 人)

6. ピアサポーターの障害の種別 : 1)~4)にご記入ください

1) 身体障害() 人) ⇒ 手帳の有・無() 人)

⇒ 等級:() 級 () 人)() 級 () 人)() 級 () 人)
() 級 () 人)() 級 () 人)() 級 () 人)

⇒ 障害: ①視覚障害() 人) ②聴覚・平衡機能障害() 人)

③音声・言語・咀嚼機能障害(人)

④肢体不自由(人) ⑤内部障害(人)

2) 知的障害(人) ⇒ 手帳の有・無(人)

⇒ 等級:(A 人) (B 人)

3) 精神障害(人) ⇒ 手帳の有・無(人)

⇒ 1 級:(人) ・2 級(人) ・3 級(人)

4) その他(人)

7. ピアサポーターの事業・活動内容

1. 相談 (①電話 ②面接、③訪問) 2. 介護支援 3. 生活支援 4. 就労支援
5. ホームヘルプ 6. 退院促進 7. その他 ()

Ⅲ. ピアサポート活動について

1. ピアサポートを利用する方の障害 (手帳によるもので、主なものに◎)

- 1) 身体障害者 (①視覚障害 ・ ②聴覚・平衡機能障害 ・ ③音声・言語・咀嚼機能障害 ・
④肢体不自由 ・ ⑤内部障害)
- 2) 知的障害者
- 3) 精神障害者
- 4) 重複障害
- 5) その他

2. 支援の頻度

1) 貴活動での月間活動累積 : (回数)(日)(人)

2) ピアサポート累積回数 : (週 回) (月 回)

3) ピアサポート1人平均の活動 : (回)(時間)

3. ピアサポーターへの研修

1) 研修の受講 : 有 ・ 無

2) 研修日程 : (日間又は 時間)

3) 内容 : ①講義 : (有 ・ 無) ②ロールプレー : (有 ・ 無) ③実習 : (有 ・ 無)

4) 講師 : ①当事者 (障害者本人): (身体・知的・精神・その他 _____))
②職員 ③家族 ④専門職 ⑤その他()

4. ピアサポーター活動者の処遇・雇用形態を差し支えない範囲で記入ください

1) ボランティア : 無 償 ・ 有 償

2) 雇用関係 : ①常勤(人) ②非常勤(人) ③パート(人)

3) 雇用契約 :

4) 雇用形態 :

5) 業務の範囲 :

6) 業務の限定・名称 :

7) 雇用期間・契約期間 :

8) 給与 :

1回	平均	円
----	----	---

1カ月	平均	円
-----	----	---

9) 交通 :

5. ピアサポートの雇用増進の課題

6. ピアサポートの社会的な役割

1) 専門職の役割とピアの役割・市民の役割、地域システムでの位置づけ

2) 日常生活では防災・緊急介入の対策なども視野に入れる

3) 地域の学校教育・社会福祉専門職等の育成教育との関係など

4) 次世代の人材作りへの活動とその定着化への環境改善と教育システムづくり

5) その他

7. ピアサポーターの課題 : 例) スタッフと同じ仕事として、スタッフに重き、メンバーに重き、当事者活動

8. ピアサポーター推進についてのご意見

9. その他自由意見

10. 事前記入者名 : _____

訪問記入者 : _____ 調査日 : _____ 年 月 日

11. 訪問調査者のコメント :

2. 研究班

1) 委員名簿

保崎	秀夫	(社) 日本精神保健福祉連盟	会長
大西	守	(社) 日本精神保健福祉連盟	常務理事
五十嵐	良雄	メディカルケア虎ノ門	院長
高畑	隆	公立大学法人埼玉県立大学	社会福祉学科 教授
田所	淳子	高知県中央西福祉保健所	健康障害課 精神保健福祉相談員
阿部	一彦	東北福祉大学	総合福祉学部 社会福祉学科 教授
春田	文夫	障害者自立生活センター	理事長
		財団法人障害者職能訓練センター	顧問
		NPO法人日本チャリティプレート協会	常務理事
殿村	壽敏	法務省・大阪保護観察所	首席社会復帰調整官

ワーキンググループ（調査協力者）

隅谷 理子 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
アドバンテッジタフネス・ケア部 研修/カウンセリンググループ

2) 委員会開催日時

第1回委員会

日 時： 平成22年8月14日(土) 10:00～13:00

場 所： ホテルJALシティ田町 B1 飛翔

議 題：

- (1) 「障害福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態調査」
事業
の具体的実施計画について
- (2) その他

第2回委員会

日 時： 平成22年10月8日(金) 17:00～21:00

場 所： 東京都障害者福祉会館 児童室B

議 題：

- (1) 「障害福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態調査」
事業の具体的実施計画について
(第1次調査結果、第2次調査票・調査先確認、訪問調査票・調査先確認、
予算旅費確認、意見交換会等)
- (2) その他

第3回委員会

日 時： 平成23年1月7日(金) 17:00～19:00

場 所： 東京都障害者福祉会館 児童室B

議 題：

- (1) 「障害福祉分野においてピアサポートを活用するための活動実態調査」
事業の進捗状況について
 - ① 郵送調査の進捗状況 (委託業者説明)
 - ② 訪問調査の進捗状況
 - ③ 委員の調査状況
- (2) その他

編集後記

障害者の自立した人生づくりでは、当事者中心の支援やパートナーシップの活動が言われています。また、社会福祉専門職の支援は上から目線ではなく、クライアントセンターによる価値（視点）、知識、技術による援助論が示されています。そして、障害者の自立生活づくりは狭い福祉ではなく広く社会に開かれ、多様な人材や資源の活用による相互性やWIN WINの関係が求められています。さて、真の当事者による当事者のための当事者の支援は、最近の事と思われます。本研究のピアサポートは当事者参加型の活動づくりと新たな支援システム、及び新たな支援論づくりの基礎的研究と言えます。本研究にご協力頂いた多くの関係者、当事者の皆様に厚く御礼申し上げます。また、東北・関東大震災にあわれた方々に新たな援助論の一助になれば幸いです。

2011年3月18日 高畑 隆

